

東京情報大学

点検・評価報告書

2022（令和 4）年 4 月

序 章	1
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	25
第5章 学生の受け入れ	42
第6章 教員・教員組織	52
第7章 学生支援	64
第8章 教育研究等環境	74
第9章 社会連携・社会貢献	85
第10章 大学運営・財務	90
第1節 大学運営	90
第2節 財務	105
終 章	110

序 章

東京情報大学（以下「本学」という。）は千葉県千葉市若葉区にキャンパスを設置し、大学院 1 研究科 1 専攻、2 学部 2 学科を擁する大学であり、経営母体は学校法人東京農業大学（以下「本法人」という。）である。

本法人は永年、わが国唯一の農学系総合大学である東京農業大学において生命・食料・健康・環境・バイオマスエネルギー・地域創生など人類の生存に不可欠な命題に取り組む人材の養成と研究を行ってきた。高度情報化社会が求める人材を輩出するため、1988（昭和 63）年にわが国で初の「情報」を大学名に冠する私立大学として本学は開学された。このような経緯から、本学は東京農業大学の創始者であり、近代社会の礎を築いた榎本武揚のパイオニア精神を継承し、建学の精神を「未来を切り拓く」としている。情報を活かして新しい未来を切り拓く人材を養成すべく、教育理念を「現代実学主義」とし、①実践的な学びの姿勢を尊重すること、②情報を活用した応用技術を社会に還元すること、③そのための基礎学問を重視して学生に教育を行っている。

開学当初は経営情報学部経営学と経営に必要な情報システムの分かる人材の育成を掲げる「経営学科」と経営の分かる情報マインドを備えた人材の育成を掲げる「情報学科」を設置していた。その後、マルチメディア社会の到来により従来の「経営情報学」の視点に新たに「メディア」と「社会」、「コミュニケーション」が加わったことを受け、1996（平成 8）年に音声、映像などのコンテンツを発信者として表現技術と経営体と社会とのコーディネーターの育成を掲げる「情報文化学科」を開設した。

2001（平成 13）年には学部名を「総合情報学部」に変更の上、情報学科と経営学科を「経営情報学科」に統合し、加えて「環境情報学科」と「情報システム学科」を開設した。2013（平成 23）年度には 4 学科を「総合情報学科」として 1 学科に統合し 12 コース制を設けたが、「本学固有の魅力の創出」と「高い目標意識を有した学生の獲得」を柱として実行することをコンセプトに 2017（平成 29）年度には 1 学科 3 学系体制（情報システム学系・数理情報学系・社会情報学系）に改組を行った。

経営情報学分野の更なる専門性の深化を目的として、1992（平成 4）年に大学院経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程、1999（平成 11）年に同専攻に博士課程を開設した。2005（平成 17）年には名称を「総合情報学研究科」に変更し、2021（令和 3）年 4 月から大学院改革の一環として社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、学部教育を継承した「情報システム系列」「社会情報系列」に加えて、令和 3（2021）年 4 月から総合情報学における重要な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、新たに「ヘルスケア情報系列」を設置した。

このように、本学は「情報学」を核として社会のニーズに合った学びを提供しており、現在その対象範囲は医療分野にも及んでいる。「人生 100 年時代」と言われるように、多くの人が健康で長く生きることができる社会となって久しいが、依然として、高齢者に対する

安定した医療の提供が課題となっている。本学が所在する千葉市若葉区や隣接する四街道市をはじめ近隣地域においても高齢化が進行している。このような背景の下、本学の特色を活かし、地域社会の医療に貢献できる人材の養成が急務であるという認識から、2017（平成29）年度に看護学部を開設した。看護学部では看護師及び保健師を目指す学生への教育を行うだけでなく、本学が所有する情報技術を応用し、情報と看護の融合による ICT を活用した保健医療分野における人材育成に取り組んでいる。

本学における自己点検・評価は 1995（平成 7）年に東京情報大学自己点検評価委員会（以下、「自己点検評価委員会」という。）を設置したことに始まり、毎年、当委員会を開催して自己点検評価を実施し、大学の教育・研究、組織、運営等の改善を図った。自己点検評価の結果は、1998（平成 10）年に「東京情報大学の現状と課題」、2005（平成 15）年に「自己点検・評価報告書 2003」として公表した。また、2008（平成 20）年には、財団法人大学基準協会（当時）の機関別認証評価の受審のため、「自己点検・評価報告書 2006」を作成し、本報告書に基づき同協会による書面の審査と実地視察が行われ、改善に対する助言を含め、本学は 2015（平成 27）年度までの認証を受けた。

その後、本学は自己点検評価報告書、認証評価結果及び改善報告書による評価や検討の結果に基づき、建学の精神並びに教育理念に適う教育研究の改善とその充実を図るため、学長ガバナンスの下、東京情報大学運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を中心に自己点検評価を実施し、改善に取り組んだ。2014（平成 26）年に公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）における書類審査及び実地視察等の結果、翌年 2015（平成 27）年 3 月に、「貴大学は本協会の大学基準に適合している」との認定（認定期間：2023（令和 5）年 3 月 31 日まで）を受けた。一方、当該審査の「東京情報大学に対する大学評価（認証評価）結果」において、5 点の努力課題の指摘を受け、2018（平成 30）年 7 月に改善報告書を提出した。これに対して、2020（令和 2）年 3 月に同協会より『『改善報告書』の検討結果について（通知）（19 大基評第 266 号）』にて、「貴大学では、「運営委員会」及び「大学院改革委員会」を中心に検討を行い、研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示す改善が不十分な事項については、更なる対応を求める」と評価され、2 点について更なる対応が求められた。第一点目は、総合情報学研究科博士前期課程において、定員に対する在籍学生数比率が低いことである。博士前期課程の定員充足のための方策として、①入学者の経済支援制度の充実、②研究室における大学院についての周知機会の拡大・指導の強化（内部進学者の増加）、③総合情報学部附置機関「先端データ科学研究センター」への早期研究体験プログラム、④大学院への進学を希望する学部 4 年次生に対する大学院授業科目の先取り履修制度を設けて対応している。

第二点目は、学生生徒等納付金への依存率が高いことである。この点については、収入の多様化を図るため、私立大学等改革総合支援事業等の補助金獲得及び科学研究費等外部資金獲得などの強化を掲げ、学内説明会等を実施し改善に努めている。

大学進学率が 50%を超え、大学はユニバーサル・アクセスの時代に突入し、更なる教育研究の質保証が求められている。このことを踏まえ、本学では、学長ガバナンスの下、内部質保証について組織的に取り組んでいる。2015（平成 27）年度に受審した大学認証評価の結果、「内部質保証」については、「自己点検評価委員会（内部質保証推進組織）が恒常的な点検評価機関として機能していない」という指摘を受けたことを契機に、学内の各種プロセスを検討し、2020（令和 2）年度に内部質保証推進のための組織を「内部質保証委員会」から「運営委員会（議長：学長）」に移管した（内部質保証委員会を廃止）。運営委員会は、内部質保証の方針に基づき実施した点検評価結果及び実施プロセスを自己点検評価委員会に報告し、自己点検評価委員会は、内部質保証システムの適切性及び有効性について検証すると規定し、役割及び手続きを明確にした。また、2019 年度に「第 3 期中期計画 N2022（2019-2022）」（以下「中期計画 N2022」という。）が策定されたことから、本学の教育研究推進に係る諸活動について、中期計画 N2022 を基軸として点検・評価を実施している。

運営委員会は、教務、入試、就職等に係る専門委員会を有し、学長ガバナンスの下、大学運営に係る重要事項について審議を行っている。構成員には議長である学長、副学長、研究科委員長、学部長、学科長、教職課程主任、学系長、学生部長、情報サービスセンター長、総合情報研究所長、事務局長及び専門委員会の委員長を加えている。運営委員会に設置した各種専門委員会や附置機関がそれぞれ専門的視点から、中期計画 N2022 に掲げたアクションプランを推進するとともに、運営委員会が点検・評価することで大学総体としての整合性を担保している。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、1988（昭和 63）年、本法人により、高度情報化社会に求められる経営学と情報学の融合による新たな学問領域の教育及び研究を通じた専門的職業人の育成を目的として、経営情報学部の下、経営学科、情報学科をもって開学した。

本学の建学の精神は「未来を切り拓く」、教育理念は「現代実学主義」である。建学の精神「未来を切り拓く」は東京農業大学の創設者であり、近代社会の礎を築いた明治の元勲榎本武揚のパイオニア精神を継承している。教育理念「現代実学主義」とは、基礎科学と応用科学を融合させ、社会的課題に応える教育研究を推進し、設置目的に掲げた「専門的職業人」を育成することを示している。

情報に関する科学技術の進展により、情報学の果たす役割や応用分野は、経済だけでなく社会の在り方や文化にまで広がり、ネットワーク化やグローバル化などをはじめとして社会に急激な変化をもたらした。同時に、現代の科学や社会構造は複雑化し、それぞれの要素の関係性の下で発生する課題を解決するため、既存の学問分野の枠組みを超えたアプローチが真に求められている。こうした時代の潮流に対応できる人材育成を行うため、本学は、情報化による社会ニーズの変化、学問領域の変化に対応して以下のように改組を行った。

1996（平成 8）年度には、マルチメディア関連技術の進展、産業構造の変化に対応して、情報文化学科を設置した。1998（平成 10）年度には、情報化社会の進展に伴う新しい日本の社会情勢と経済活動の変化に伴う社会的ニーズに積極的に応えるために学部改組を行い、1 学部 4 学科体制（情報システム学科、環境情報学科、経営情報学科（2001（平成 13）年から「情報ビジネス学科」に名称変更）、情報文化学科）に改組した。

総合情報学部は、広がる社会的なニーズに対応した人材育成や情報社会における課題解決に資することを目的として、2013（平成 25）年度に既存の 4 学科の枠組みを取り払い、総合情報学科 1 学科の下、心理・教育、スポーツマネジメント、起業・商品開発、会計・金融、社会コミュニケーション、CG・Web デザイン、映像・音響、ちば地域構想、地球・自然環境、システム開発、ゲーム・アプリケーション、ネットワーク・セキュリティの 12 コース制に改組した。

当該 12 コース制度を検証し将来に亘り本学が持続していくための改革を実現するため、

改組の翌年度の2014（平成26）年8月から総合情報学部改革委員会を組織し、教育研究レベルの向上のための「本学固有の魅力の創出」と「高い目標意識を有した学生の獲得」を柱としたコンセプトの検討を行った。その結果、2015（平成27）年10月専門性と選択性を両立するため、総合情報学に基礎づけられた理系分野の学系として「情報システム学系」、文系分野の学系として「社会情報学系」の2学系と、さらに重点分野として、国家戦略の一つに掲げられているデータサイエンティストの育成をコンセプトにした「数理情報学系」を加えた3つの学系から構成される学科とすることを決定し、2017（平成29）年度に1学科3学系制「情報システム学系」「数理情報学系」「社会情報学系」に改組し、「学部ー学科ー学系ー研究室」という組織体制を構築した。情報システム学系は、システムデザイン研究室、ゲーム・アプリケーション研究室、ネットワーク・セキュリティ基盤研究室、ネットワークシステム研究室、知能情報システム研究室、環境情報研究室の6研究室、数理情報学系は、数理情報研究室、データサイエンス研究室の2研究室、社会情報学系は、映像・音響研究室、ゲーム・CG・Webデザイン研究室、メディア文化研究室、経営イノベーション研究室、心理学的研究室、スポーツ科学研究室の6研究室で構成されている（資料1-1、資料1-2【ウェブ】）。

2017（平成29）年には、本学の情報技術を活用し、人生100年時代と呼ばれる少子超高齢化社会の医療現場で活躍することができる看護職及び地域医療・ケアの未来を切り拓き、時代と環境の変化に対応できる「たくましい看護師」の育成をコンセプトにして看護学部看護学科を設置した（資料1-3【ウェブ】）。

大学院改革の一環として社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、学部教育を継承した「情報システム系列」「社会情報系列」に加えて、2021（令和3）年4月から総合情報学における重点な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、新たに「ヘルスケア情報系列」を設けて内外に明示することとした（資料1-4）。

「東京情報大学学則」（以下「学則」という。）では、総合情報学部と看護学部の目的を次の通りとしている（資料1-5）。

<総合情報学部>

建学の精神「未来を切り拓く」及び教育理念「現代実学主義」の精神に基づき、急速に進展する情報社会の将来を見据え、情報社会に貢献できる優れた情報収集、処理、分析及び発信能力をもった人材の育成を目指す教育及び情報学に関する研究を行う。

<看護学部>

建学の精神「未来を切り拓く」及び教育理念「現代実学主義」の精神に基づき、急速に進む少子高齢化社会を見据え、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う情報活用と情報発

信力に優れた看護職の育成を目指す教育及び看護学に関する研究を行う。

また、「東京情報大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）では、総合情報学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の教育研究上の目的を次の通り設定している（資料 1-4）。

<総合情報学研究科>

現代実学主義の精神に基づき、急速に進展し、多様化・複雑化する情報社会の将来を見据え、情報システム、社会情報、ヘルスケア情報等の諸分野において、情報に関する広範かつ高度な専門知識と技能を有するための教育・研究をおこない、創造性豊かな研究・開発能力及び課題解決能力をもつ人材を育成するとともに、未来を切り拓く「総合情報学」の進展に寄与することを目的とする。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学院については、大学院学則第 1 条において総合情報学研究科における教育研究上の目的を定め、学生ハンドブックと大学ホームページにて公表し、広く周知を行っている（資料 1-4、資料 1-6、資料 1-7【ウェブ】）。

学部については、学則第 2 条において各学部学科の教育研究上の目的を定めており、学生ハンドブック及び大学ホームページにて公表し、広く周知を行っている（資料 1-3【ウェブ】、資料 1-8【ウェブ】、資料 1-9）。

新規採用の教員に対しては、例年 4 月に開催する「新任教員研修プログラム」において、理念・目的等を各学部長から説明を行い、理解を深めている（資料 1-10）。職員に対しては、例年 6 月に行われる研修において入職後 3 年目の職員が講師役となって新人職員に本学の理念や目的等の説明を行っている（資料 1-11）。

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は学則、また、これに準ずる規則等については、受験生や保護者及び社会に対して、大学ホームページ等を通じて周知している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくた

め、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

法人全体においては、経営母体である本法人ガバナンスの下、各部門（東京農業大学、東京情報大学、東京農業大学第一高等学校・中等部、東京農業大学第二高等学校、東京農業大学第三高等学校・附属中学校、東京農業大学稲花小学校、法人本部）において将来構想となる中期計画 N2022 を策定している（資料 1-12【ウェブ】）。

本学の中期計画 N2022 は 9 項目から構成されており、項目ごとに基本方針を定め、それぞれの項目を達成するためのアクションプランを設けている。

各アクションプランは、運営委員会規程第 6 条に基づき設置された専門委員会及び学則に基づき設置された附置機関に割り当てられ、運営委員会に対して、毎年アクションプランに係る活動結果及び次年度に向けた見直しの結果を報告している。次年度の運営委員会において委員会及び附置機関から提出された報告内容を確認し、大学総体としての適合性を図ったうえで、理事会に進捗状況を報告し、助言等を受けるといった PDCA サイクルを構築している。

また、社会への説明責任を果たすべく、中期計画 N2022 の点検評価報告書は、本学ホームページにて公開されている（資料 1-13【ウェブ】）。

各項目の基本方針は次の通り。（一部抜粋）

（1）内部質保証

本学の理念及び目的の実現に向けて、本学の教育研究活動等を不断に検証し、その質の向上を図り、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく活動を恒常的・継続的に行います。

（2）教育研究組織

建学の精神に基づき、大学の理念及び目的を実現するため、本学では以下の方針に沿って教育研究組織を編成・整備します。

＜学部＞

1. 教育・研究活動の高度化（教育の質の向上）を図る。
2. 教育支援体制の整備
3. 学部間の連携

＜大学院＞

1. 大学院の教育研究及び研究指導体制の整備

（３）教育課程・学修成果

本学は、「未来を切り拓く」という建学精神と「現代実学主義」という教育理念に基づき、自らのキャリアを確立するための教育を実現するために、情報を活かして新しい未来を切り拓く人材育成を目指して総合情報学部情報システム学系、数理情報学系、社会情報学系を置きます。さらに科学的根拠に基づいた適切なケアが提供できる人材育成を目指して看護学部看護学科を置き、教育課程を編成します。

（４）学生の受け入れ

本学は、社会の要請と時代の変化を見据え、人類、社会づくりに貢献する人材を育成するため、アドミッション・ポリシーに基づいて意欲ある学生の受け入れを行います。

（５）教員・教員組織

①求める教員像

大学の理念と目的、各学部・研究科の教育目標及び育成する人材像を十分理解し、愛情と熱意を持って学生を指導する教育力を有し、高度な研究力を備えた教員を求めます。

②教育組織の編成方針

ア 大学及び各学部・研究科の教育目標を実現するための十分かつ適切な教員を配置します。

イ DP、CP に基づき適切な教育プログラムを実現するために、教員の専門性や配置等の基本方針を策定し、それに基づき各学部・研究科で適宜点検を行います。

③教員の募集・採用・昇任等の方針

ア 教員の募集・採用は、透明性と適切性を保ちつつ、各学部及び研究科の採用方針に則り選考を行います。

イ 教員の昇任は、透明性と適切性を保ちつつ、各学部及び研究科の採用方針に則り選考を行います。

④教員の資質及び教員組織の点検・評価

ア 大学は、全学的に教員の教育資質向上に関する方針を示し、各学部及び研究科は、その方針に従って組織的に教員の教育力の向上に取り組めます。

イ 教員の研究力の向上を図るために、研修制度や研究助成などによる研究支援を行います。

（６）学生支援

本学の理念及び目的に基づき、学生一人ひとりが安心して充実した学生生活が送れるよ

う、修学支援、学生生活支援及び進路支援体制を整備します。

(7) 教育研究等環境

本学の理念及び目的に基づき、学生及び教員が教育・研究を行う施設・設備等の環境を整備し、適切に管理・運営を行い、学生満足度の高いキャンパス整備を目指します。

(8) 社会連携・社会貢献

本学の理念及び目的に基づき、実践した教育・研究活動の成果を広く社会に還元するために、社会連携及び社会貢献を推進します。

(9) 大学運営

本学の理念及び目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するための管理・運営体制を整備します。また、安定的な財務基盤を確立するための財政計画を策定し運営します。

教育研究活動を安定して遂行するため、中長期の財政計画を策定します。また、財務基盤として、外部資金の比率を高めます。

(2) 長所・特色

大学の理念や目的に沿った基本方針に基づき、中期計画 N2022 におけるアクションプランを策定・実行することにより学長ガバナンスを全学的に具体化している。また、各アクションプランの点検評価を毎年行い、進捗状況を把握することによって、教育研究活動において強化すべき取組みや問題点を継続的に確認している。さらに、中期計画 N2022 は毎年度見直し、アクションプランの追加や廃止を行い、実効性を踏まえた事業改革・改善を行っている。

(3) 問題点

中期計画 N2022 は、本法人における各部門（法人部門、2 大学、3 高等学校、2 中学校、1 小学校）で策定されている。そのため、中期計画 N2022 における評価は各部門で行っており、法人全体で統一された評価基準が設けられていないという点においては課題を有している。

また、学校法人に対してガバナンス・コードの策定とその遵守が求められたことに伴い、本法人では、私立大学連盟の定めた「私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード【第1版】」（以下「本ガバナンス・コード」という。）を遵守していくこととした（資料 1-14【ウェブ】）。中期計画 N2022 は、事業期間の中途であることから、事業計画と本ガバナンス・コードの整合性において過不足が生じているため、今後新たに策定する事業計画においては、本ガバナンス・コードの遵守を組み込む必要がある。

(4) 全体のまとめ

中期計画 N2022 により本学の理念や目的に沿った基本方針を定め、それぞれの項目ごとに具体的なアクションプランを設けたことにより大学の改革や事業の改善に必要な事項を整理し、組織の改善や課題を明確化することができている。また、中期計画 N2022 のアクションプランに対して、年度ごとに行う状況報告は、継続的な教育の質保証や大学運営の効率化に繋がっている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

2015（平成27）年度に受審した大学認証評価の結果、「内部質保証」については、「自己点検評価委員会（内部質保証推進組織）が恒常的な点検評価機関として機能していない」という指摘を受けたことから、本学では内部質保証を有効に機能させ改善・向上を図るための体制について検討してきた（資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5）。

2019年度以降は、中期計画N2022が策定された事を契機として、運営委員会において学内プロセスのあり方を検討し、全学内部質保証推進組織を運営委員会の下に設置した専門委員会である「内部質保証委員会」から、学長ガバナンスの下、教学マネジメントを掌る運営委員会に移管（内部質保証委員会を廃止）することとした。

2020（令和2）年9月8日の運営委員会において、全学的な内部質保証の方針を「本学は、その教育研究水準の向上を図り、学則に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、高等教育機関としての質を担保する。」と改正し、運営委員会は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織となり、最終決定は運営委員会議長である学長が行うと定めた。さらに、運営委員会は、毎年内部質保証の方針に基づき実施した点検評価結果及び実施プロセスを自己点検評価委員会に報告し、自己点検評価委員会は、内部質保証システムの適切性及び有効性について検証すると規定し、役割及び手続きについても明確にした（資料2-6、資料2-7、資料2-8）。

これらにより、内部質保証の方針に別表として示した「内部質保証のプロセス及びその検証の流れ」の通り、運営委員会が中期計画N2022を基軸に大学全体の内部質保証を推進するとともに、研究科及び各学部の改善・向上を支援する体制が整った（資料2-9【ウェブ】）。

内部質保証の方針は、本学の基本方針の一つとして本学ホームページに公開し、学内外問わず確認できるようにしている（資料2-10【ウェブ】）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学の内部質保証の推進に係る責任組織については、内部質保証の方針に示した通り、運営委員会が担っている。運営委員会は、学則に「教育課程の編成方針に関する全学的な方針等の重要事項について学長が決定するにあたり審議し、意見を述べる」ため、本学に設置すると規定されている（資料 1-5）。

運営委員会規程には、審議事項として「本学の教育・研究等の内部質保証に関する事項」と明記し、議長は学長が務めることとしている。その他に、副学長、大学院研究科委員長、各学部長、各学科長、教職課程主任、各学系長、学生部長、情報サービスセンター長、総合情報研究所長、学長が指名する教授（若干名）及び事務局長を構成員としている（資料 2-6）。運営委員会には、学長主導の下、教育研究の質的向上を図るため、各種の専門委員会を設置しているが、各専門委員会の委員長は、学長が指名する教授として構成員に加わっている（資料 2-11）。

運営委員会の下に設置する専門委員会は、2021（令和 3）年度現在、教務委員会、入試・広報委員会、就職委員会、FD 委員会、エクステンション委員会の 5 つである。これらの専門委員会の委員長と、運営委員会の構成員である附置機関の長（学生部長、情報サービスセンター長、総合情報研究所長、事務局長）が、学長（運営委員会議長）の命を受け、学部・研究科における教育研究等に関する改善・向上を推進している（資料 2-9【ウェブ】）。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2014（平成 26）年に学則第 2 条第 2 項に定める学部・学科及び課程の目的に基づく「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は、運営委員会の下に設置された専門委員会である教務委員会及び FD 委員会が中心となり、大学、学部、学科、学系（総合情報学部総合情報学科のみ）ごとに策定し、大学ホームページに公表してい

る。

2016（平成 28）年、文部科学省より『学位認定・学位授与の方針』、『教育課程編成・実施の方針』及び『入学者受入れの方針』の策定及び運用に関するガイドライン（中央教育審議会大学分科会大学教育部会：平成 28 年 3 月 31 日）」が策定され、ここで示された「三つの方針の策定に当たって（留意事項）」に基づき、建学の精神、教育理念、学則及び大学院学則に基づく目的に沿って各方針の見直しを行った（資料 2-12）。見直しにあたっては、各方針の連関性と妥当性、また、一般的な表現に統一し学内外からも理解を得やすい内容となるよう留意した。方針の改正に併せてカリキュラム改正にも取り組み、改正したそれぞれの方針を 2017（平成 29）年 4 月に大学ホームページに公表した（資料 1-3【ウェブ】、資料 1-8【ウェブ】）。

2015（平成 27）年度に受審した大学認証評価の結果、「内部質保証」については、「自己点検評価委員会（内部質保証推進組織）が恒常的な点検評価機関として機能していない」という指摘を受けたことから、本学では内部質保証を有効に機能させ改善・向上を図るための体制について検討してきた。その結果、2018（平成 30）年 6 月、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、運営委員会の下に「内部質保証委員会」を組織し、大学基準協会「大学基準」及び「点検・評価項目」に沿って点検・評価を実施した（資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、資料 2-5）。その後、2019 年度に中期計画 N2022 が策定されたことから、中期計画 N2022 を基軸として点検・評価を実施している。

2020（令和 2）年 9 月 8 日の運営委員会において、全学的な内部質保証の方針を「本学は、その教育研究水準の向上を図り、学則に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、高等教育機関としての質を担保する。」と改正し、運営委員会は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織となり、最終決定は運営委員会議長である学長が行うと定めた（内部保証委員会は廃止）。（資料 2-7、資料 2-8）。

2021（令和 3）年度から運営委員会が報告書の様式を定めて点検・評価を行っている。具体的には、内部質保証の責任組織である運営委員会から、研究科・専攻及び各学部・学科に対して、各方針の実施状況の他、各学科・専攻が毎年点検すべき項目が盛り込まれた「点検・評価報告書（学科・専攻用）」を示し、年度末に客観的根拠に基づいた点検・評価結果を報告するよう依頼している（資料 2-13、資料 2-14）。研究科・専攻及び各学部・学科からの報告書は、運営委員会で確認し、必要に応じて次年度に向けて計画を見直すよう求めている（資料 2-15）。運営委員会は、全学的な取り組みとして推進した諸活動が、各学科・専攻の改革・改善に結び付いているかを確認し最終評価をしている。

本学は、建学の精神及び教育研究の理念の下、2019（平成 31）年度から 4 年間での達成目標を定めた中期計画 N2022 を策定し、全学内部質保証推進組織である運営委員会がこの計画を推進している（資料 2-16）。

中期計画 N2022 には、以下の 9 項目を設定している。

- ① 内部質保証
- ② 教育研究組織
- ③ 教育課程・学修成果
- ④ 学生の受け入れ
- ⑤ 教員・教員組織
- ⑥ 学生支援
- ⑦ 教育研究等環境
- ⑧ 社会連携・社会貢献
- ⑨ 大学運営

各専門委員会及び附置機関は、当該年度末に運営委員会に活動結果を報告し、進捗状況等の確認を行っている。また、中期計画 N2022 に掲げたアクションプランは、進捗状況や社会情勢等を踏まえ、次年度に向けて見直しを図り、運営委員会で確認及び承認手続きを行っている（資料 2-17、資料 2-18）。

運営委員会では、各専門委員会の委員長及び附置機関の長が一堂に会し、それぞれの進捗報告、次年度への計画の見直しを確認することにより、大学総体としての整合性を担保している。

運営委員会が点検・評価した結果は、自己点検評価委員会に報告され、自己点検評価委員会において、内部質保証システムの適切性と有効性について確認している（資料 2-19、資料 2-20）。自己点検評価委員会における確認結果は、運営委員会に報告される。この一連のプロセスを通じて、教育・研究等に係る PDCA サイクルを有効的に機能させている。

本学では、2015（平成 27）年度、看護学部の設置認可申請を行った。その際に留意事項等が付され、臨地実習要項における小児看護学実習の「実習目標」を修正した。以降、完成年度を迎えた 2020（令和 2）年まで毎年 5 月の期日までに文部科学大臣に履行状況報告書を提出してきたが、指摘事項等の意見は付されていない（資料 2-21【ウェブ】）。

前回、2015（平成 27）年度に大学基準協会の第 2 期機関別認証評価を受審した際に指摘を受けた努力課題（5 件）については、当時、内部質保証の責任組織として位置付けていた自己点検評価委員会が中心となり、すべて対応し 2019（平成 31）年 7 月に改善報告書として提出した（資料 2-22）。これに対して、2020（令和 2）年 3 月に同協会より『『改善報告書』の検討結果について（通知）（19 大基評第 266 号）』にて、「貴大学では、『運営委員会』及び『大学院改革委員会』を中心に検討を行い、研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示す改善が不十分な事項については、更なる対応を求める」と評価され、総合情報学研究科博士前期課程において収容定員に対する在籍学生数比率が低いので改善が望まれること、第二に学生生徒等納付金への依存率が高いので改善が望まれることの 2 点の助言を受けたが、改善経過について再度報告を求める事項は指摘されなかった（資料 2-23）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育研究等に関する情報の公表として、学校教育法施行規則第172条の2が規定している情報は全て大学ホームページにて公表している（資料2-24【ウェブ】）。

各学科・専攻における点検・評価については、運営委員会の主導の下、「点検・評価報告書（学科・専攻用）」にとりまとめ、2021（令和3）年度から大学ホームページに公表を予定している。大学全体の点検・評価については、中期計画N2022に掲げたアクションプランに係る活動結果として、毎年大学ホームページに公表している（資料1-13【ウェブ】）。

学校法人全体の中期計画N2022及び財務情報等については、学校法人東京農業大学ホームページに公開している（資料2-25【ウェブ】）。

また、文部科学大臣に提出した学部設置認可申請書やそれらに係る履行状況報告書についても大学ホームページにて公表している（資料2-21【ウェブ】）。

公表する情報は、事前に確認する手順を踏むことにより正確性を高め、信頼されるよう努めている。例えばシラバスであれば、運営委員会に設置された専門委員会である教務委員会において内容を確認し、適切ではない内容や表現等については授業担当教員に対して指摘し、修正を行っている。「点検・評価報告書（学科・専攻用）」については、運営委員会（専門委員会等）にて最終確認し、承認を得た内容を公表している。中期計画N2022に基づく大学全体の点検・評価報告書についても、自己点検評価委員会で最終確認を行っている（資料2-19、資料2-20）。

情報の公表にかかる外部システムの利用としては、2014（平成26）年度に準備を始め、2015（平成27）年度から大学ポータル（私学版）へ参加している。当該システムを利用した各公開内容の確認や更新の作業は、各項目に対して担当所管を割り当て、毎年確認及び更新作業を行っている（資料2-26）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部質保証の推進に係る責任組織である運営委員会は、各種専門委員会及び附置機関に対し、中期計画 N2022 に掲げたアクションプランに係る活動結果について報告を求めている。

2020（令和 2）年度においては、年度当初に政府から COVID-19 に係る緊急事態宣言が発出されるなど、教育研究活動に多大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症への対応についても報告を求めた。さらに、次年度に向け、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、2020（令和 2）年度の活動結果を踏まえたアクションプランの見直しについても運営委員会に提案するよう求めた（資料 2-27、資料 2-28）。

運営委員会は、各種専門委員会等からの報告及びアクションプランの見直し提案を受け、大学総体としての整合性を確認し、大学全体の点検・評価結果として取りまとめている。

前述の通り、運営委員会が行った点検・評価結果（中期計画 N2022 に掲げたアクションプランの実施結果及び次年度に向けた計画の見直し）は、自己点検評価委員会において次の 4 つの視点から、内部質保証システムの適切性や有効性について点検・評価を行っている（資料 2-19、資料 2-20）。

- （1）自己点検評価の実施手順（内部質保証推進組織としての運営委員会の支援状況）
- （2）教育研究活動を継続していくための財務状況
- （3）教育研究活動を推進するための施設の整備状況
- （4）最後に教育研究活動を支える大学運営組織の整備状況

令和 2 年度の点検・評価においては、令和 3 年度に向けた内部質保証の方針に基づいた支援体制が整いつつあることを確認するとともに、さらに有効な PDCA サイクルを構築するため客観的指標に基づいた点検・評価を行うよう助言している（資料 2-19、資料 2-20）。

内部質保証を組織的に推進するため、各事務所管においては、各所管長が中期計画 N2022 に基づき「事業計画書（単年度計画）」を策定している（資料 2-29）。ここに策定された各所管の事業計画は、毎年度末に事務局において進捗状況を確認している。事務職員の人事評価制度においては、毎年度目標達成度による評価を実施しており、事業計画書に基づき個人ごとの目標を設定し、評価している。このことにより中期計画 N2022 に基づく内部質保証の推進を個人目標と結び付けている（資料 2-30）。事務職員の人事制度については、第 10 章大学運営において詳述する。

（2）長所・特色

本学において、2019（平成 27）年度より中期計画 N2022 を点検・評価項目としている。このことにより点検・評価と事業計画の推進を一体のものとして組織的に内部質保証として進めることを可能としている。さらに、2021（令和 3）年度より内部質保証推進組織を「運営委員会」と定めたことにより、主体的に点検・評価を行うことができ、内部質保証に係る学内プロセスが明確になった（資料 2-9【ウェブ】）。中期計画 N2022 を基軸にしたアクショ

ンプランを実行する組織（各種専門委員会と附置機関）、大学総体としての整合性を確認し最適化を図る組織（運営委員会）、そして、これらの内部質保証システムの適切性と有効性を検証する組織（自己点検評価委員会）を定め、中期計画 N2022 と内部質保証を推進するための体制が一体となっている特色を有している（資料 2-9【ウェブ】）。さらに、2023（令和 5）年度から開始する新たな第 4 期目となる中期計画 N2026 においては、中期計画 N2022 において抽出した課題を整理することにより、改善・向上の実を上げる取組みに昇華していく。

（３）問題点

1988（昭和 63）年度開学から 2016（平成 28）年度まで情報系の単科大学であったことから、「大学組織＝学部組織」として機能してきた歴史があり、総合情報学部総合情報学科、看護学部看護学科の 2 学部 2 学科及び 1 研究科 1 専攻の運営について、それぞれの特色ある教育を推進し、効率的に運営していくための仕組みの構築が課題になっている。

この課題を踏まえて第 4 期中期計画 N2026 の策定にあたっては、改めて必要となる機能を整理する。

（４）全体のまとめ

2015（平成 27）年度に受審した大学認証評価の結果、内部質保証については、「自己点検評価委員会（内部質保証推進組織）が恒常的な点検評価機関として機能していない」という指摘を受けた。このことを受けて運営委員会において、内部質保証を有効に機能させ改善・向上を図るための体制について検討し、2018（平成 30）年 6 月、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、内部質保証の責任組織を運営委員会の下に「内部質保証委員会」を設けて、大学基準協会「大学基準」及びその解説に示された点検・評価項目に沿って点検・評価を実施した（資料 2-2、資料 2-5）。

2019 年度以降は、中期計画 N2022 が策定されたことを契機として、運営委員会において学内プロセスのあり方を検討し、内部質保証の責任組織を運営委員会の専門委員会である「内部質保証委員会」から、学長ガバナンスの下、教学マネジメントを掌る運営委員会に移管（内部質保証委員会を廃止）することが適切であると判断した（資料 2-9【ウェブ】）。

運営委員会は、教務、入試、就職等に係る専門委員会を有し、学長ガバナンスの下、大学運営に係る重要事項について審議を行っている（資料 2-6）。また、構成員には議長である学長の他、副学長、研究科委員長、学部長、学科長、教職課程主任、学系長、学生部長、情報サービスセンター長、総合情報研究所長、事務局長及び専門委員会の委員長を加えている。運営委員会に設置した各種専門委員会や附置機関がそれぞれ専門的視点から、中期計画 N2022 に掲げたアクションプランを推進するとともに、運営委員会が大学全体を俯瞰しながら点検・評価をすることで大学総体としての整合性を担保することが可能となった。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境等への配慮

本学は、「情報」を大学名に冠する初の私立大学として1988（昭和63）年に経営情報学部の一学部の単科大学として開学した。研究科及び学部学科の設置・改組を経て2021（令和3）年現在は次の通りとなっている。

（1）大学院総合情報学研究科（博士前期課程・博士後期課程）1専攻

（2）総合情報学部総合情報学科

（3）看護学部看護学科

本学は、学則第2条に「建学の精神に則って、学術の理論及び応用を教授研究し、その文化の進展に寄与する」ことを掲げ、教育研究組織を構成している（資料1-5）。

総合情報学研究科は、学則第3条第4項及び大学院学則に基づき、総合情報学部総合情報学科及び看護学部看護学科は、学則第3条に基づき設置されている。

大学院は、大学院学則第1条に定める目的を達成するため、専門性に応じて教育課程に系列を設け指導体制を整備している。大学院改革の一環として、社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、学部教育を継承した「情報システム系列」「社会情報系列」に加えて、令和3年4月から総合情報学における重要な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、新たに「ヘルスケア情報系列」を設けて内外に明示することとした（資料1-4、資料3-1、資料3-2）。

総合情報学部総合情報学科は、学則第2条第2項の目的を達成するため、学科の下に「総合情報学」に基礎づけられた「情報システム」「数理情報」「社会情報」の3つの学系による階層性を持った教育研究組織で構成されている（資料1-5、資料3-3）。各学系には、教育課程だけでなく教員が専門研究分野に沿った形で所属しており、昇格、採用等についても学系を単位としている（資料3-4）。

看護学部看護学科は、2017（平成29）年に、本学の特色である情報技術を活用し、「人生100年時代」と呼ばれる少子超高齢化社会の医療現場で活躍することができる看護職並びに地域医療・ケアの未来を切り拓き、時代と環境の変化に対応できる「たくましい看護師」の育成をコンセプトに設置した。看護学部看護学科は、学則第2条第2項の目的を達成する

ため、学問専門分野に沿って「基礎看護分野」「成育・成人看護分野」「地域看護分野」からなる教育研究組織を構築し、各教員が所属している（資料 1-5、資料 3-5）。また、教育課程には、本学が育成する看護職に必要な「情報活用・発信力」「職業人としての基礎力」「現場から学ぶ力」を身に付けるための象徴科目を設けており、1 年次から 4 年次までの全学年において段階的に学べる構成としている。教育課程については、第 4 章で詳述する。

学則第 3 条の 2 第 1 項に基づき、総合情報学部総合情報学科に教職課程が設置されており、学則第 2 条の目的に適う教員養成のために必要な教育研究組織を整備している（資料 1-5）。

学則第 4 条に基づき、「情報サービスセンター」を設置している（資料 1-5）。情報サービスセンターは、学則第 4 条第 2 項に基づき、東京情報大学情報サービスセンター規程（以下「情報サービスセンター規程」という。）を定め、第 2 条にコンピュータネットワーク及びシステムの整備・管理・運営や図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料の収集、整理及び提供を行うほか、学術情報の提供を主な目的として規定している（資料 3-6）。情報サービスセンターは、大学設置基準第 38 条に基づく図書館の機能を有している。情報サービスセンターについては、第 8 章において詳述する。

学則第 4 条の 3 に基づき、「総合情報研究所」を設置している。総合情報研究所は、学則第 4 条の 3 第 2 項に基づき、東京情報大学総合情報研究所規程（以下「総合情報研究所規程」という。）を第 1 条第 3 項に「本学の研究拠点として、総合情報学及び看護学に係る基礎並びに応用に関する研究を、産学官連携等により推進し、社会の発展に寄与する」ことを目的として規定している（資料 3-7）。総合情報学研究所については、第 8 章において詳述する。

総合情報学部には、2020（令和 2）年 11 月 1 日から学則第 4 条の 5 に基づき「東京情報大学総合情報学部先端データ科学研究センター」（以下「先端データ科学研究センター」という。）が設置されており、学則第 4 条の 5 第 2 項により先端データ科学研究センター規程を定め、第 2 条に「情報通信技術を活用した、データ科学における新たな実践的技術の研究・開発を産官学の連携を通じて行う」ことを目的として規定している（資料 3-8）。

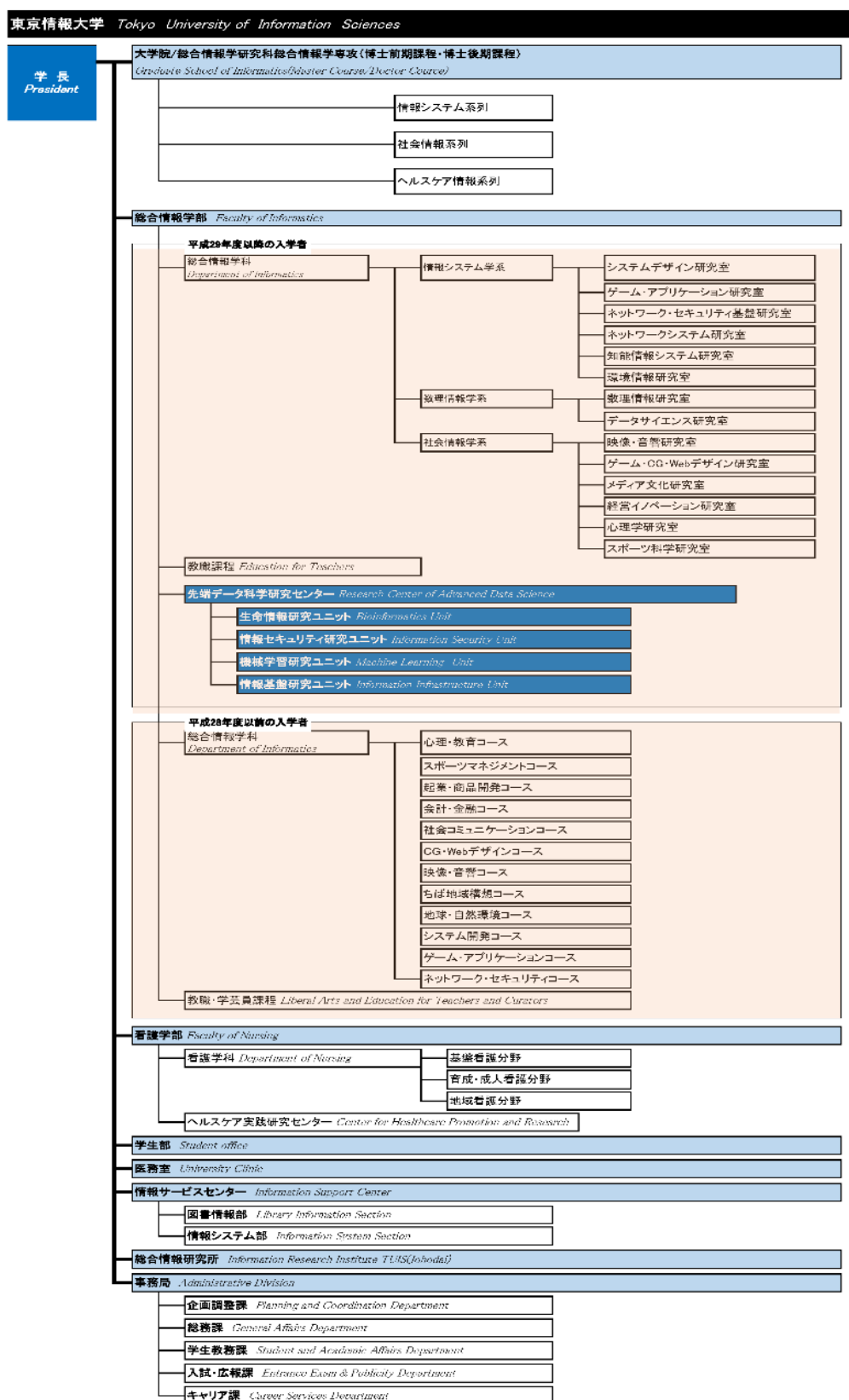
看護学部には、2017（平成 29）年 4 月 1 日から学則第 4 条の 4 に基づき、「東京情報大学看護学部遠隔看護実践研究センター」（以下「遠隔看護実践研究センター」という。）を設置し、第 4 条の 4 第 2 項により「東京情報大学看護学部遠隔看護実践研究センター規程」を定め、第 2 条に「情報通信技術を活用した、新たな医療及び看護学分野における実践技術の研究・開発を産官学の連携を通して行う」ことを目的として規定した（資料 3-9）。

2021（令和 3）年 10 月から遠隔看護実践研究センターは、看護学部の目的（学則第 2 条第 2 項）に沿って、「遠隔看護に限らず、地域住民、地域内の専門家等を対象としたヘルスケアに関する実践研究を行う機関とする」ため、発展的に地域住民を対象としたヘルスケアを行う組織として「東京情報大学看護学部ヘルスケア実践研究センター」（以下「ヘルスケア実践研究センター」という。）へ名称を変更した。これに伴い遠隔実践研究センタ

一規程からヘルスケア実践研究センター規程に改正し、第2条の目的を次のように規定している（資料3-10）。

- （1）地域における健康寿命の延伸に関わる実践研究を中心的に行い、世代間交流を活性化することで、地域の絆を強化し、エンパワメントの向上を図る。
- （2）地域内の専門職等の実践能力の育成に貢献し、ヘルスケアに関連する研究を推進する。

◆東京情報大学組織図（令和3年10月1日現在）



点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の基本方針に基づき、大学院総合情報学研究科、総合情報学部総合情報学科、看護学部看護学科、総合情報学部教職課程、情報サービスセンター、総合情報研究所、先端データ科学研究センター（2020（令和2）年11月設置）、ヘルスケア実践研究センター（2021（令和3）年10月「看護学部遠隔看護実践研究センター」から名称変更）を編成・整備している。

総合情報学部は、拡がる社会的なニーズに対応した人材育成や情報社会における課題解決に資することを目的として、2013（平成25）年度に既存の4学科の枠組みを取り払い、総合情報学科1学科の下、心理・教育、スポーツマネジメント、起業・商品開発、会計・金融、社会コミュニケーション、CG・Webデザイン、映像・音響、ちば地域構想、地球・自然環境、システム開発、ゲーム・アプリケーション、ネットワーク・セキュリティの12コース制に改組した。

当該12コース制度を検証し将来に亘り本学が持続していくための改革を実現するため、改組の翌年度の2014（平成26）年8月から総合情報学部改革推進委員会を組織し、教育研究レベルの向上のための「本学固有の魅力の創出」と「高い目標意識を有した学生の獲得」を柱としたコンセプトの検討を行った。その結果、2015（平成27）年10月専門性と選択性を両立するため、総合情報学に基礎づけられた理系分野の学系として「情報システム学系」、文系分野の学系として「社会情報学系」の2学系と、さらに重点分野として、国家戦略の一つに掲げられているデータサイエンティストの育成をコンセプトとした「数理情報学系」を加えた3つの学系からなる学科とすることを決定し、2017（平成29）年度に1学科3学系制「情報システム学系」「数理情報学系」「社会情報学系」に改組し、「学部－学科－学系－研究室」という組織体制を構築した（資料3-11、資料3-12）。情報システム学系は、システムデザイン研究室、ゲーム・アプリケーション研究室、ネットワーク・セキュリティ基盤研究室、ネットワークシステム研究室、知能情報システム研究室、環境情報研究室の6研究室、数理情報学系は、数理情報研究室、データサイエンス研究室の2研究室、社会情報学系は、映像・音響研究室、ゲーム・CG・Webデザイン研究室、メディア文化研究室、経営イノベーション研究室、心理学研究室、スポーツ科学研究室の6研究室で構成されている（資料1-1、資料1-2【ウェブ】）。

2017（平成29）年には、本学の情報技術を活用し、人生100年時代と呼ばれる少子超高齢化社会の医療現場で活躍することができる看護職及び地域医療・ケアの未来を切り拓き、時代と環境の変化に対応できる「たくましい看護師」の育成をコンセプトにして看護学部看

護学科を設置した（資料 1-3【ウェブ】）。

研究科専攻は、2017（平成 29）年度に 1 学科 3 学系制「情報システム学系」「数理情報学系」「社会情報学系」に改組したことに伴い、2021（令和 3）年 4 月から学部教育を継承した「情報システム系列」「社会情報系列」に改編した。また、大学院改革の一環として社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、総合情報学における重要な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、「ヘルスケア情報系列」を設けて内外に明示することとした（資料 1-4、資料 3-13）。

各学科・研究科の適切性については、2021（令和 3）年度から各学科・専攻にて点検評価報告書を作成し、運営委員会が設置する専門委員会の助言を受け、必要に応じて修正し、運営委員会に報告している（資料 2-15、資料 2-9【ウェブ】）。また、学則等に基づく附置機関については、運営委員会が中期計画 N2022 のアクションプランに基づき、附置機関の長に当該年度の活動報告を依頼し、報告書の提出を受けて確認している（資料 2-16）。

（2）長所・特色

本学は、情報社会に有意な教育研究及び人材育成を核とし、情報社会と技術の進展に合わせて専門領域を開学時の 1988（昭和 63）年は「経営+情報」からスタートし、1996（平成 8）年には「情報文化（メディア）」を加え、2001（平成 13）年に「環境情報（ソフトウェア）」を加えて展開してきた。社会が要請するニーズに積極的に対応するため 2013（平成 25）年に総合情報学部総合情報学科（1 学科 12 コース制）に改組し、2017（平成 29）年に専門領域を「情報システム」「数理情報」「社会情報」の 3 つの学系による教育課程に改組した。この教育研究組織の在り方は、20 世紀から 21 世紀にかけての情報社会のめまぐるしい変化に呼応しており、本学の強みとなっている。

また、本学は情報リテラシー教育の伝統を有しており、看護学部の教育課程においても情報リテラシー教育の導入が比較的容易であった。

COVID-19 における教育機関の対応としては、総合情報学部においてはノートパソコン、看護学部においてはタブレットを必携にしていたことからリモート授業への対応が比較的容易に行われた。

（3）問題点

情報社会と少子超高齢化の諸課題に寄り添う看護職を育成するため、2017（平成 29）年看護学部看護学科を新設したが、完成年次を迎え、「総合情報学」と「看護学」の融合による新たな本学の特色ある教育研究をどのように推進していくかについて、総合情報学部、看護学部を架橋する研究テーマの探索や双方研究の相互乗り入れなどの組織的な対応が今後の課題である。

(4) 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、大学の理念・目的を実現するための組織として、「情報」を軸として情報社会、少子超高齢社会に貢献する人材を育成するため、大学院は、総合情報学研究科（博士前期課程・後期課程）、学部組織は、総合情報学部総合情報学科、看護学部看護学科の1研究科1専攻、2学部2学科体制、附置機関として、情報サービスセンター、総合情報研究所の附置機関を設置・整備している。また、総合情報学部先端データ科学研究センター、看護学部ヘルスケア実践研究センターを設置し、本学の教育研究の高度化を図る体制を整備している。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、建学の精神「未来を切り拓く」、教育理念「現代実学主義」に基づき、教育課程・学習成果の基本方針を次の通り定め、大学ホームページに掲載している（資料 2-10【ウェブ】）。

【東京情報大学基本方針「4. 教育課程・学習成果」】

(1) 学位授与の方針（ディプロマポリシー：DP）

理念・目的を実現するために、教育目標を明らかにし、それに基づき学位授与方針を定め、公表する。

(2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー：CP）

学位授与方針を踏まえ、DPを実現するための教育課程編成・実施の方針を定め、公表し、教育課程を編成・実施していく。

(3) 学習成果

DPに明示した学生の学習成果を把握する方法を整備し、達成度を評価する。

学士課程では、学則第2条に教育研究上の目的を定め、育成する人材像を明確にしたうえで、学生が修得すべき能力（学士力）を「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」の4つに分けた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を、大学、学部、学科、学系別に定め、大学ホームページに公表している（資料 1-5、資料 4-1【ウェブ】）。

博士前期課程では、大学院学則第1条の目的に基づき、教育研究上の目的を定め、博士前期課程の学生が修得すべき能力を「専門知識・技能」「研究・開発能力」「研究の素養」の3つに分けた学位授与方針を系列ごとに定め、大学ホームページに公表している（資料 1-4、資料 1-7【ウェブ】）。

博士後期課程では、博士後期課程の学生が修得する能力を「専門知識・技能」「研究・開発能力」「研究の素養」の3つに分けた学位授与方針を定め、大学ホームページに公表している（資料 1-7【ウェブ】）。

また、博士前期課程・後期課程については、学位取得に必要な課程修了の要件、学位論文の審査基準等を定め、大学ホームページに公表している（資料 4-2【ウェブ】）。

大学の学位授与方針は、次の通り、教育理念である「現代実学主義」を実現するために身

につけるべき能力を明示している（資料 4-1【ウェブ】）。

知識・理解	1. 専門分野の知識を習得し、社会の中で活用することができる。
汎用的技能	1. コミュニケーション能力を高め、自らの意見を論理的・効果的に伝えることができる。 2. 情報を適切に収集、分析及び活用することができる。 3. 社会人として必要な基礎的な知識と幅広い教養を身につけている。
態度・志向性	1. 社会人として必要な自己管理能力、協調性、統率力、倫理観、規律性を身につけている。 2. 情報モラルを身につけ、I C Tを利活用することができる。
総合的な学習経験と創造的思考力	1. 主体的に課題を発見し、その課題を解決することができる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：各学部・大学院の教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性
--

学位授与方針に基づき、学士課程（大学、学部、学科、学系）、博士前期課程（系列）、博士後期課程それぞれに、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、大学ホームページに公表し、学生ハンドブックにも掲載している（資料 4-1【ウェブ】、資料 1-7【ウェブ】、資料 4-3）。

大学の教育課程の編成・実施方針は、次の通りである。

1. 「未来を切り拓く」という建学の精神と「現代実学主義」という教育理念に基づき、自らのキャリアを確立するための教育を実現するために、情報を活かして新しい未来を切り拓く人材育成を目指して総合情報学部情報システム学系、数理情報学系、社会情報学系を置く。さらに科学的根拠に基づいた適切なケアが提供できる人材育成を目指して看護学部看護学科を置き、教育課程を編成する。
2. 教育理念である「現代実学主義」の精神に基づき、急速に進展しつつある情報社会、少子高齢社会の将来を見据えることができるための現代実学科目を設置する。各学部において、実践的な実学教育のカリキュラム体系を構築し、学生自身が主体的にかつ計画的に学び、実社会で活用できる能力を身につけていくことを教育方針とする。
3. 全学共通科目は、学生として必要とされる知識と教養を養うとともに、学習方法及び国際的に通用する基礎的なコミュニケーション能力の習得を目指す。

4. 各学部の「基礎科目」は、当該学部で学修する知識や技能を体系的に身につけるために、学部の特性に応じた基礎教育を行う。
5. 各学部の「専門教育科目」は、各々の専門的知識や学問的方法を体系的に学び、問題解決方法や問題の本質を見抜く洞察力や判断能力、社会や地域をサポートするための実践的能力を身につける。最終的に、それまで身につけてきた知識、技能・技術を集大成し、社会の発展に積極的に貢献できる人材を目指す。

教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性については、学士課程（大学、学部、学科、学系）、博士前期課程（系列）、博士後期課程のそれぞれの編成にあたり、学位授与方針に基づき構築することを実施方針としている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・初年次教育への配慮【学士】
- ・教養教育と専門教育の適切な配置【学士】
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

総合情報学部は、広がる社会的なニーズに対応した人材育成や情報社会における課題解決に資することを目的として、2013（平成 25）年度に既存の 4 学科の枠組みを取り払い、総合情報学科 1 学科の下、心理・教育、スポーツマネジメント、起業・商品開発、会計・金融、社会コミュニケーション、CG・Web デザイン、映像・音響、ちば地域構想、地球・自然環境、システム開発、ゲーム・アプリケーション、ネットワーク・セキュリティの 12 コース制に改組した。当該 12 コース制度を検証し将来に亘り本学が持続していくための改革を実現するため、改組翌年度の 2014（平成 26）年 8 月から総合情報学部改革委員会を組織し、教育研究レベルの向上のための「本学固有の魅力の創出」と「高い目標意識を有した学生の獲得」を柱とした実行することをコンセプトにした検討を行った。その結果、2015（平成 27）年 10 月専門性と選択性を両立するため、総合情報学に基礎づけられた理系分野の学系として「情報システム学系」、文系分野の学系として「社会情報学系」の 2 学系と、さらに重点分野として、国家戦略の一つに掲げられているデータサイエンティストの育成をコンセ

プトにした「数理情報学系」を加えた3つの学系から構成される学科とすることを決定し、2017（平成29）年度に1学科3学系制「情報システム学系」「数理情報学系」「社会情報学系」に改組し、「学部－学科－学系－研究室」という組織体制へと改組し現在に至っている（資料4-4、資料4-5）。

2017（平成29）年には、本学の特色である情報技術を活用し、「人生100年時代」と呼ばれる少子超高齢化社会の医療現場で活躍することができる看護職及び地域医療・ケアの未来を切り拓き、時代と環境の変化に対応できる「たくましい看護師」の育成をコンセプトにして看護学部看護学科を設置した（資料4-6）。

平成29（2017）年度の総合情報学部の改組及び看護学部の設置に合わせて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を策定し、この方針に基づき、教育課程を編成している。

2学部体制になったことにより、教育課程の編成にあたっては、大学共通の科目群「全学共通科目」を配置し、本学の学生として必要とされる知識と教養を養う科目区分「現代実学」「スポーツ」「外国語」を総合情報学部及び看護学部の両学部に割り当てている。「現代実学」には、教育理念「現代実学主義」に基づき、「情報学」を学ぶための基礎となる「情報リテラシー演習」、「情報モラルとセキュリティ」の2科目を配当し、学生全員が履修する必修科目としている。

総合情報学部の教育課程は、「全学共通科目」の他に、「基礎科目」「専門科目」の科目群を配置し、「基礎科目」群には、初年次教育を行う「基礎演習（必修）」、体験型学習による能動的で自律的な学習態度への転換を促すアクティブ・ラーニング型授業である「知識創造の方法a～f（選択必修）」、情報に関する基礎的な知識を身に付ける「情報基礎科目（必修）」、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する「キャリアデザイン科目（選択）」等の特徴的な授業科目を配置している。また、「専門科目」群には、各学系の専門科目を配置しており、各学系の柱となる授業科目については必修科目または選択必修科目とし、学系の専門性を担保している（資料1-5、資料4-7）。学びの順次性や体系性を示すナンバリングの導入はしていないが、学系・研究室別に履修すべき授業科目がわかるように、履修モデルを作成し、学生ハンドブックに提示している（資料4-8）。また、各学系の履修要件及び卒業要件は、総合情報学部履修規程（以下、「履修規程」という。）に規定している（資料4-9）。

看護学部の教育課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則った看護師及び保健師の養成カリキュラムを編成している。これに加えて、看護学部看護学科設置のコンセプトに合致した看護師養成を具現化し、1年次から4年間かけてコア・コンピテンシー（情報活用・発信力、職業人としての基礎力、現場から学ぶ力）を身に付けるため、本学独自の特徴をもった科目群「象徴科目」（「看護と情報Ⅰ～Ⅳ」、「キャリアデザインとケアⅠ～Ⅳ」）を配当している（資料4-10）。なお、2020（令和2）年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令への対応及び数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に適用させるために2022（令和4）年度から教育課程を改正し、文部科学省に変更承

認申請を行っている。

大学院総合情報学研究科は、情報学を中核として、情報技術とその応用による課題解決と研究開発を推進する「システム・サイエンス情報系列」、メディアと社会情報、組織体の管理や意思決定を主題とする「カルチャ・ビジネス情報系列」を柱とした教育課程を編成していたが、総合情報学部が2017（平成29）年度に1学科3学系制「情報システム学系」「数理情報学系」「社会情報学系」に改組したことに伴い、2021（令和3）年4月から学部教育を継承した「情報システム系列」「社会情報系列」に改編した。更に、大学院改革の一環として社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、2021（令和3）年4月から総合情報学における重要な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、「ヘルスケア情報系列」を設けて内外に明示することとした（資料1-4）。これに合わせて学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を見直し、教育課程を改正している（資料3-13）。

博士前期課程においては、教育課程の編成・実施方針に基づき、情報処理や情報科学に関連する研究推進に必要な知識と総合情報学の基礎知識を修得するための全学生共通の科目群「基礎科目」と情報システム系列、社会情報系列、ヘルスケア情報系列の3つの系列それぞれの専門的特徴を活かした科目群「専門科目」で編成されている。

「専門科目」には、学部教育との接続性を考慮した科目を系列ごとに次の通り配当している。

（1）情報システム系列

システム開発、ネットワーク、知能情報、環境情報、データサイエンスの各分野

（2）社会情報系列

メディア情報、経営・社会情報の各分野

（3）ヘルスケア情報系列

保健医療福祉分野におけるヘルスケア情報

このように、各系列に分類して体系化することによって、学生の専門性と科目選択の方向性を明確化している。併せて、修士の学位論文作成のための系列共通科目として、研究・開発能力を修得する研究指導を内容とするコースワーク「修士特別研究」と研究の素養を修得するための研究指導、口頭発表や修士論文発表会などを内容とするリサーチワーク「修士特別演習」を配当している（資料3-2）。

博士後期課程においては、博士前期課程を継承し、「情報システム系列」「社会情報系列」「ヘルスケア情報系列」の3つの系列を博士前期課程で修得した専門知識や研究能力を基礎として、コースワークとリサーチワークの組み合わせにより教育課程が構成されている。コースワークとして「情報哲学」と「博士特別研究」を配当し、「情報哲学」は総合情報学分野において、情報化社会における諸問題を的確に捉え、独創的な考えで研究活動を行うための素養を修得し、「博士特別研究」は、極めて高度な専門知識、論理的で独創的な研究・

開発能力を修得する研究指導を行っている。リサーチワークとして「博士特別演習」を配当し、研究成果や解決策を的確に社会へ発信する情報発信力、コミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力等を養うための口頭発表、博士論文発表会や学会発表などを行っている。

各学部・大学院の教育課程については、学生ハンドブックに掲載及びホームページで学生に周知している（資料 1-3【ウェブ】、資料 1-6、資料 1-7【ウェブ】、資料 1-8【ウェブ】、資料 1-9）。

全学内部質保証推進組織である運営委員会との関わりについては、運営委員会から各学科・専攻に対して、中期計画 N2022 に基づき「教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。」を点検項目とした「点検・評価報告書（学科・専攻用）」の様式を用意し、教育課程の編成について、客観的根拠に基づいた点検・評価をするよう依頼している（資料 2-13、資料 2-14）。

各学科・専攻において点検評価を行い、運営委員会に点検評価報告書を提出している。運営委員会の設置委員会である教務委員会にて各学科・専攻から提出のあった点検評価報告書を確認し、必要に応じて助言している。各学科・専攻はその助言を踏まえて次年度の活動に向けた見直しを行っている（資料 2-9【ウェブ】）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
・適切な履修指導の実施
・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数（【学士】
・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】
・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

学生の学習を活性化するための措置に対しては、運営委員会規程第 6 条に規定する専門委員会として教務委員会を設置し、「東京情報大学教務委員会内規」（事務所管：学生教務課）

に基づき組織的に対応している（資料 4-11）。

教務委員会の審議事項は、次の通り。

- (1) 教育課程の実施及び実施内容の検証に関する事項
- (2) 履修に関する事項
- (3) 授業時間割に関する事項
- (4) 試験に関する事項
- (5) 成績に関する事項
- (6) 学事暦に関する事項
- (7) 留学生に関する事項
- (8) その他前各号に関連する事項

また、教務委員会は、中期計画 N2022 に基づき各学部が行う学生の学習を活性化するための事業を行っている。

2017（平成 29）年度においては、総合情報学部の 12 コース制から 3 つの学系への改組だけでなく、看護学部の新設も予定されていたことから、総合情報学部の教育課程の検討に加えて看護学部との共通科目等も視野に入れた検討も行う必要があった。このため、2015（平成 27）年教務委員会とは別の枠組みとして運営委員会の下に総合情報学部改革推進委員会を組織し、人事計画、管理・運営、入学者受け入れ戦略等について検討・提案し、運営委員会の承認を得て実施した（資料 3-11、資料 3-12）。

1. 単位制の実質化について

単位制度を実質化（1 単位当たり必要な 45 時間の学修時間を確保）し、学修すべき授業科目を精選することにより十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身に付けることを目的として CAP 制を 2013（平成 25）年度から導入している。CAP 制により、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を次のように定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修させている（資料 4-12）。単位制、CAP 制については、学生ハンドブックに掲載し学生に周知している（資料 4-13）。総合情報学部は履修規程の第 8 条にも履修登録単位数の上限を規定している（資料 4-9）。

- ・ 総合情報学部：半期 26 単位、通年 48 単位
- ・ 看護学部：通年 46 単位

また、シラバスに「準備学習・時間外学習」の項目を設け、準備学習、予習、復習などの自己学習の内容及び方法、必要な時間の目安を明示し、授業外学習を促している（資料 4-14）。

2. シラバスの内容充実について

平成 20 年 12 月 24 日「学士課程教育の構築に向けて」（中央教育審議会・答申）を踏まえて、シラバスの記載内容を見直し、学位授与方針との関連性の明示、高等教育の修学支援（高

等教育無償化）制度等の申請に必要な項目追加、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン授業を取り入れたことに伴うオンライン授業情報の項目追加等、文部科学省の要請に合わせて、見直しを行い、現在の記載項目を定めた（資料 4-14、資料 4-15）。

3. 学生の主体的参加を促す講義科目の配置について

3 学系制の改組に合わせて改正した教育課程に「知識創造の方法 a～f」を配当し、これら 6 科目から 1 科目を必ず履修する選択必修科目としている。当該科目は、クラスごとに科目担当者の設定したテーマを題材にアクティブ・ラーニング形式の授業を展開している。例えば、①スマートフォンやパソコン、ソーシャルメディアを利用して情報管理を行い、企画書の制作からプレゼンテーションまでを行う演習、②論理的思考力を養うための思考法の議論型演習、社会的な問題を収集・分析し、それに基づいて新聞を作成する形式の演習、③企業からの実際の問題提起に対して情報収集やディスカッションを行い、解決法をプレゼンテーションする形式の演習等を行っている（資料 4-16）。それぞれの授業は 1 クラス約 40 名が受講し、5 名程度のグループに分かれて演習を行うことで個々人の主体的な参加を促している。

4. 入学時の基礎学力調査の結果によるクラス分けについて

入学時に英語、数学、国語の基礎学力調査を行い、その結果に基づき、必修科目である「英語 a～d」のクラス分けを能力別に行っている。また、レポートや論文を書くための手法を学ぶ「レポートと文章作法」、数学の基礎を学ぶ「基礎数学」については、成績上位者はアドバンストクラス、成績下位者はベーシッククラスを受講させ、学生の能力に合った指導を行っている（資料 4-17）。

5. 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数について

看護学部は入学定員が 100 名であり、授業形態に応じてクラス分け（2 クラス）を行っている。総合情報学部は、入学定員が 400 名と多いため、必修科目（英語、情報リテラシー演習等）は、適正な人数にクラス分けをして実施している。その他の科目については、教室の収容定員超過や履修者が多く教育効果が担保できない等の理由がある場合、科目担当者からの申請に基づき教務委員会の判断により、履修者数を制限している（資料 4-18）。

6. 授業科目の履修指導について

学生への履修指導については、年度当初に行う学年全体及びクラス（ゼミ）別にガイダンスを実施し、進級・卒業要件を踏まえた授業科目の履修方法や各学系・研究室において受講が望ましい科目等の指導をしている（資料 4-19）。このガイダンス期間の他に、教員のコミュニケーション・アワーを設定し、学生がいつでも質問ができる体制を整備している。また、授業内容を除き、学生教務課の窓口でも質問を受け付けている。

7. 大学院の研究指導計画及び指導について

大学院生は、指導教員の「修士特別研究」「修士特別演習」を履修し、授業科目の履修指導や研究計画書、論文制作の指導を受けている。また、学生ハンドブックに掲載している「4. 論文計画書の提出から学位論文審査の申請まで」に基づき、論文計画書の作成・提出、学位請求論文の提出等のスケジュールを確認し、研究活動を進めている（資料 4-20）。研究発表に関しては、研究論文発表会（中間報告）の際に、複数の教員によるパフォーマンス評価を実施することで学生の研究活動の進捗状況を把握及び評価している（資料 4-21）。また、その評価内容と集計結果を、当該学生の指導教員を通じて学生にフィードバックし、その後の研究活動の改善に活用している。

8. COVID-19 対応について

2020（令和 2）年度は、感染拡大防止の観点から、対面授業でなく、従来から導入している e ラーニングシステムや新たに導入したライブ配信ツール（Zoom）を活用した遠隔授業を実施することとした（資料 4-22）。遠隔授業開始 1 ヶ月後に実施した教員と学生に対するアンケート調査によると、一方的な教材提示や課題提出ではなく、ライブ配信ツールで双方向のコミュニケーションをとりながら実施した講義が約 77%であり、このツールで約 96%の学生が、「十分学べている」「まあまあ学べている」と回答している（資料 4-23、資料 4-24）。また、学生のアンケート結果から問題点も把握できたため、後期からは、授業実施方針について以下の点について改善した。（資料 4-25、資料 4-26）。

- ① 授業（授業時間中、授業時間以外）の質問方法を統一化した。
- ② 課題の連絡及び提出方法を統一化した。
- ③ 授業の出席確認の方法を統一化するため、C-learning の利用を推奨した。
- ④ オンライン授業について、学生自身で振り返りができるよう 1 週間程度参照できるよう録画、資料の参照を可能とする設定を推奨した。

2021（令和 3）年度は、原則、対面授業で実施することとしたが、教室での密集を回避するために遠隔授業との併用で実施している（資料 4-27、資料 4-28、資料 4-29）。前期終了後の授業評価アンケートでは、遠隔授業に関して「この授業のオンライン授業の実施方法について満足しているか」という質問に対し、77%の学生から「とてもそう思う」「そう思う」との回答を得た（資料 4-30）。

看護学部では、COVID-19 により臨地実習が行えず、学内実習やオンライン実習に切り替え、その実践内容を教員間で共有するための FD 研修会を開催するなど学修到達目標に向けた取り組みを行っている（資料 4-31）。

全学内部質保証推進組織である運営委員会との関わりについては、運営委員会から各学科・専攻に対して、中期計画 N2022 に基づき「学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。」を点検項目とした「点検・評価報告書（学科・専攻

用)」の様式を用意し、教育の実施方法等について客観的根拠に基づいた点検・評価をするよう依頼している（資料 2-13、資料 2-14）。

各学科・専攻において点検評価を行い、運営委員会に点検評価報告書を提出している。運営委員会の設置委員会である教務委員会にて各学科・専攻から提出のあった点検評価報告書を確認し、必要に応じて助言している。各学科・専攻はその助言を踏まえて次年度の活動に向けた見直しを行っている（資料 2-15）。

9. 全学内部質保証推進組織等の関わり

学生の学習活性化及び効果的に教育を行うための様々な措置について、2021(令和 3)年度より運営委員会から各学科・専攻に中期計画 N2022 に基づいた点検評価を依頼している。各学科・専攻において点検評価を行い、運営委員会に点検評価報告書を提出している。運営委員会の設置委員会である教務委員会にて各学科・専攻から提出のあった点検評価報告書を確認し、必要に応じて助言している。各学科・専攻はその助言を踏まえて次年度の活動に向けた見直しを行っている（資料 2-13、資料 2-14）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学の授業科目の単位認定については、学則第 14 条第 1 項に「一の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」と規定されており、単位制の実質化及び成績評価の厳格化を念頭に、2013（平成 25）年度から定めた「成績評価の基本方針」に基づき、適切に行われている（資料 4-32）。成績評価基準については学生ハンドブック及び大学ホームページに掲載している（資料 4-33、資料 4-34【ウェブ】）。また、シラバスに「成績

評価の方法・評価基準」を記載し、どのように評価されているか学生が理解できるようにしている（資料 4-15）。学生は、開示された成績評価に対して疑義がある場合は、予め定められた期間において様式を定めて成績に関する照会ができるようにしており、適切な成績評価を行うよう努めている（資料 4-35、資料 4-36、資料 4-37、資料 4-38）。

本学以外で修得した単位認定についても、次の通り学則に定め、学生からの申請により単位認定している。

- ・他の大学又は短期大学における授業科目の履修等（学則第 15 条）
- ・大学以外の教育施設等における学修（学則第 15 条の 2）
- ・入学前の既修得単位等の認定（学則第 15 条の 3）

大学院も同様に、他の大学院、研究所における学修、入学前の既修得単位等の認定が行えるよう、大学院学則第 9 条から第 11 条の 2 に規定している。

単位の実質化を図るために学部で成績評価については、試験等による学習達成度等の評価とともに授業に対する学修時間も重要であることから、出席管理を徹底するために「学生の出席管理に関する教員向けガイドライン」を作成し、原則として 2/3 以上出席した場合、成績評価の対象とするようにしている。出席管理には、現在 C-learning という出席管理システムを導入し活用しているが、2022（令和 4）年度からは、学生ポータルサイト「J-port」（以下「J-Port」という。）で出席管理ができるよう準備を進めている（資料 4-39）。

また、2006（平成 18）年度から、成績評価の指標として、学生自身で修得した質を把握することができるように GPA 制度の導入と併せて、GPA の分布図により自身の順位がわかるようにしている（資料 4-40、資料 4-41、資料 4-42【ウェブ】）。

進級要件は、総合情報学部においては履修規程第 19 条に規定している。卒業要件については、大学全体として、学則第 23 条、第 14 条第 2 項及び別表 3 に規定している。総合情報学部においては、履修規程第 20 条別表第 2 に学系ごとの卒業要件を規定し、進級・卒業要件とも学生ハンドブック、大学ホームページに掲載している（資料 4-43、資料 4-44【ウェブ】、資料 4-45【ウェブ】）。

また、看護学部においては 2022（令和 4）年度入学者から進級要件が追加され、学部 2 年次の期末に進級判定を行う予定である。

成績評価の方法、単位制及び進級・卒業要件については、学生ハンドブック及び大学ホームページに掲載し、年度初めのガイダンス等で学生に周知している。進級・卒業判定については、学年末の成績評価確定後に各学科教員で組織する学科教員会において評価し、評価結果を踏まえて、各学部の教授会で進級者及び卒業者（学位授与者）について最終判定を行っている。成績評価の方法、単位制及び進級・卒業要件については、定めたルールに基づき適切に運用している。

大学院総合情報学研究科においては、成績評価及び単位認定を適切に運用するため、成績評価及び GPA 制度等を導入している。また、学位取得に必要となる学位論文については、学位論文提出の流れ及び学位授与のための基準並びに方法を定め、学生ハンドブックと大学

ホームページに掲載・周知している（資料 4-20、資料 4-46【ウェブ】）。

特に、博士後期課程 3 年次においては、審査スケジュールに従い、博士論文提出前に複数の教員、学部生、大学院生が聴講する口頭論文発表会を実施するとともに研究内容を公開し、併せて博士課程研究科委員会にて予備審査（第 3 次審査）を実施している（資料 4-47）。

<博士前期課程の学位論文提出の流れ>



<博士後期課程の学位論文提出の流れ>



博士前期課程の修了要件は、大学院学則第 12 条の規定に基づき、修士の学位授与のための基準及び方法を定め、主査（主担当指導教員）及び副査（副担当指導教員）による論文審査と最終試験を行っている。大学院研究科委員会が主催する口頭論文発表会及び論文審査、最終試験の評価に基づき修士の学位授与のための最終審査を研究科委員会で行っている。

博士後期課程の修了要件は、大学院学則第 13 条の規定に基づき、博士の学位授与のための基準及び方法を定め、主査及び副査による論文審査、最終試験を行っている。研究科委員会が主催する公聴会及び論文審査、最終試験の評価に基づき博士の学位授与のための最終審査を博士課程研究科委員会で行っている。

前述した各学部及び研究科における成績評価と単位認定に関するルールの適切性について、2021(令和 3)年度より運営委員会から各学科・専攻に中期計画 N2022 に基づいた点検評価を依頼している。各学科・専攻において点検評価を行い、運営委員会に点検評価報告書を提出している。運営委員会の設置委員会である教務委員会にて各学科・専攻から提出のあった点検評価報告書を確認し、必要に応じて助言している。各学科・専攻はその助言を踏まえて次年度の活動に向けた見直しを行っている（資料 2-13、資料 2-14、資料 2-15）。

全学内部質保証推進組織である運営委員会との関わりについては、運営委員会から各学科・専攻に対して、中期計画 N2022 に基づき「成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。」を点検項目とした「点検・評価報告書（学科・専攻用）」の様式を用意し、全学的なルール of 適切性について、客観的根拠に基づいた点検・評価をするよう依頼している（資料 2-13、資料 2-14）。

各学科・専攻において点検評価を行い、運営委員会に点検評価報告書を提出している。運営委員会の設置委員会である教務委員会にて各学科・専攻から提出のあった点検評価報告書を確認し、必要に応じて助言している。各学科・専攻はその助言を踏まえて次年度の活動

に向けた見直しを行っている（資料 2-15）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果を把握する方法として、学生のジェネリックスキル（汎用的能力）を測定することを目的に、外部アセスメント（総合情報学部は PROG、看護学部は PROG-N ・2020 年度は PROG）を実施している（資料 4-48）。この調査項目と本学の学位授与方針の項目とを関連付け、学習成果を可視化できるようにしている（資料 4-49）。

その他の方法として、以下のことに取り組む計画であり、現在準備を進めている。

- ・学修ポートフォリオの導入と活用（資料 4-50）
- ・卒業研究Ⅱ（卒業論文）の統一した評価方法の実施及び水準の把握（資料 4-51）
- ・卒業年次生のアンケートによる成長度・満足度の把握（資料 4-52）
- ・卒業生へのアンケートによる学位授与方針に定めた能力が身につく、社会で役立っているかの把握（資料 4-53）

看護学部では、看護師・保健師の国家試験合格者を学生の学習成果を把握する指標の一つとしている。2020（令和 2）年度卒業生の看護師国家試験の合格率は、81.9%と低調であったため、課題を検証し、2021（令和 3）年度は、国家試験合格に向けて、国家試験対策や学習支援に関する 2021（令和 3）年度国家試験対策計画を策定した（資料 4-54）。模擬試験や夏期集中講座を実施し、その結果を把握及び活用し、クラス担任や卒論ゼミ担当教員が個々の学生に合わせた指導を行った。各科目担当教員は、双方向の授業を行う中で随時、学生の学習状況を把握と評価を行い、学生自身が主体的に学習に取り組むことを支援する活動を全教員の関りをもって実施した。

大学院総合情報学研究科では、2021（令和 3）年度に改定した学位授与方針に明示した「専

専門知識・技能」、「研究・開発能力」、「研究の素養」を把握と評価を行うため、新たにルーブリック型のパフォーマンス評価表を作成している（資料 4-21）。新たなパフォーマンス評価では、「テーマ設定」、「研究内容」、「発表内容」の 3 つの観点から 9 項目を設定して研究論文発表会（中間報告）において、パフォーマンス評価を実施することによって学生の研究活動の進捗状況を把握及び評価し、その評価内容と集計結果を当該学生の指導教員を通じて学生にフィードバックし、研究活動の改善に活用している。

全学内部質保証推進組織である運営委員会との関わりについては、運営委員会から各学科・専攻に対して、中期計画 N2022 に基づき「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。」を点検項目とした「点検・評価報告書（学科・専攻用）」の様式を用意し、学習成果の把握方法とその評価について、客観的根拠に基づいた点検・評価をするよう依頼している（資料 2-13、資料 2-14）。

各学科・専攻において点検評価を行い、運営委員会に点検評価報告書を提出している。運営委員会の設置委員会である教務委員会にて各学科・専攻から提出のあった点検評価報告書を確認し、必要に応じて助言している。各学科・専攻はその助言を踏まえて次年度の活動に向けた見直しを行っている（資料 2-15）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、建学の精神及び教育理念の下、2019（平成 31）年度から 4 年間での達成目標を定めた中期計画 N2022 を策定し、運営委員会がこの計画を推進している（資料 2-16）。中期計画 N2022 の教育課程・学修成果に関連するアクションプランとして「教育目標及び育成する人材像、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：CP）の検証」、「学習成果の可視化」及び「学習成果の評価方法の改善」の項目を設け、全学的な取り組みとして推進した諸活動について、各学科・専攻が毎年点検評価を行い、全学内部質保証推進組織である運営委員会が改革・改善に取り組んでいるかを確認し最終評価をしている。

教育課程の運営や改善を実施する担当組織は、運営委員会の下に設置した教務委員会であり、学修成果を可視化する仕組みの導入を進めている（資料 4-50、資料 4-52、資料 4-53）。

看護学部では、学修成果を把握する方法として、2020（令和 2）年度に実施した外部のアセスメント（PROG）の結果に基づいた分析結果から本学学生の強みと弱みを確認し、2022（令和 4）年度から改正する教育課程の編成に役立てている（資料 4-55、資料 4-56）。

大学院総合情報学研究科及び総合情報学部では、学生にとって魅力ある大学とするために、2019（平成 31）年度に「大学院及び総合情報学部次期改革委員会」を設置し、総合情報学部（学科）の教育体系の構成について点検及び評価を行った（資料 4-57）。検討課題として、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度への対応と、新分野（生命情報分野、IoT 分野）への展開も考慮され、結果として、2023（令和 5）年度より新たに「情報システム学系」、「データサイエンス学系」、「情報メディア学系」の 3 つの学系を柱とした体制を組むこととなった。このことに伴い、3 つの方針の見直しと教育課程の整合性を検討するとともに、学系の教育目的に対する授業科目の構成の体系化を検討し、改定を図っている（資料 4-58）。

大学院においては、教育体系の構成について検討し、大学院改革の一環として社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、学部教育を継承した「情報システム系列」「社会情報系列」に加えて、令和 3（2021）年 4 月から総合情報学における重要な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、「ヘルスケア情報系列」を設けて内外に明示することとした（資料 3-13）。「情報システム系列」、「社会情報系列」、「ヘルスケア情報系列」の 3 つの系列を柱とした新たな教育体制に基づき、3 つの方針の見直しと教育課程の整合性を検討するとともに、系列の教育目的に対する授業科目の構成（コースワーク、リサーチワークを含める）の体系化を図り、2021（令和 3）年度より適用した（資料 3-2）。

（2）長所・特色

2017（平成 29）年度から看護学部を設置し 2 学部体制になったことに伴い、大学の学位授与の方針並びに教育課程の編成・実施方針を定め、その方針を実現するために、教育課程に両学部の共通科目を配置することとし、その中に科目区分「現代実学」を新設し、本学の教育を象徴する科目として「情報リテラシー演習」と「情報モラルとセキュリティ」を配当している。当該科目は、今後申請する数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）の教育を行う科目として位置付け、今後のデジタル社会に必要な基礎知識が身に付くように大学として取り組んでいる（資料 1-5、資料 4-7）。

総合情報学部はノートパソコン、看護学部は電子教材（テキスト）を利用するためにタブレット端末（iPad 等）を必携化させ、ICT を活用した教材提供が可能となっている（資料 4-59【ウェブ】、資料 4-60）。このため、COVID-19 の感染拡大防止対策として導入した遠隔授業の円滑な実施にも繋がった。

（3）問題点

履修登録において発生したエラーには、卒業・進級要件を満たしていない場合やセット履修（同一科目名で講義と演習に分かれて同一年度内にセットで履修する科目）、ステップ履

修（内容的に2つに分かれている科目を順次履修する科目）等の履修方法の理解不足と見られるものが散見されることから、単位の実質化の周知とともに履修要件やシラバス等について学生ハンドブック、ホームページ、J-port による周知の他、担任教員からの指導等において一層の工夫が必要となっている（資料 4-61、資料 4-62、資料 4-63）。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、特徴的な授業科目を配した教育課程を編成し実施している。しかし、学習成果の可視化と客観的な把握が課題となっており、これを実現するため、現時点で活用している外部アセスメント（PROG）の結果だけでなく、次の項目について、試行的に実施している。

- ・学修ポートフォリオの導入と活用（資料 4-50）
- ・卒業研究Ⅱ（卒業論文）の統一した評価方法の実施、及び水準の把握（資料 4-51）
- ・卒業年次生のアンケートによる成長度・満足度の把握（資料 4-52）
- ・卒業生へのアンケートのよる学位授与方針に定めた能力が身につく、社会で役立っているかの把握（資料 4-53）

今後、学部全体としての組織的な取り組みとするための具体的な方法とプロセスを事業計画として組み込むことにしている。

教育課程の体系化・順次性を学生に明示するためのナンバリングは、教育課程の改正に合わせて総合情報学部は、2023（令和 5 年）年度、看護学部は 2022（令和 4）年度から適用し、授業科目の履修方法等を学生が十分理解できるよう指導を徹底し、学位授与方針に定めた能力を身に付け、専門性を担保させるようにする予定である。

看護学部の国家試験については、合格率を上げるための方策を検討しており、当面、検証・改善を進めることとしている（資料 4-54）。

（4）全体のまとめ

研究科（博士前期課程・後期課程）、総合情報学部総合情報学科、看護学部看護学科における教育課程は、建学の精神、教育理念、教育課程・学習成果の方針に基づき学位授与を行うよう制度化されている。

また、各学位に基づく授業科目や教育課程の体系的な編成については、主に、①単位の実質化、②シラバスの内容充実、③学生の主体的な参加を促す講義科目の配置、④入学時の基礎学力の結果によるクラス分け、⑤授業形態に配慮した1授業あたりの学生数、⑥授業科目の履修指導、⑦大学院の研究指導計画及び指導として具現化されている。

また、研究科においては、2020（令和 2）年 3 月 11 日大学基準協会から求められた「コースワーク」「リサーチワーク」を適切に組み合わせたカリキュラム改正を行い、また、学位論文審査基準を学生に明示した（資料 4-20）。

成績評価は、総合情報学部及び看護学部では「成績評価の基本方針」を定め「成績評価基準」を学生に示している（資料 4-33）。また単位の実質化については、出席管理システムによる学習時間の把握し、学生に対しては GPA の分布図を示し、自身の成績順位が分か

るよう示している。研究科では、成績評価及び GPA 制度を定めているとともに学位論文提出の流れ、学位授与のための基準及び方法を定めている。いずれも、学生に対して学生ハンドブックやホームページで周知しており、適切に運用されている。

教育課程及びその内容、方法の適切性等、全学の内部保証推進等の関わりについては、学部では、運営委員会の下に設置された教務委員会、研究科においては研究科委員会が点検・評価を行い適切に対応している（資料 2-9【ウェブ】）。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に繋がる学生受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を大学、学部・学科及び学系、大学院の課程ごとに定めて、ホームページ等で公表している（資料5-1【ウェブ】、資料1-7【ウェブ】）。

総合情報学部総合情報学科は、2017（平成29）年度の改組に伴い、現在の学生受け入れ方針を定めて2016（平成28）年4月にホームページ等に公表した。また、総合情報学部総合情報学科の他、入学希望者に対して各学系において修得すべき知識と水準を示し、入学後の学系選択を円滑に行うため、学則第3条に基づき設置されている3つの学系それぞれに学生受け入れの方針を定めている。

総合情報学部総合情報学科のアドミッション・ポリシーは、次の通りである。

- ① 高校までに学習する基礎的な学力に加えて、数学・理科・情報・社会等の教科への興味とグローバル化時代にふさわしい英語力を積極的に身につける意思を有する者。
- ② 多様な視点から情報化社会の課題解決をするため、与えられた問題を多面的に捉え総合的に考える能力と意欲のある者。

看護学部看護学科の学生受け入れの方針は、看護師国家試験及び保健師国家試験の受験を踏まえて次の通りとして、ホームページ等に公表した。

看護学部では、生命・健康・暮らし・情報への関心を持ち、社会性を備え、看護学教育を受けるにふさわしい基礎学力を有しているものを受け入れる。

- ・しなやかでたくましい看護師・保健師になりたい者
- ・自己を見つめ、振り返りながら、自ら学ぼうとする意欲のある者
- ・多様な考えを受け入れて理解しようとし、自分の考えや感じていることを適切に表現できる者

大学院総合情報学研究科は、大学院改革の一環として社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、学部教育を継承した「情報システム系列」「社会情報系列」に加えて、令和3（2021）年4月から総合情報学における重要な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、「ヘルスケア情報系列」を設けて内外に

明示することとした（資料 1-4、資料 3-13）。これに合わせて、学生受け入れの方針を次の通りとして、ホームページ等に公表した。

1. 大学院総合情報学研究科博士前期課程

大学院総合情報学研究科博士前期課程における教育研究の目的及びディプロマポリシーを達成するため、「情報システム系列」、「社会情報系列」、「ヘルスケア情報系列」の3つの系列のいずれかにおいて、明確な目的意識と探究心をもって研究を進めようとする意欲を持つ者で、かつ以下の基礎学力と能力を有した者を受け入れる。

（専門知識・技能）

学士修了相当の知識を有し、専門分野を学ぶうえで必要な外国語、専門科目などについて内容を理解できる。

（研究・開発能力）

問題解決に必要となる柔軟で論理的な思考力が備わっており、自分の考えを明確に表現し、伝えるための基本姿勢が身についている。

（研究の素養）

自ら率先して課題を発見し解決する研究意欲があり、主体的に多様な人々と協働して研究を進めることができる。

2. 大学院総合情報学研究科博士後期課程

大学院総合情報学研究科博士後期課程における教育研究の目的及びディプロマポリシーを達成するため、「情報システム系列」、「社会情報系列」、「ヘルスケア情報系列」の3つの系列のいずれかにおいて、高度な専門知識と卓越した発想・問題解決能力を持ち、明確な目的意識と探究心をもって独創的な研究を進め、地域、国際社会に貢献しようとする意欲を持つ者を受け入れる。

各学部・学科の学生受け入れの方針は、大学ホームページに公表するほか、本学が発行する入学希望者向けの広報誌「東京情報大学 大学案内（年間 4 万 5 千部発行）」に掲載して広く周知している（資料 5-2）。

本媒体により、入学希望者は、各学部・学科の詳細な教育内容、カリキュラム、設置する研究室での研究内容、所属教員の専門分野と研究テーマ、キャリア支援及び卒業後の進路について理解を深めることができる。

特に、本学が主催する入試広報イベント（オープンキャンパス・進学相談会等）や、入試・広報課が主体となって行う学生募集活動（大学合同進学相談会や個別の高校内説明会等）においては、「東京情報大学 大学案内」を使用して、その詳細を入学希望者に説明している。

さらに、本学受験希望者に対して公表している入学者選抜試験募集要項にも学生受け入れの方針を掲載し、理解を促すよう努めている（資料 5-3）。

大学院の学生受け入れの方針については、大学ホームページに公表するとともに、募集要項において研究指導等の内容を記載することで、入学者が希望する研究内容と教員の指導内容を詳細に把握し、適合性を確認できるように努めている（資料 5-4、資料 5-5）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学部・学科の学生募集については、入試・広報課が主体となり、学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定するための運営体制を整えている（資料 5-6、資料 5-7）。

さらに、教員組織も含めた全学的な学生募集活動を行うため、運営委員会の下、入試・広報委員会を設置し、広報活動の企画・立案を行う体制を整えている（資料 5-8）。

学生募集方法としては、主に以下の取り組みを行っている。

- ・入学希望者やその保護者等を対象としたオープンキャンパス等のイベント開催
- ・他大学との連合進学相談会への参加
- ・個別の高校内ガイダンスへの参加
- ・高校進路指導部への訪問
- ・「東京情報大学 大学案内」の制作及び配付
- ・民間企業が運営する進学情報 Web サイトへの掲載
- ・高校や進学塾へ頒布される進学雑誌やパンフレットへの掲載
- ・インターネットを活用したオンライン個別相談の実施
- ・大学紹介動画の制作
- ・本学ホームページでの情報発信

上記のいずれもが、学生受け入れの方針（アドミッションポリシー）に沿った入学希望者を獲得するうえで重要な施策であり、継続的に実行することで本学の認知度向上を図り、受験者母集団の形成に寄与している。

特に近年では、本学ホームページによる情報発信を重要視し、受験者層に向けた特設ページを開設した。各学部学科の教育内容やカリキュラムの特色、入学試験制度等について詳細な情報を提供し、さらに動画素材を掲載することで、入学希望者の本学への理解度向上を図っている。ホームページによる情報提供は、本学の所在地から遠隔地の受験者層に対しても

効果的であると考え、今後も掲載内容を拡充する予定である（資料 5-9【ウェブ】）。

入学者選抜制度については、毎年度末に、入試・広報課が作成した次年度の入学試験制度（入試日程、各入試制度の募集人数、受験資格、試験方法、選考基準等）の実施要項の原案をもとに、入試・広報委員会が審議し、学長の承認を得て決定している（資料 5-8）。当該実施要項に基づき、各入学試験の募集要項を作成して、ホームページにおいて公表している（資料 5-3、資料 5-10【ウェブ】）。

また、各入学試験制度は、試験実施要項に基づき実施される。受験者の合否判定については、試験制度ごとに定める考査を経て、受験者の試験結果等に基づき教授会規程第 8 条第 1 項により設置された入試選考委員会において審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べ、最終的に学長が決定する（資料 5-11）。なお、入試・広報課は、各入学試験制度に基づき、出願書類の受付、入学試験の実施、合格者の発表、入学手続き処理等の業務を遂行している（資料 5-7）。

本学の入学試験制度は、「総合型選抜（未来創造型）」、「総合型選抜（Ⅰ～Ⅲ期）」、「学校推薦型選抜（公募制推薦）」、「学校推薦型選抜（指定校推薦）」、「学校推薦型選抜（併設校推薦）」、「学校推薦型選抜（運動選手推薦）」、「一般選抜」、「共通テスト利用選抜」、「外国人留学生選抜」、「帰国生選抜」、「社会人選抜」、「編入学選抜」の 12 種類があり、いずれも学生受け入れの方針を踏まえて、多様な能力を持った学生を受け入れるよう門戸を開いている（資料 1-3【ウェブ】、資料 1-8【ウェブ】、資料 5-10【ウェブ】）。

学部学科における経済支援制度として、入学試験の成績が優秀な者に対しては、初年次授業料のうち半額を減免する「特待生制度」を設けている。2022（令和 4）年度入学者選抜では、総合情報学部は入学定員の 10%、看護学部は入学定員の 20%を特待生に採用することとし、入学者選抜試験募集要項にて公表している。さらに、総合情報学部の外国人留学生選抜においては、合格者全員の初年次授業料 30%を減免する措置を行っている（資料 5-12）。

大学院の学生募集については、大学院総合情報学研究科と入試・広報課が主体となって運営している。本学ホームページでの情報発信により、教育体系や入学試験制度等について広く周知するとともに、本学学部生に対しては説明会を開催するなど、本学学部からの内部進学者獲得に向けた施策も行っている（資料 5-13）。

入学者選抜については、毎年度、大学院総合情報学研究科委員会において入学試験制度の実施要項（実施時期や試験科目、選考方法等）について検討、審議したうえで学長が決定している。受験者の合否判定については、実施要項に定めた考査を経て、試験結果等に基づき大学院総合情報学研究科委員会において審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べ、最終的に学長が決定する。（資料 1-4、資料 5-14、資料 5-15【ウェブ】）。

なお、学部学科と同様に大学院の入学者選抜においても、入試・広報課が出願書類の受付、入学試験の実施、合格者の発表、入学手続き処理等の業務を遂行している。

大学院における経済支援制度として「大学院奨学生制度」を設けている。博士前期課程では、成績優秀な者を対象とし、第一種奨学生は授業料全額、第二種奨学生は授業料半額をそ

れぞれ2年間減免している。博士後期課程では、毎年度の募集要項に定めた選抜方法により選考された合格者全員に対して授業料の全額を3年間減免している。いずれの措置も本学ホームページに公表している（資料5-16【ウェブ】）。

また、学内学部生からの大学院進学を促すため、博士前期課程では「学内推薦入学試験」を実施している。この試験では、指導を希望する系列の指導教員を含む面接者との口頭試問による面接が行われ、試験結果に基づき大学院研究科委員会において合否判定を行っている（資料5-13）。

前述の学内からの大学院進学を促進するため該当者全員に対して大学院奨学生規程により第三種奨学生として入学金を免除している。また、学内推薦制度の合格者が奨学生となることを希望する場合、第一期入学試験において、必要な審査を行い、大学院研究科委員会の審議を経て、学長が決定する。なお、当該試験において奨学生で不合格となった場合においても学内推薦入学試験における合格は取り消されない（資料5-13）。

大学院への進学を希望する学部4年次生に対して、学部生のうちに対象となる科目を履修し、修得した単位を大学院進学時に既修得単位として、4単位を上限に単位認定を行う大学院授業科目の先取り履修制度を設けている（資料5-17）。

障がい等により、受験・就学にあたり配慮を必要とする者は、各入学試験制度の出願開始日1か月前までに入試・広報課に申し出ることとし、入学者選抜試験募集要項に公表している（資料5-18）。申し出のあった志願者に対しては、受験時に必要な配慮事項や入学後における就学上の配慮内容について、志願者本人とその保護者の同席のもと面談を実施し、学生教務課、教務委員会、学生部委員会と連携して対応している。

COVID-19の影響に伴い、本学の2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度入学者選抜試験において次の通り措置を講じた。

1. 追試験・振替受験及び検定料返還の措置について

2021（令和3）年度入学者選抜において、COVID-19等に感染あるいは感染の疑いのある志願者を対象に、当該者の受験機会を確保するため、追試験や振替受験の措置を講じた。具体的には、「感染症（新型コロナウイルス感染症等）にかかり入学試験を欠席した場合の検定料返還について」と題して、ホームページ及び2021（令和3）年度入学者選抜試験募集要項にて公表した（資料5-19）。

これは、学校保健安全法で出席停止が定められている感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・はしか等）にかかり治癒していない場合、その感染症が他の受験者や試験監督者等に拡がる恐れがあることや、試験当日の検温により発熱があった場合や通常とは異なる体調不良があり感染症に感染している疑いがある場合においても、感染症拡大を防ぐ観点から、入学試験を受験させない代わりに、追試験または振替受験を認め、志願者の受験機会を確保するものである。一部の入学試験については追試験や振替受験の対象としていないが、その場合は検定料を返還することとした。

なお、2021（令和 3）年度入学者選抜において本措置の対象者は無かったが、今後も引き続き COVID-19 の拡大が懸念されているため、2022（令和 4）年度入学者選抜においても同様の措置を講じることとし、ホームページ及び 2022（令和 4）年度入学者選抜試験募集要項にて公表した（資料 5-20【ウェブ】、資料 5-21）。

2. 2021（令和 3）年度入学者選抜試験における配慮について

COVID-19 拡大による高等学校等での臨時休校や課外活動の制限、部活動の大会等の中止、資格・検定試験の実施の中止や延期により、2021（令和 3）年度入学者選抜試験の対象となる入学希望者については大きな影響が予想された。本学では、高等学校等が作成する調査書や推薦書、志願者本人が記載する志望理由書など、入学志願者が提出する書類について、志願者の不利益にならないよう次の①～③の通り配慮を行い、いずれの場合においても不利益の無いように評価する旨を 2021（令和 3）年度入学者選抜試験募集要項にて公表した（資料 5-22、資料 5-10【ウェブ】）。

- ① 調査書については、第 3 学年 1 学期までの成績を記載できない場合は第 2 学年末までの「全体の学習成績の状況」が記載されたものでの出願を認める。
- ② 調査書の各項目における記載事項が少ないことをもって不利益に扱わない。
- ③ 志望理由書や推薦書については、第 2 学年までの活動や取り組み等の記載、第 3 学年時に参加予定あるいは受検予定の大会や資格・検定試験に向けた準備や努力の記載も可。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（学士）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（学士）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学部全体の入学定員数に対する入学者数の比率を示す入学定員充足率について、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度の 5 年間の平均は 1.10 倍となっている。学部単位では、総合情報学部は平均 1.14 倍、看護学部は平均 0.95 倍である（大学基礎データ表 2）。

なお、総合情報学部総合情報学科では、編入学定員を設けて 3 年次編入学希望者を対象とした入学試験制度を実施している。編入学定員充足率は、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度の 5 年間の平均が 0.52 倍となっている（資料 5-23）。

また、学部全体の収容定員数に対する在籍学生数の比率を示す収容定員充足率について、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度の 5 年間の平均は 1.06 倍となっている。学部単位では、総合情報学部は平均 1.09 倍、看護学部は平均 0.96 倍である（大学基礎データ表

2)。

大学院の収容定員充足率は、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度の 5 年間の平均について、大学院博士前期課程は 0.41 倍、大学院博士後期課程は 0.33 倍である（大学基礎データ表 2）。

収容定員に対する在籍学生数について、学部全体及び総合情報学部においては適正に管理されている。しかし、看護学部においては在籍学生数が未充足であり、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度の 5 年間では、直近の年度ほど充足率が低下傾向である（大学基礎データ表 2）。本事案を解消するためには、毎年度における入学定員充足率の向上が急務であり、「問題点」に後述のとおり、看護学部の学生募集力の強化を図っているところである。

具体的な学生募集方法としては、前項の「学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。」に記載した通りであるが、それらの他、入学試験制度について改善を行っている。

主な改善点は次の通り。

- ① 学校推薦型選抜（指定校推薦）における指定校数の増大
- ② 同推薦における重点校の設定
- ③ 入学者選抜における適切な制度設計

大学院についても、収容定員に対する在籍学生数は博士前期課程、博士後期課程ともに未充足であるため、以下の視点から収容定員充足率の改善を図る。

- ① 入学者の経済支援制度の充実

大学院における経済支援制度「大学院奨学生制度」を設け、成績優秀な者を対象とし、第一種奨学生は授業料全額、第二種奨学生は授業料半額をそれぞれ 2 年間減免している。

博士後期課程では、毎年度の募集要項に定めた選抜方法により選考された合格者全員に対して授業料の全額を 3 年間減免している。特に、博士前期課程においては、学内学部生からの大学院進学を促すための「学内推薦入学試験」と連動して、学内推薦入学制度の合格者が奨学生となることを希望する場合、第Ⅰ期入学試験において、必要な考査を行うことで、奨学金獲得のためのチャンスを設けている。なお、当該試験において奨学生で不合格となった場合においても学内推薦入学試験における合格は取り消されない（資料 5-13）。

- ② 研究室における大学院についての周知機会の拡大・指導の強化（内部進学者の拡大）

学部と大学院と連携し、内部進学者の拡大のため、積極的に学部学生の博士前期課程の修士論文発表会への出席を促している。（資料 5-24）

- ③ 総合情報学部附属組織「先端データ科学研究センター」への早期体験プログラム

総合情報学部総合情報学科 1・2 年次の学生に対して、本学における先端技術や知見を学ぶことができるように、希望者に対して選考を行い先端データ科学研究センターが実施する早期研究体験プログラムに参加できる機会を設けている（資料 5-25）。

- ④ 大学院への進学を希望する学部 4 年次生に対して、学部生のうちに対象となる科目を履修し、修得した単位を大学院進学時に既修得単位として、4 単位を上限に単位認定を行う大学院授業科目の先取り履修制度を設けている（資料 5-17）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れについては、当該年度終了後の結果を踏まえて、入試・広報委員会において入学試験制度及び学生募集方法の両面から点検および評価のうえ改善を行っている。

入学試験制度の点検にあたっては、各入学試験制度の志願者数、合格者数及び入学者数等の数値、書類審査や面接などの入学者選抜での評価結果、筆記試験の科目選択率や得点分布など、客観的なデータに基づいて検証している。また、教育サービス企業が提供する模擬試験受験者のデータ、本学受験希望者の傾向などの受験者動向資料についても、必要に応じて活用している。

学生募集方法の点検にあたっては、本学主催イベント（オープンキャンパス等）参加者における高等学校在籍学年・性別ごとの人数表をもとに、当該年度と過年度の同資料を比較することで、イベント開催日の設定やその内容について改善を図っている。

また、企画調整課において、年度ごとの入学後の成績（GPA）や退学者・除籍者と入試制度の相関関係等についても分析を行ったうえで、運営委員会において共有している（資料 5-26）。

大学院については、大学院総合情報学研究科委員会において、志願者数や入学者数に基づき毎年度の入試動向を検証し、次年度の入学試験制度の策定に活かしている。

（2）長所・特色

本学への入学を強く希望し、大学入学後の明確な目標や将来像を持つ、特に意欲の高い学生を受け入れることは、本学が掲げる人材育成を達成するために大変重要である。このような学生が一定数在籍することにより、周囲の他の学生の学習意欲にも好影響を与えるとともに、研究室をはじめとした大学の教育活動の活性化に繋がるものと考えている。

そこで、前述の学生層を獲得するために、学部学科の入学者選抜において「総合型選抜（未来創造型）」（旧名称：未来創造型 A0 入試）を実施している（資料 5-10【ウェブ】）。

これは、教科科目の筆記試験や、調査書等による高校在学時の学習成績の状況といった、従来から重視していた知識・技能だけに囚われず、思考力・判断力・表現力、及び主体性を持って学ぶ態度など、入学希望者の資質を多面的に捉える試みである。

当該入試制度は、本学での学びを通して、社会の未来をどのように創造していくかを問う本学の特徴的な選抜試験であり、高等学校までの学習や生活を基礎に、「東京情報大学で何を学びどのような社会を創造していくか」といった受験者の未来への姿勢を重視して、調査書、志望理由書、プレゼンテーション、面接及び口頭試問により、人物を多面的・総合的に評価している。

総合情報学部総合情報学科では、従前から実施していた未来創造型 AO 入試を発展させ、2017（平成 29）年度からは、学生受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）をより強く意識したプレゼンテーションテーマ「東京情報大学で何を学び情報社会にどう貢献するか」を設定した。さらに「2021（令和 3）年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）」（平成 29 年 7 月 13 日 29 文科高第 355 号）に対応して、制度名称を「総合型選抜（未来創造型）」に変更するとともに、学ぶ意欲だけでなく必要とされる基礎的な学力を問うために、面接に加えて口頭試問を実施することとした（資料 5-10【ウェブ】）。

看護学部看護学科においても、開設初年度の 2017（平成 29）年度から実施し、総合情報学部総合情報学科と同様に 2021 年度からの名称変更と面接時における口頭試問の導入を経て、2022（令和 4）年度からはプレゼンテーションテーマ「私（たち）が創造する未来の地域ケアとは」を設定し、自身の未来像をより強く打ち出す入学試験制度に転換している（資料 5-10【ウェブ】）。

また、この入学試験制度での合格者は、全員が特待生に採用され、初年次授業料の半額を免除しており、意欲の高い学生の確保と経済支援制度を両立させている。

2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度の 5 年間における志願者数等の推移から、本入学試験制度による入学者を一定数確保できている（資料 5-27）。

（3）問題点

総合情報学部総合情報学科では、適正な定員管理ができているが、入学者全体に占める学校推薦型選抜での入学者比率が高い傾向にあり、2021（令和 3）年度入学者ではそれが顕著化している（資料 5-27）。特に、学校推薦型選抜（指定校推薦）の志願者が年々増加したことに伴い、入学試験制度ごとの入学者数が不均衡となっている。今後は、指定校数や高校ごとの募集人員数を見直すとともに、各入学試験制度の募集人員も検討することで改善を図っていく。

看護学部看護学科については、収容定員が未充足であり、その解決策を模索している。本学の所在する千葉県においては、看護系学部を設置する大学が急増し、志願者獲得競争は熾烈を極めていく。2017（平成 29）年度に開設した比較的歴史の浅い本学の看護学部は、全国的には勿論、地元千葉県内の高校生、その保護者及び医療関係者等への認知度も十分とは言えない。そのため、本学の核となる「看護学」と「情報学」の融合を通じて、これからの少子超高齢化社会において真に必要となる看護職を育成する理念と特色をより具体的に伝えることを柱にした広報を充実させる。そのうえで、学生募集方法の改善や入学試験制度の

見直し等により、収容定員未充足を解消していく。

大学院は、前回の機関別認証評価の提言において努力課題とされており、収容定員充足率を改善する必要がある。現在、博士前期課程においては、本学学部からの内部進学者が多数を占めている。学部教育との連動をより高めて、内部進学者数をさらに増大させることで安定的な充足を図ることになっている（資料 5-13）。学部低学年在籍時から大学院への理解を深める機会（例えば学内説明会の開催等）を設けることで、学部学生の有力な選択肢としての大学院進学を早期から意識してもらえるように働きかける。さらに他大学学部からの入学者も一定数確保するため、入学希望者に配付する広報冊子の充実やホームページによる情報発信を強化していく。博士後期課程は、前述の博士前期課程に対する施策を確実に実行していくことにより、結果的に未充足の解消が図れると考えている。

（４）全体のまとめ

本学では、学生受け入れの方針（アドミッションポリシー）を適切に公開するとともに、本学ホームページや広報誌等を通じて、入学希望者が十分理解できるよう努めている。

学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制については、組織体制を整え規程等を整備し、入学者選抜を公正に実施している。

また、学生受け入れの適切性について定期的に入試結果、受験動向データ等を活用して、入試・広報委員会及び大学院総合情報学研究科委員会において点検・評価を行い、次年度への改善に努めている。

このように、本学が認識している問題点の解決は勿論のこと、現状、適切に管理・実行できている事案についても不断の努力を重ねており、適正な学生の受け入れを推進している。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、建学の精神、教育理念に基づき、教員・教員組織を構成できるよう次の通り教員・教員組織基本方針を定めてホームページに公表している（資料2-10【ウェブ】）。

(1) 求める教員像

- ・大学の理念と目的、学部・研究科の教育目標及び育成する人材像を十分理解し、学生に対して、愛情と熱意を持って指導する教育力を有している。
- ・高度な専門性、研究能力及び研究倫理観を有している。
- ・教育及び研究活動の成果を社会に還元、貢献する意欲を有している。

(2) 教員組織の編成方針

- ・大学及び各学部・研究科の教育目標を実現するための十分かつ適切な教員を配置する。
- ・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づき適切な教育プログラムを実現するために、教員の専門性や配置等の基本方針を策定し、それに基づき各学部・研究科で適宜点検を行う。

(3) 教員の募集・採用・昇任等の方針

- ・教員の募集・採用にあたっては、透明性と適切性を保ちつつ、学部及び研究科の採用方針に則り選考を行う。
- ・教員の昇任にあたっては、透明性と適切性を保ちつつ、学部及び研究科の採用方針に則り選考を行う。

(4) 教員の資質及び教員組織の点検・評価

- ・大学は全学的に教員の教育資質向上に関する方針を示し、学部及び研究科は、その方針に従って組織的に教員の教育力の向上に取り組む。
- ・教員の研究力の向上を図るために、研修制度や研究助成などによる研究支援を行う。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員数については、大学設置基準、大学院設置基準に基づく基準数を満たしている。なお、基準教員数のうち半数と定められている学部ごとの教授数は、総合情報学部 20 人（基準数 11 人）、看護学部 6 人（基準数 6 人）となり大学設置基準による教員数を満たしたが、令和 3 年 3 月末に看護学部教授 2 人が急遽自己都合により退職し、これに伴う採用、教授昇格等の措置が間に合わなかったため、大学設置基準が定める「大学全体の収容定員に応じた教授数」について基準日（2021（令和 3）年 5 月 1 日現在）における教授数の合計が 26 人（基準数 28 人）となり、基準数を下回った（大学基礎データ表 1）。

このことについて、総合情報学部及び看護学部において昇格対象者について「点検・評価項目③」に記述する教員・教員組織基本方針及び資格審査プロセス等に基づき研究業績を審査し、2021（令和 3）年 10 月に 3 人の准教授が教授に昇格したことから、解消された。また、教授数不足が生じた期間（2021（令和 3）年 4 月～9 月）の教育については、教員数全体が基準数を両学部とも大幅に上回っており、担当授業、学生指導、そのほか大学運営に対して質を落とすことなく推進できるよう措置を講じた（大学基礎データ表 1）。

総合情報学部総合情報学科には、学則第 3 条第 3 項に基づき、専門性に応じて「情報システム」「数理情報」「社会情報」の 3 つの学系を設置し、教員はそれぞれの専門性に応じて学系に所属し、教育課程の柱を構成している。教員・教員組織は、「学部－学科－学系－研究室」というツリー構造になっており、それぞれの研究室において学生一人ひとりに対して複数教員による組織的な指導体制を構築している（資料 1-5）。教員配置は、学系－研究室を基本単位として、専門性、職階、年齢等に対するバランスに配慮しながら、学部長、学科長及び各学系長並びに学系所属教員が協議して適切性を確保している。2021（令和 3）年 5 月 1 日現在 60 歳以上が 37.8%、50 歳～59 歳が 28.9%、40 歳～49 歳が 28.9%、39 歳以下は 4.4%とやや年齢構成は高齢層に偏りがある（大学基礎データ表 5）。

看護学部においては、「基盤看護分野」（基礎看護学領域の1領域）、成育・成人看護分野（母性看護学領域、小児看護学領域、成人看護学（急性期）領域、成人看護学（慢性期）領域の4領域）、「地域看護分野」（高齢者看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、公衆衛生看護学領域の4領域）の3つの分野と9つの領域を基本単位として教員の専門性、職階、年齢等に対するバランスに配慮しながら、学部長、学科長並びに学系所属教員が協議して適切な教員配置を保つよう配慮している（大学基礎データ表5）。看護学部の教員は、2021（令和3）年5月1日現在、60歳以上が40.9%、50歳～59歳が31.8%、40歳～49歳が22.7%、39歳以下は4.5%と高齢層が多いが、定年退職等に伴う補充人事において、若手教員を採用するなど改善を進めている（大学基礎データ表5）。

また、本学は、付属病院施設を持たないことから、臨地実習施設が95施設（2021（令和3）年度現在）に上り、臨地実習における教育の質を確保するため、実習担当教員（専任教員）との連絡調整、実習オリエンテーションや実習準備、実習現場における指導、部分評価を担当する「臨床教員」（6人※）「実習教員」（1人※）を置き、看護職として臨床経験のある人員を採用している（※いずれも2021（令和3）年5月1日現在）（資料6-1）。看護学部看護学科では、臨床教員及び実習教員には、実習指導者として必要な学習時間を確保し、FD活動などに継続して参加するなど、専任教員とともに授業の質を保証するための支援を行っている。FD活動の主な内容は、①大学における看護学教育、②本学の建学の精神と教育理念、③本学部の養成する人物像とコア・コンピテンス、④教育課程の特長、⑤実習展開の基本、⑥実習で活用する学習理論とアクティブ・ラーニング、⑦実習における学生への学習支援、⑧各看護学実習の目的・到達目標、⑨「臨床教員」「実習教員」の役割、⑩実習指導者との協力体制、⑪管理上の諸規程、⑫学生へのオリエンテーションである（資料6-2、資料6-3）。

総合情報学部総合情報学科における教員一人あたりの学生数は、40人となっており、2017年度国立大学を含む全国平均の21.7人（朝日新聞・河合塾「ひらく日本の大学」2018年調査）と比較して高い数値になっている。

看護学部看護学科における専任教員（嘱託教員を含む）22人と臨床教員5人を加えた27人を基準日（2021（令和3）年5月1日現在）の看護学部在学生数331人で除した学生一人あたりの教員の割合は、12.2人と全国平均11.1人（一般社団法人日本看護系大学協議会2017（平成29）年度調査）と比較するとやや高い。看護学部の収容定員400人を充足することを前提すると14.8人となる。

非常勤講師数は大学全体延べ数で111人となっている。専門教育科目に対する専任教員の授業科目の担当状況（専兼比率）については、総合情報学部が81.5%、看護学部が73.1%となっており、教育課程の核となる各学科の専門教育に対しては各学部とも専任教員が中心となって教育課程が運営されている（大学基礎データ表1、大学基礎データ表4）。

大学院の授業及び研究指導は、学部教員が兼担している。大学院設置基準上の研究指導教員及び研究指導補助教員の数は、十分に確保している（大学基礎データ表1）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教務職員（専任教務職員（任期教務職員を含む）及び嘱託教務職員）の採用・昇格は、次の規程等に基づき行う。

（1）専任教務職員（任期教務職員を含む）及び嘱託教務職員共通

①学校法人東京農業大学人事委員会規程

②東京情報大学教授会規程（以下「教授会規程」という。）

（2）専任教務職員（任期教務職員を含む）

・学校法人東京農業大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）

（3）嘱託教務職員（有期雇用職員）

・学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則（以下「有期職員就業規則」という。）

採用・昇格の資格審査の具体的な手続き、審査基準は、「東京情報大学教員資格審査 マニュアル」（以下「資格審査マニュアル」という。）に示されており、各学部における教授会から選任された教務職員等資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）が厳正かつ公正に審査を実施している（資料 6-4、資料 6-5、資料 6-6、資料 6-1、資料 3-4、資料 6-7）。

さらに、教務職員（専任及び任期制教務職員）は、就業規則に基づき、原則 5 年間の任期付き教務職員（任期制教務職員）として採用され、採用 5 年目に当たる年度における専任化申請では、あらかじめ定められた専任化判定基準と手順に基づき、専任化判定審査会が厳正かつ公正に審査を実施している（資料 6-8）。採用、昇格及び任期制教員の専任化の具体的な手順等は次の通りである。

（1）教員の採用

1）枠取り申請

① 教務職員（任期制教務職員・嘱託教務職員）の採用は、各学部・学科及び学系（総合情報学科のみ）において退職・転出等により欠員等が発生した場合、中期的な教育・研究計画に基づき、採用の必要性及び職階・年齢構成・人数などのバランスを考慮しながら、学科（学系）の教授の申請に基づき学科長が学部長に提出する。

② 学部長が採用を適切と判断した場合、学部長・学科長は学長に対して、職名、専門分野、採用人数（枠数）、職階、採用予定年月日等を内容とする「枠取り」申請を行う。申請に基づき学校法人東京農業大学人事委員会規程に基づく第一専門委員会（東京情報大学部会）（以下、「第一専門委員会」という。）での議を経て人事委員会（以下、「人事委員会」という。）で審議し、諾否について審議する（資料 6-9）。（枠取りは募集、採用期間に鑑み、概ね採用予定年月日の 1 年 6 ヶ月前までに申請する。）

2) 教務職員（専任及び任期制教務職員）の募集（公募）

- ① 人事委員会において「枠取り」が承認された場合、就業規則及び有期雇用職員就業規則に基づき、募集（公募）を行う。
- ② 公募は、学部・学科において、学科長及び学系長により公募要領を策定し、選考方法を決定する。
- ③ 公募の具体的な進め方は、学部・学科に全面的に委ねているが、主に本学ホームページや研究者人材データベース（JREC-IN）への募集要項掲載、関連する教育・研究機関宛の募集照会などの方法により行っている。

3) 応募者の選考

- ① 応募者の選考は、学科（学系）において、当該学科（学系）の採用方針（枠取り）に照らして、履歴、教育・研究業績、社会的活動実績等のすべての基準を満たしている候補者を書類選考する（資料 3-4）。
- ② 該当する学科（学系）は、被候補者に対して、候補者面接（候補者によるプレゼンテーションを含む）を行い、教育・研究業績を含めた採用候補者としての適格性について選考する。
- ③ 「適格」と判断した応募者を新規採用候補者として、当該学部長・学科長から学長に対し推薦（採用申請）を行う。

4) 採用手続き

- ① 採用候補者に対しては、推薦書等（推薦書、履歴・業績書等の採用申請書類一式）を基に、第一専門委員会において採用面接を実施し、採否について審議する。
- ② 第一専門委員会で採用が承認された場合、各学部の資格審査委員会は、候補者の履歴・研究業績にかかる専門分野・職階の適格性及び候補者の採否について資格審査を行う。
- ③ 職階及び採用について「適格」と判定された候補者は、教授会に付議され、教授会の意見聴取及び賛否に係る投票を行い、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。なお、資格審査の結果、職階が変更になる場合がある（資料 6-7）。
- ④ 学長の承認及び申請に基づき、人事委員会に付議され、同委員会の承認をもって採用決定となる（資料 6-6）。

(2) 教員の昇格

- ① 教務職員の昇格は、就業規則（第 11 条、第 12 条及び第 23 条）、資格審査マニュアル及び学校法人東京農業大学教務職員昇格資格審査申請細則に基づき行う。昇格申請は、所属長（学科長）の申請及び自己申請がある（資料 6-6、資料 6-10）。
- ② 所属長（学科長）の申請は、所属長（学科長・系列長）が毎年度所属教員の教育・

研究業績及び社会的活動実績等を確認し、資格審査基準に照らして当該職階への昇格基準をすべて満たしている場合、昇格候補者として所属系列教授の承認を得て、学部長・学科長から学長に対して推薦する。自己申請された場合は、学科長が昇格に必要な経験年数を確認して学長に提出する（資料 6-6、資料 6-10）。

- ③ 昇格候補者の昇格審議に必要な書類昇格申請書類一式（教育業績及び研究業績等）に基づき第一専門委員会において昇格可否を審議する。
- ④ 第一専門委員会において昇格候補者が承認された場合、資格審査委員会が昇格候補者の履歴・研究業績に対して資格審査を行う（資料 6-7）。
- ⑤ 資格審査委員会において「適格」と判定された候補者は、教授会に付議され、昇格にかかる教授会の意見聴取及び賛否に係る投票を行い、学長が決定を行うにあたり意見を述べる（資料 6-5）。
- ⑥ 学長の承認及び申請に基づき、人事委員会に付議され、同委員会の承認をもって最終的に採用決定となる（資料 6-4）。

（３）任期制教務職員の専任化

１）専任化までの手続きについて

- ① 採用決定後、当該学部長・学科長と対象者の間、任期中（５年間）の教育、研究、大学運営及び社会貢献等に関する目標値を設定する（資料 6-11）。
専任化判定は、採用から５年目初頭に行われることから、４年間の研究業績（著書、論文執筆数と科学研究費及びその他外部資金申請）の目標値を専任化審査判定表に具体的に示す（資料 6-8、資料 6-11、資料 6-12）。
- ② 対象者は、毎年度当該学部長、学科長と面談し、採用時に設定した研究業績の目標値の達成度を確認するとともに教育業績、大学及び学科運営、社会活動に関する１年間の業績についての評価及び今後の改善事項等について指導を受ける。当該面談の記録は、面談・指導記録を作成・保管する。
- ③ ②のプロセスを経て、任期最終年度（５年目）に、採用後４年間の各目標の達成度を専任化審査判定表にまとめ、所属（学部・学科）において審査を行う（資料 6-8、資料 6-11、資料 6-12）。
- ④ ③の審査の結果、専任化「合格」と判断された場合、所属（学科長）長は学部長の承認を得て、学長宛に専任化を申請（推薦書及び専任化申請書類を提出）する（資料 6-8）。
- ⑤ 第一専門委員会委員、教務職員等資格審査委員会委員長をメンバーとする「業績審査委員会」において、あらかじめ公表している専任化判定の基準に基づく審査を行い、対象者の専任化についての判定を行う（資料 6-8、資料 6-12）。
- ⑥ 専任化判定により「合格」となった者は、推薦書等（推薦書、履歴・業績書等の採用申請書類一式）を基に、第一専門委員会が専任化の適否について審議する（資料 6-8）。

- ⑦ 第一専門委員会で採用が承認された場合、各学部の資格審査委員会は、対象者の履歴・研究業績専門分野・職階に基づき適格性及び専任化の採否について資格審査を行う（資料 6-7）。
- ⑧ ⑥における資格審査の結果、「合格」と判定された対象者は、教授会に付議され、教授会の意見聴取及び賛否に係る投票を行い、学長が決定を行うにあたり意見を述べる（資料 6-5）。
- ⑨ 学長からの申請に基づき、人事委員会に付議され、同委員会の承認をもって専任化が決定し、対象者の 6 年目開始日に専任化発令される（資料 6-6）。

本学では、規程に基づき全学的な教員の募集・採用・昇格において厳正な審査・選考を実施している。採用・昇格の選考・審査基準は研究業績のみならず、教育歴、課外活動、社会活動、人物、将来性なども加味され、多角的な判定が行われている。判定の基準等は、「資格審査マニュアル」において、教員の多様な研究分野における業績発表の特性、研究業績や論文の質をできる限り客観的に評価するための基準を構築して学内において公開しており、全ての教員が自らの業績を明確にして自己評価できるよう配慮している（資料 3-4）。

資格審査基準は、建学の精神、教育理念を達成する推進力となりうる総合的な教育力・研究力を持った人材を育成し、これについて、客観的に評価するための評価基準が求められることから、2013（平成 25）年度に「教務職員資格審査マニュアル」を作成した。当該マニュアルにおいては、研究者としての能力については「研究業績得点化表」、優れた見識、社会性及び教育に対する情熱については「教育・管理業務、社会活動の評価判定表」によって客観的な指標を設けたうえで、点数化し総合的な判定を行っている。また、当該マニュアルは、幾度かの改正を経て運用している（資料 3-4）。

また、任期制教務職員の専任化判定審査においては、専任化の評価基準や手続きを明示し、客観的数値に基づきに評価している。専任化審査判定表には目標達成度を評価する基準として、教育業績、研究業績、大学の管理運営及び社会的貢献業績を掲げ、評価の比重をそれぞれ 40%、40%、10%、10%と示し、本学教員に求める能力・資質等の内容を明らかにしている（資料 6-11）。

（４）大学院指導教授及び指導准教授

- ① 大学院指導教授及び大学院指導准教授は、就業規則第 16 条及び資格審査マニュアルに基づき資格認定を行う。
- ② 毎年度学科（系列）所属教員に対する業績評価（教育・研究業績、社会的活動実績等）の確認において、資格審査マニュアルに定める指導教授、指導准教授の評価得点が教員採用・昇格条件を満たしている場合、所属長（学科長）は研究科委員長に対して報告をする。研究科委員長は、所属長（学科長）からの報告に基づき該当者の業績等を確認する。該当者が資格審査基準に照らして指導教授、指導准教授の基準をすべて満たしている場合、研究科委員長は、資格認定候補者として関係する系列の指導教授

の承認を得て研究科委員長から学長に対して申請する（資料 3-4）。

- ③ 資格認定候補者の審議に必要な書類昇格申請書類一式（教育業績及び研究業績等）に基づき第一専門委員会において資格認定の適否を審議する（資料 3-4）。
- ④ 第一専門委員会において資格認定候補者の承認された場合、資格審査委員会が候補者の履歴・研究業績に対して審査を行う（資料 6-7）。
- ⑤ 資格審査委員会に「適格」と判定された資格認定候補者は、研究科委員会に付議され、資格認定にかかる研究科委員会の意見聴取及び賛否に係る投票を行い、学長が決定を行うにあたり意見を述べる（資料 5-14）。
- ⑥ 学長は、研究科委員会の意見に基づき、大学院指導教授及び指導准教授を決定する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）は、全学的な FD を推進するため運営委員会規程第 6 条に基づく東京情報大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD 委員会」という。）を組織し、副学長、研究科委員長、総合情報学部長、看護学部長、教務委員長等をもって構成員とし、2021（令和 3）年度は総合情報学部長が委員長を務めている（資料 6-13）。

FD 委員会は、①FD 活動の実施計画の立案、②FD 活動の評価、③FD 活動に関する情報の収集と提供、④その他、委員会が必要と定めた事項となっている。

教員・教員組織基本方針に基づき、2021（令和 3）年度は、①教育改革推進支援、②授業評価アンケートの実施（前期・後期）、③非常勤講師との連絡会（前期・後期）の実施を計画したが、COVID-19 の影響により、学生の登校を制限し、約半数の授業をオンラインで実施したため、従来とは違う方法で活動を実施した。授業評価アンケートについては、従来は授業時間内にマークシートを配付し回答させていたことから、実施・未実施の授業が明確だった。Web からの回答に変更したことで、ほとんどの授業に対して回答があり、授業単位での実施率だけを見ると高い水準になっている。

（1）学部

①前期末授業評価アンケート（Web で回答）

	実施率
全体	97%
専任教員	97%

非常勤講師	96%
-------	-----

②学年末授業評価アンケート（Web で回答）

	実施率
全体	99%
専任教員	99%
非常勤講師	100%

③教員相互の授業見学（ピアレビュー／オンライン授業に参加）

・参加者数：16 名

④非常勤講師との連絡会

・令和 3 年度は非常勤講師に参集していただくことが難しかったため中止とした。

（2）大学院

①前期授業評価アンケート回答率

	該当者数	回答数	回答率
博士前期課程 1 年次生	10	10	100.0%
博士前期課程 2 年次生	0	0	0.0%
合計	10	10	100.0%

②後期授業評価アンケート回答率

	該当者数	回答数	回答率
博士前期課程 1 年次生	9	9	100.0%
博士前期課程 2 年次生	0	0	0.0%
合計	9	9	100.0%

（2）教員研修

◆オンライン授業実施のための講習会実施	
研修テーマ	開催日時
Zoom Meeting のスケジュールリング	2020（令和 2）年 4 月 22 日
Webinar の開き方	2020（令和 2）年 5 月 1 日
Webinar による簡単な講義体験	2020（令和 2）年 5 月 1 日
Events の開き方	2020（令和 2）年 4 月 30 日・5 月 1 日
PC 操作画面の動画作成とライブ授業の動画記録	2020（令和 2）年 4 月 28 日
講義音声ファイル作成と音声あるいは動画ファイルのネット配信	2020（令和 2）年 4 月 30 日
PowerPoint 自動再生教材（ppsx）の作成と教材ネット公開	2020（令和 2）年 4 月 28 日
Zoom による授業方法 ー前期授業を行って分かったことー	2020（令和 2）年 9 月 7 日
Zoom によるハイブリッド授業方法 ー対面授業のオンライン同時配信ー	2021（令和 3）年 4 月 6 日・7 日

(3) 外部機関の以下のセミナーを案内し、以下の通り参加があった。

- ・ ICT 利用による教育改善研究発表会（主催：公益社団法人私立大学情報教育協会）
参加者 1 名 (2020 (令和 2) 年 8 月)
- ・ 教育イノベーション大会（主催：公益社団法人私立大学情報教育協会）
参加者 1 名 (2021 (令和 3) 年 9 月 6 日～8 日)

2020（令和 2）年度については、COVID-19 の感染拡大の影響で対面による FD 活動が実施できなかった。2021（令和 3）年度においても、前年度同様に COVID-19 の影響を受けており、組織的な FD 実施について、遠隔授業を主体とした活動を実施している。

このように FD 委員会を柱として全学的な FD 課題に取り組む体制となっており、これらの活動を通じて教員の FD に関する資質向上、教育力の向上を目指している（資料 6-13、資料 6-14、資料 6-15）。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用については、上述の「教員資格審査マニュアル」の評価項目における、教授、准教授昇格に対する判定基準の中の一項目として加点対象となっている（資料 3-4）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教員組織における教員数は、学部ごとに決定し、教育の質の確保、将来構想等に基づき、採用計画を策定し、学科の人事、教員組織（計画）の維持・管理を行っている。学部学科からの教員人事申請については、第一専門委員会において、採用計画に基づき、大学総体としての教員組織の適切性を確認している。

総合情報学部においては、2021（令和 2）年度将来構想を検討し、専門性に基づく教育の質の確保とともに職階・年齢構成を勘案して採用計画を更新した。

また、看護学部においては、2021（令和 2）年度完成年次に合わせて、将来計画を策定し、7 年後（2026（令和 8）年度）までの将来計画を策定した。いずれの将来計画についても第一専門委員会の承認を得て、人事委員会において審議・承認されている。看護学部においては、2021（令和 3）年度において看護学部将来構想委員会を組織して、組織の適切性や病院実習指導者との連絡会議、国家試験結果に基づく国家試験対策・ヘルスケア実践研究センターの組織、ディプロマ・ポリシーの達成度等の教育の質について点検・検証を行っている（資料 6-16、資料 6-17）。

総合情報学部においては、文部科学省が主体となっている「数理・データサイエンス・

AI 教育プログラム認定制度」への対応等について運営委員会の下に委員会を組織して、現状の検証に基づき、将来計画について検討し、「総合情報学部改革に関する報告書」を答申した(資料 4-58)。2022 (令和 4) 年 2 月 1 日から総合情報学部において「総合情報学部将来構想検討委員会」を組織し、教員組織を含めた適切性の点検評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでいる(資料 6-18)。

(2) 長所・特色

総合情報学部については、前述の通り 1 学部 1 学科でありながら、専門性に応じて「情報システム」「数理情報」「社会情報」の 3 つの学系を設置し、教員はそれぞれの専門性に応じて学系に所属しており、教育課程もその下で構築されている。これに伴い教員・教員組織は、学部・学科ー学系ー研究室というツリー構造の組織において広範な学問領域を取り入れながらも体系的な教育研究組織を構成している。学系は、教員の昇格の単位になっており、学系ごとの専門領域の下、運営されている。

看護学部においては、「基盤看護分野」(基礎看護学領域の 1 領域)、成育・成人看護分野(母性看護学領域、小児看護学領域、成人看護学(急性期)領域、成人看護学(慢性期)領域の 4 領域)、「地域看護分野」(高齢者看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、公衆衛生看護学領域の 4 領域)の 3 つの分野と 9 つの領域を基本単位として構成されており、看護職に必要な知識を教授するための枠組みを構成している。本学の特色である「看護学」と「情報学」を融合したパイロットスタディ(先端研究)を推進するため「ヘルスケア実践研究センター」を設置し、当センターを核とした地域、教育、研究を架橋する新たな研究を推進することとしている(資料 3-10、資料 6-19【ウェブ】)。

大学院では、総合情報学部を基礎として「系列」という単位で指導教授を配置しており、適切な研究が推進できる体制を構築している。大学院改革の一環として社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、学部教育を継承した「情報システム系列」「社会情報系列」に加えて、令和 3 (2021) 年 4 月から総合情報学における重要な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、「ヘルスケア情報系列」を設けて内外に明示することとした(資料 1-4)。

(3) 問題点

総合情報学部においては、「情報学」という進展や変化の激しい分野を教育研究の柱にしていることからイノベーションに対応した既応性という視点における教育課程の構築については困難を伴う。学部学生の教育においては、普遍的な技術基盤をリテラシーや授業科目に組み込み、研究室単位でトピックや先端研究を視野に入れた卒業研究を行うことで対応している。(資料 1-2【ウェブ】)

看護学部においては、本学の特徴である「看護学」と「情報学」の融合をどのように推進

していくかが課題となっている。今後看護学部に設置した「ヘルスケア実践研究センター」において、推進するための教育研究に取り組んでいる（資料 6-19【ウェブ】）。

（４）全体のまとめ

本学は、建学の精神及び教育研究の理念を実現させるために求める教員像を提示し、教員一人ひとりが教員像を理解するとともに、教員採用（公募）にあたっては、本学における教育研究に熱意のある人材を求めている（資料6-20）。

採用、昇格にあたっては、資格審査基準を明確にし、教育研究の質を保てるよう、①学科長申請（学科所属教員の同意）、②第一専門委員会での審議、③資格審査委員会審議、④教授会の意見等に基づく学長の承認、⑤人事委員会承認（決定）のプロセスを通じて組織的に申請、承認を進めることができるよう制度を構築し、公正かつ厳格な人事を進めることができている。（資料6-4、資料6-5、資料3-4、資料6-7）

教員組織整備にあたっては、本学の建学の精神・教育理念を達成するための教育研究組織の構築と本法人における人件費等の適切性など経営指標と整合性を取り、大学と法人が両方で連携しながら点検・評価を行う仕組みが構築されている（資料6-4、資料6-5、資料3-4、資料6-7）。

教員の人事計画については、学長ガバナンスの下、学部学科の教員と所属長が責任と自覚を持って運営していく仕組みと環境が整えられており、大学（学部→学科（学系）→研究室）と法人が一体となって「教員・教員組織」による課題を共有する体制を構築し適切に運営している（資料6-4、資料6-5、資料3-4、資料6-7、資料6-9）。

教員・教員組織は、教育改善の課題のほか、学生や保護者、障がいのある学生に対応するための組織単位となっており、FDにおいても多面的な事象に組織的な対応ができるよう努めている（資料 2-6、資料 6-13）。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、建学の精神「未来を切り拓く」、教育理念「現代実学主義」並びに人間形成の理念「自立と協調」に基づき、入学から卒業までにおける学生に対する支援を行うにあたり、学生支援の基本方針を次の通り定め、大学ホームページに掲載している（資料 2-10【ウェブ】）。この方針の実現にあたり、中期計画 N2022 において、具体的なアクションプランを定め、関連する委員会及び事務組織の中で支援していく体制を整備している。

【東京情報大学基本方針「7. 学生支援」】

本学の理念及び目的に基づき、学生一人ひとりが安定し充実した学生生活が送れるよう、修学支援、学生生活支援及び進路支援体制を整備する。

(1) 修学支援

- ・修学上の相談ができる体制を整備し支援する。

(2) 生活支援

- ・学生の心身の健康が保てる体制を整備し支援する。
- ・課外活動（クラブ、サークル、ボランティア等）が活性化するよう支援する。
- ・学生生活環境（奨学金、食生活、通学環境等）を整備し支援する。

(3) 進路支援

- ・キャリア教育を充実し、「社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力」が向上できるよう支援する。
- ・進路決定のための就職活動を支援する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ キャリア教育の実施
- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

1. 修学支援

修学支援は、学生支援の基本方針に基づき、学習指導等、教育上の基本的事項について検討するため、運営委員会規程第 6 条に規定する専門委員会として教務委員会を設置し、「東京情報大学教務委員会内規」（事務所管：学生教務課）を定めて組織的に対応している（資料 4-11）。

教務委員会の審議事項は、次の通り。

- ① 教育課程の実施及び実施内容の検証に関する事項
- ② 履修に関する事項
- ③ 授業時間割に関する事項
- ④ 試験に関する事項
- ⑤ 成績に関する事項
- ⑥ 学事暦に関する事項
- ⑦ 留学生に関する事項
- ⑧ その他前各号に関連する事項

（1）修学上の相談ができる体制を整備し支援する。

本学では、学生の修学上の相談や指導をきめ細かく行えるように学級担任制を導入し、1 年次から 4 年次まで各学生に担任を割り当てている。学級担任の役割は、修学上の相談やアドバイス、欠席が多い学生への指導、成績不振学生の保護者との面談、重要事項の連絡等、多岐に亘っている。総合情報学部の 3、4 年次生は、卒業研究の指導教員が学級担任の役割を担い、就職に関する指導も行っている。

教員は授業以外の時間に、学生からの相談を受けられるように、教員それぞれにコミュニケーションアワーを設定している。総合情報学部では、J-port の教員時間割に明示し、学生に周知している（資料 7-1）。また、看護学部では、全教員水曜 1～3 時限目をコミュニ

ケーションアワーに指定し、「学生ハンドブック」で明示している（資料 7-2）。

退学や休学を希望する学生は、必ず学級担任と面談を行い、対象となる学生個々の事情を確認したうえで面談記録を作成し、学科長の承認を得て学籍異動の手続きを行っている。

進級・卒業要件を満たすことができず、原級又は留年となる学生は毎年度一定数おり、該当する学生に対しては、年度末に学級担任と保護者を交えた三者面談を実施している。三者面談の結果に基づき、学級担任、授業担当者及び学生教務課等関係者において、①学生の現状の把握、②①に基づく来期以降の具体的な対策及び修学指導等について協議し、一人ひとりの状況に即した丁寧な対応を行っている（大学基礎データ表 6、資料 7-3）。原級や留年を防止する観点から、2021（令和 3）年度より原級・留年者の他に、GPA が低い学生に対しても、年度末に修学指導を行うこととした。

留学生の修学支援は、日本における生活全般も対象になることから、組織及び職制第 4 条第 2 項に基づき組織された学生部委員会の下に外国人留学生専門委員会（以下「留学生専門委員会」という。）を置き、東京情報大学外国人留学生専門委員会運営要領に基づき、留学生の相談や留学生を対象とした各種支援策等を組織的にを行っている（資料 7-4）。入学時においては、オリエンテーションを開催し、留学生全員に対して授業科目の履修方法、生活習慣、奨学金及び各種手続き等について説明する機会を設けている。授業科目においては、日本語の学習、日本の社会と生活文化、ビジネスコミュニケーションなど、生活習慣からビジネススキルなど日本での生活に適応させることを目的とした留学生用科目を設置し履修するよう指導している（資料 7-5）。

障がいのある学生の修学支援においては、入学試験の募集要項に「障がい等のある方への受験・就学上の事前相談」として、「受験・入学後の就学状況を含め、面談を行います。」と明記し、受験前に入学を希望する障がい者と面談を行っている。受験対応だけでなく、入学後、本学において支援可能な対応や修学環境を個別に説明し、納得してもらったうえで受験できる体制を整備している（資料 5-18）。また、入学後は、東京情報大学障がい学生修学支援規程及び東京情報大学障がい学生修学支援委員会規程に基づき、学生から支援を求められた場合、障がい学生修学支援委員会の下に個別支援チームを設置し、円滑に支援を行えるようにしている（資料 7-6、資料 7-7）。2021（令和 3）年度に支援を求めてきた学生は、2 年生と 4 年生に 1 名ずつおり、それぞれチームを編成し、修学上の要望等を確認し可能な限り支援している。

COVID-19 の影響により、2020（令和 2）年度は学生の入構を制限したため、特に 1 年次生からは、大学生になった実感が湧かない、友人ができない等の声があったため、学生同士の交流・コミュニケーションを図ることを目的に、オンラインではあるが、年度末にグループワークを伴う研修を実施し、学生の不安を少しでも解消するよう努めている（資料 7-8、資料 7-9、資料 7-10）。

2. 生活支援

生活支援は、基本方針の学生支援に基づき、学生部委員会及び組織及び職制第4条の2に基づく医務室が連携して、学生教務課を窓口として以下の取り組みを行っている。

(1) 学生の心身の健康が保てる体制を整備し支援する。

本学では、学生の健康の保持増進を図るために医務室を設け、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施、感染症予防対策の実施のほか、心と身体健康相談等も行っている。医務室では、学校医、看護師が健康相談等に応じている。また、修学上あるいは生活面における悩み等がある場合は、学生相談室（カウンセリングルーム）にて専門のカウンセラーが相談に応じている。この他に、大学の業務時間外にも相談できるよう委託業者による電話やWebを利用して24時間相談ができる「こころとからだの相談窓口24」も整備している。

学生の健康診断は毎年度初めに実施し、健診の結果、診断項目のいずれかに注意が必要な学生に対して、学校医が面談を行い、再検査の指示や健康維持のための助言をしている。

上記の学生の心身の健康に関する支援体制については、学生ハンドブックの「17. 健康管理」に掲載し周知している（資料7-11）。

< 「学生相談室」 及び 「こころとからだの相談窓口24」 利用者数（のべ数） >

年度	学生相談室	こころとからだの 相談窓口 24
2017（平成29）年度	663	18
2018（平成30）年度	460	09
2019（令和1）年度	586	18
2020（令和2）年度	079	46
2021（令和3）年度	506	17
*2022（令和4）年3月31日現在の人数を記載する。 *上表の相談者数には、保護者やクラス担任からの相談も含む。 *令和2年度は、COVID-19の影響により学生の入構を制限していたため、学生相談室の利用が少なくなっている。		

学生からハラスメントの相談を受け付ける体制については、学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程に基づき、本学にハラスメント防止委員会（第5条関係）、ハラスメントに関する苦情・相談窓口（第11条関係）及びハラスメント相談員（第12条関係）を配置して、相談できる体制を整備しており、学生ハンドブックの「18. ハラスメントの防止」に掲載し学生・教職員に周知している（資料7-12、資料7-13）。

2021（令和3）年7月、学生部が学生生活実態調査アンケート調査を行い、COVID-19の影響下において学生生活に対して心理的不安を感じる学生で、学生相談室のカウンセラーのカウセリングを希望する学生に対し、直接電話でカウンセリングを行った（資料7-14）。

(2) 課外活動（クラブ、サークル、ボランティア等）が活性化するように支援する。

学生の課外活動については、本学とは別に「学友会」を組織し、支援を行っている。学友会の目的は、「課外活動をとおして会員相互の親睦と研鑽を図り、自立と連帯の精神を養うとともに、大学の発展に寄与し、あわせて社会への貢献を果たす」ことを目的に本学の学部学生及び教職員全員を構成員としている。学友会の活動は、学生と教職員が連携の下、学生主体に総務部、翔風祭（学園祭）実行本部、課外活動団体、学科統一本部により組織している。学友会の諸活動が円滑に運営できるよう事務局学生教務課が支援している。学友会は、学生から徴収した学友会費により運営されており、毎年度、事業計画や各課外活動団体から提出される申請書に基づく助成等を通じて活動に対する予算を分配している。学友会についての情報は、学生ハンドブックに掲載し周知するとともに、各種行事への参加の呼びかけを通じて学生の積極的な活動を促している（資料 7-15）。

本学では、硬式野球部、サッカー部及びバドミントン部を強化指定部とし、対外試合の応援や成果を通じて、学生、卒業生及び教職員の士気を高め、大学の社会的評価・認知度を高めることを目的として「東京情報大学運動選手推薦入学制度の運用に関する要領」を定め、本学で学ぶ意欲が高く、かつ技能の高い学生を確保し、競技成果向上に結びつけるための運動選手推薦入学制度を設けている（資料 7-16）。特に、高い競技成績が期待できる技能を有する学生については、「東京情報大学運動選手特待生規程」により、学費の一部を免除する制度も導入している（資料 7-17）。また、強化指定部に所属する学生のためにキャンパス内に運動部寮を設置し、「東京情報大学運動部寮規程」に基づき運営している（資料 7-18）。

COVID-19 の影響により、2020（令和 2）年度は、原則、課外活動を全面的に休止した。2021（令和 3）年度は、対面授業が開始され学生が入構することに合わせて、感染防止の徹底及び看護学部教員による健康教育の受講を条件に課外活動を許可している。

(3) 学生生活環境（奨学金、食生活、通学環境等）を整備し支援する。

本学の奨学生制度として、学部学生については、「学校法人東京農業大学授業料等減免規程」第 3 条に基づき「東京情報大学特待生細則」を定め、選考により人物・学業成績ともに優秀な学生を特待生として、授業料の半額を減免している（資料 7-19、資料 7-20）。留学生については、「東京情報大学外国人留学生授業料減免に関する規程」に基づき、入学初年次に授業料の 10 分の 3 相当額を減免している（資料 7-21）。

大学院生については、「東京情報大学大学院奨学生規程」「東京情報大学大学院奨学生規程細則」に基づき、経済的援助を行うことにより、学術研究の奨励と有為な人材育成に資することを目的に、人物学業ともに優秀な学生に対して授業料の全額または半額を減免している（資料 7-22、資料 7-23）。

この他に、学費の支弁に困窮する保護者・学生については、金融機関 2 社と大学との提携により「教育ローン」が利用できるようにしている。

COVID-19 の影響による収入減を賄うために、2020（令和 2）年度は、国の事業である「学

びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の他に、次の通り経済支援を行った。

- ①「緊急修学等支援奨学金」として申請者全員に対して一律 5 万円の支給
- ②「留学生緊急修学支援奨学金」として要件を満たした学生に 10 万円の授業料減免

本学では、看護学部の設置に合わせて、遠方から入学または遠距離通学となる女子学生のためにアパートを借り上げ、「東京情報大学看護学部女子学生アパート」（以下「女子学生用アパート」という。）の家賃の一部を補助している。女子学生用アパートは、東京情報大学看護学部女子学生アパート家賃補助実施要領に基づき、運営・管理している（資料 7-24）。

本学は、主要駅から距離のある場所に立地しており、通学時間を要することから、通学環境を改善するために、地元の京成バスの協力を得て、千葉駅からの直行の路線バス（約 30 分）を 1 日往復 4 便運行している。学内において、京成バス全線を利用できる年間定期券キャンバスライフの販売も行っており、バス通学する学生の経済的負担の軽減を図っている（資料 7-25）。また、自家用車や二輪車等での車両通学も許可し、そのための駐車（輪）場を整備している（資料 7-26）。

3. 進路支援

進路支援は、基本方針の学生支援に基づき、運営委員会の設置委員会である就職委員会が中心となり、キャリア課を窓口として以下の取り組みを行っている。

- (1) キャリア教育を充実し、「社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力」が向上できるよう支援する。

本学の総合情報学部では、学生一人ひとりが“満足のいく進路選択”ができるようキャリア支援プログラム「総合的キャリア教育（通称：Jナビ）」を展開している。総合的キャリア教育は次のようにカリキュラムと連動して低学年から将来像をイメージしキャリアをデザインできるように工夫されている（資料 7-27、資料 7-28）。

＜キャリアデザイン科目＞

年次	学期	授業科目名	講義内容
2 年	前期	情報社会と職業	進路選択に向けて「社会を知る」
2 年	後期	キャリアデザイン a	「社会を知る」から「自分の成長を確認する」
3 年	前期	キャリアデザイン b	「社会と自分をつなげる」
3 年	通年	インターンシップ	実際の就業を体験させるだけでなく、「マナー講座」、「発表会」、「報告書作成」などの事前事後のフォローアップを通じて、「職業観の育成」、「キャリアデザインの構築」、「専門教育へのフィードバック」などへの展開を目指している

総合情報学部においては、申請により経済産業省「基本情報技術者試験」における午前試験の認定コースとなっている。当該認定コースに該当する科目を修了し、かつ独立行政法人情報処理推進機構の修了認定試験に合格した学生は 1 年間、午前試験が免除される（資料 7-29）。

COVID-19 の影響を受け、学生は、2020（令和 2）年 4 月 4 日から 2021（令和 3）年 3 月 31 日の間、学内に入構できない状況であったが、映像やリモート（Web 等）を活用したキャリア支援科目の実施により、継続的なキャリア教育に対する学修機会の提供が可能となった。

正課外のカリキュラムとして、資格支援取得のための講座「スコーラ」を課外講座として開講し、学生のための資格取得や技術習得を支援している。2020（令和2）年度は、COVID-19の影響により、以下のスコーラをリモート（Web）にて開催した。

- ① コンピュータスコーラ
- ② IPA 情報技術者集中スコーラ
- ③ AI スコーラ
- ④ 日本語・コミュニケーションスコーラ

受講した学生は延べ75名で、資格取得者は、G検定（ジェネラリスト検定）、ジョブパス2級、日本語能力検定（N1）等となった（資料7-30）。今後は、スコーラで実施している資格の取得者数の実績を上げていくことが課題である。

看護学部については、全教育課程が看護師及び保健師の養成課程であることから、全課程においてキャリア教育になるが、本学では、「自立と共創」をキーワードとし、デザイン思考、経験学習、協同学習を通して、看護職としての長い職業生活の準備と出発となるよう象徴科目「キャリアデザインとケアⅠ～Ⅳ」において、入学後の1年次生から卒業年次の4年生次生までの4年間をかけて看護師に必要な基礎的能力が身に付くよう段階的に学んでいくキャリア支援プログラムを構成している（資料7-31、資料7-27）。

（2）進路決定のための就職活動を支援する。

進路に対する支援については、運営委員会第6条に基づく専門委員会として就職委員会を設置し、各学部と連携のうえ、進路支援及び就職支援行事等の企画・運営を行っている。採用活動については、政府が提唱する「就職・採用活動日程に関する考え方」を基に、企業からの求人情報やイベント・説明会等については、学生・教員へJ-portや掲示にて情報提供している。

就職支援対策は、「就職ガイダンス」をはじめとし、「筆記試験対策講座（模擬試験受験含む）」、「エントリーシート対策講座」、「面接対策講座」、「公務員試験対策講座」等を実施している。毎年度における就職支援対策は、就職活動アンケートをもとに、学生の意見を取り入れながら支援行事の改善を図っている（資料7-32、資料7-33）。また、総合情報学部総合情報学科3年次生、博士前期課程1年生を対象に「Web業界研究セミナー」や「Web学内企業説明会」「Web合同企業説明会」のイベントを開催し、進路決定のための支援として実施している。2021（令和3）年2月に実施した「Web業界セミナー」については、13社延べ185名の学生が参加した（資料7-34）。多様な就職支援行事を実施した結果、2020（令和2）年度の就職内定率は、93.1%（就職希望者を分母とする）となった。

看護学部看護学科では、キャリア支援プログラムの一環として、各病院施設の現状等や各病院独自の奨学金についての理解を深めるため看護学部看護学科3年生を対象に2019（令和1）年6月、病院等説明会（就職相談会）を開催した（資料7-35）。2020（令和2）年3月及び6月にも開催を予定していたが、COVID-19の影響により中止となった。

COVID-19 に対応する新たな取り組みとして、電話、メールに加えてリモート（Microsoft Teams）を活用して行ったところ、延べ 173 名の相談があった（資料 7-36）。リモート就職相談の当初は、対面相談とは異なり、画面越しにコミュニケーションを取る難しさがあったが、一方で、場所や移動に伴う時間的な制約がないことから、学生側のメリットも大きく、予約のキャンセルがなくなった。このことから、COVID-19 が収束後も、学生支援の向上の一環として、継続的にリモート（Web）相談と対面相談を併用しながら、支援していくことを計画している。

その他、進路状況調査を年 3 回（6 月、10 月、1 月）実施し、各担任（研究室担当教員）と学生の進路状況を共有して、未内定の学生に対しては、支援行事の案内など必要な情報を提供するなどの支援を行っている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、基本方針を実現するために策定した中期計画 N2022 に対して、毎年度末に活動報告書に関連する各委員会が作成し、内部質保証として、中期計画 N2022 に基づき、修学支援については教務委員会、学生支援については学生部委員会、進路支援については就職委員会において点検・評価し、運営委員会に報告している（資料 2-17、資料 2-18）。

2021（令和 3）年度の総合情報学部における 2019（令和 1）年度の進路支援（キャリア支援プログラム「総合的キャリア教育（通称：J ナビ）」）は、教務委員会と就職委員会が策定した実施計画に基づき実行する予定であったが、COVID-19 の影響により、リモート（Web）や映像を利用した新たな就職支援行事を提供することとなった（資料 7-37、資料 7-38）。今後は COVID-19 におけるリモートを活用した就職支援行事のメリットを活かしつつ、情報提供及び就職支援体制を見直すこととしている（資料 7-39）。

（2）長所・特色

学生支援の体制として、学級担任制を導入しており、担任となった教員は、常時、履修相談、生活上の問題について、学生からの質問や相談に応じている（資料 7-40、資料 7-41）。退学の兆候を早期に発見するため、出席管理システムにおいて授業の出席状況を把握し、2 週間おきに欠席の多い学生については、全学科教員について周知及び連絡している（資料 7-42、資料 7-43）。担任を通じて学生に対して指導、必要に応じて面談を行い、面談記録を作成する。2 回連続で対象となり改善が見られない場合は、学科長と相談のうえ、学生教務課を通じて保護者を加えた三者面談を実施する仕組みを構築している。このように、担任の教員が中心となり、学科長、授業科目担当者や関係教職員（所管）、保護者との連携を通じて、

組織的に解決する仕組みを構築している（資料 7-42、資料 7-43、資料 7-44）。

COVID-19 の影響で、授業を遠隔（オンライン）で実施することに切り替えたが、総合情報学部はノートパソコン、看護学部はタブレットを必携としていたため、円滑に移行することができた。また、就職支援行事においても早い時期から支援行事をリモート（Web）化し、対面実施よりも、参加人数が増加した（資料 7-45）。移動時間を要せず開催することができるリモート（Web）開催のメリットと推定している。リモート（Web）で効果が期待できる対策等を検討しながら、今後はハイブリッド形式（対面とリモートを組合せての実施形式）でも実施できるよう準備を進める。

（3）問題点

本学においては、退学率が毎年 4%前後と高いことから、退学者を減らすことが課題となっている（大学基礎データ表 6）。対策として、授業の欠席が多く修学意欲の低い学生を早期に発見することを目的として出席管理システムを導入し、兆候が見える学生に対して速やかに学級担任から指導する運用を行っている（資料 7-42、資料 7-43）。しかし、修学意欲が低下した学生のモチベーションを向上させることが困難であり、退学に至ってしまうことが多く、大きな改善は見られていない。退学理由は、修学意思なしが一番多く、面談内容の記録から単なる学力不足だけでなく、経済的な背景、家族の人間関係、専門分野への興味、学業継続の意思、将来への希望、友人関係の構築など多面的な要素が複合していると推定されることから、今後実効性のある方策の検討が必要となっている（資料 7-46）。

進路支援においては、学生との就職相談の際、適切な情報を提供するための、教員やカウンセラーが保持しているセンシティブな情報を把握する仕組みが未構築である。

これらのことから、今後、学生指導に必要な情報を登録できる学生カルテシステム導入を計画しており、このシステムを通じて学生に関する情報を組織的に共有し、学生一人ひとりの状況に寄り添った対応を可能とする仕組みの構築を目指している。

また、資格支援講座「スコーラ」を実施しているが、資格に対する合格率が低いことがあげられる。当該課題については、毎年度就職委員会において、目標とする資格の見直し、合格に対するモチベーションの高揚、受験対策講座の内容の精査や個別指導の強化など改善について協議している。

看護学部の就職については、看護師の求人数が多く売り手市場となっているため、病院等の施設を希望しなければ採用される状況である。COVID-19 の影響により開催できなかった病院説明会等の開催方法等を検討し、第 1 志望の施設に採用されるための支援策を実現する。

また、その前提となる国家試験の合格率が低率であったことから、2021（令和 3 年）において、弱点を重点的に克服するための講座や指導を徹底するなど具体的な措置を講じた（資料 4-54）。

2023（令和 5）年度に予定されているカリキュラム改正に合わせて、キャリア形成支援科

目及び就職支援行事の見直しを検討しており、現在、就職委員会を中心に原案を策定している。

(4) 全体のまとめ

本学の修学支援・生活支援・進路支援等の学生支援については、学長ガバナンスの下、関連する委員会や事務所管において支援策等を検討し、必要となる制度及び規程を整備するとともに授業科目との連携や組織体制を構築し、適切に実施している。

各施策の実施にあたっては、学部及び学科において組織的に取り組む中、学級担任の役割が重要となっており、多様な学生を指導していくためにも、メンタルヘルスやハラスメント防止など学生支援のための研修などを実施している（資料 7-47、資料 7-48、資料 7-49、資料 7-50）。

学生の資質及び能力を発揮させるための環境整備については、中期計画 N2022 に組み込まれており、毎年度点検・評価の結果を踏まえて課題、改善を図っている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神・教育理念及び各学部・研究科の目的を踏まえて、教育研究等環境整備の基本方針を定めて、大学ホームページに掲載している（資料2-10【ウェブ】）。

【東京情報大学基本方針「8. 教育研究等環境」】

本学の理念及び目的に基づき、学生及び教員が教育・研究を行う施設・設備等の環境を整備し、適切に管理・運営を行う。

(1) 教育研究環境の整備

- ・学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、教育研究に必要な環境を整備する。
- ・「学校法人東京農業大学各部門施設に係る中長期保全計画」に基づき、施設を修繕する。

(2) 研究支援

- ・適切に研究費を配分する。
- ・外部資金獲得を推進する。
- ・適切に研究活動が行えるよう規程等を整備し、管理・運営を行う。

また、教育研究環境のうち施設・設備の新設・維持・管理にあたっては長期的な視点から学校法人東京農業大学中長期環境保全計画に組み込み、継続的な施設整備を行っている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、教育研究等環境の方針に基づき、法人財務・施設部と本学事務局総務課が連携を図り教育研究環境等の整備を行っている。

次の通り本学は、千葉市若葉区に所在し、閑静な住宅街に囲まれ緑の多い環境で、校地は

94,112 m²の面積があり、設置基準校地面積 20,200 m²（収容定員 2,020 人×10 倍）の約 5 倍の面積を有している。校舎は、32,415 m²であり、設置基準上必要な校舎面積 23,866 m²の約 1.4 倍の面積を有している。教育研究設備としては、2017（平成 29）年の看護学部看護学科設置に伴い、9 号館（看護実習棟）を建設し教育研究環境の充実を図っており、1 号館から 9 号館（2 号館食堂と 6 号館学生会館を除く）までの施設に講義室、コンピュータ実習室、看護実習室、ゼミ室、体育館、研究室、ホール等を配置している（大学基礎データ表 1）。

キャンパス全体の維持・管理は、総務課が担当しており、清掃・設備及び警備については業務委託している。

学生及び教職員の安全の維持及び教育研究の円滑な推進を図る教育研究環境を維持するため、開学前年（1987（昭和 62）年）に竣工した 1 号館は、外壁改修工事を 2021（令和 3）年度に完了し、非常放送設備を 2019（令和 1）年、自動火災報知機を 2020（令和 2）年に更新した。

また、バリアフリー対応として、各棟への導線のスロープ及び自動ドアの設置、2 号館（食堂）、3 号館（体育館）以外の各建物に、エレベータ及び 2 号館（食堂）、3 号館（体育館）、9 号館（看護実習棟）以外の各建物に多目的トイレを設置している。

COVID-19 の対応について、学生食堂は座席数最大約 400 席のところ、COVID-19 感染症対策のため、230 席に間引きをし、全席にアクリル板を設置した。売店及び軽食（サブウェイ）も設置しているが、現在は営業を休止しており、昼休み時間帯に、1 号館 1 階で弁当の販売を行っている。昼食が取れる場所として、3 号館のコミュニケーションルーム（パティオ）、軽食（サブウェイ）の客席を開放した。今後対面授業の増加や悪天候の場合、学生が喫食のための座席確保が懸念される。

本学における教育研究等環境のうち①コンピュータネットワーク及びシステム等情報通信機器（ICT）（以下「情報通信機器（ICT）等」という。）の整備・管理・運営、②図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料の収集、整理、③図書館システムの管理・運用、④学内紀要の編集、発行等は、学則第 4 条に基づき設置された情報サービスセンターが行っている。当該環境の整備・管理等の方針については、学則第 4 条第 2 項により「情報サービスセンター規程」及び「情報サービスセンター運営委員会内規」を規定し、情報サービスセンター運営委員会により情報教育や教育課程の方針、要望等を踏まえながら審議を行っている（資料 1-5、資料 8-1、資料 8-2）。

本学の情報通信機器（ICT）等は、前回更新した 2015（平成 27）年 8 月から 4 年を経て 2019（令和 1）年 9 月に更新を行った。当該更新にあたり、情報サービスセンター運営委員会において各学部学科からの要望を踏まえた「東京情報大学 次期情報教育システム要求仕様書」を承認して進めた（資料 8-3）。今回の更新は、主に教育・研究に必要な機能として、2017（平成 29）年新設の看護学部が必携化しているタブレット端末及び情報教育の高度化への対応について、当該予算枠内での費用対効果を考慮し具体化した。主なトピックスは、①クラウドサービスの活用と実習室の PC の効率的活用（1 教室の PC 台数を調整

して4実習室から6実習室に増強)、②通常の教室において総合情報学部学生の必携ノートPCや看護学部学生必携のタブレット端末を利活用できるよう134台の無線LANアクセスポイントを拡張・増強した点である。これに合わせて対外接続及びコンピュータ実習室や1号館の無線LAN等の基幹部分に10Gbpsの光ケーブルを敷設し、ネットワーク環境を強化した(資料8-4)。

無線LAN環境については、授業環境のほか、キャンパスのほぼ全域のスペースで利用可能とし、有線LAN環境については、15教室(8講義室及び7実習室)、1号館廊下や6号館(学生会館)ロビー、4号館図書館の閲覧席の情報コンセントを整備している。

また、対面授業環境においては、コンピュータ実習室において、感染症対策として間仕切りの設置や消毒用グッズを設置した。

●教育用・学生サービス用のPC台数

設 置 場 所	台 数
コンピュータ実習室	366 台
オープン実習室	10 台
図書館	18 台
教卓用 PC	26 台
非常勤講師用 PC	2 台
合 計	418 台

※教育用・学生サービス用 PC1 台当たり 5.01 人

教室の視聴覚機器は、情報サービスセンター運営委員会が定めた中長期の更新計画により、定期的に教室の視聴覚機器を更新している。教室の視聴覚機器は、IT技術の進展に伴い目覚ましく進化しており、それに伴い教員からの導入等の要望も強くなっている。視聴覚機器の更新については、各学科等からの要望と機械の寿命を勘案して8年から10年サイクルで行っている。

また、COVID-19の対応として、対面授業と同時にオンライン授業を行うハイブリッド授業等にも対応するため、複数のコンピュータ実習室で連携して実習を行うことができるよう視聴覚機器の更新を行った(資料8-5)。

情報倫理教育について、学生に対しては、全学共通必修科目である情報リテラシー演習(2単位)及び情報モラルとセキュリティ(2単位)において、情報倫理についての教材を用いて授業を通じた情報倫理教育を実施している。

点検・評価項目③: 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか

評価の視点1: 図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2: 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者

大学設置基準第 38 条に基づく図書館の機能として本学の図書館（4 号館 2 階及び 3 階）は、全面開架式となっており、情報サービスセンター（図書情報部）が所管している。閲覧席数は、学生閲覧室が 185 席（収容定員に対する割合は 8.9%）となっている。

学術情報資料数等については、次の通りである。

●学術情報資料数

（令和 2 年度）

蔵書 （冊）	雑誌 （種類）	視聴覚資料 （種類）	電子 ジャーナル （種類）	電子ブック （種類）	データベース （種類）
135, 608	2, 046	3, 794	4, 880	16, 311	9

学術資料のうち図書資料の選定は、情報サービスセンター運営委員会で行っている。教職員・学生から要望の寄せられた「購入希望図書」のほか、蔵書整備対策として、教職員、学生を対象に毎月 1 回（休業期間を除く）の「見計らい選書」を実施し、限られた予算の中で効率的な利用を促すため、学生及び教職員による利用者ニーズを反映させることにしている。

また、定期購読雑誌は、2020（令和 2）年に利用頻度調査を行い、購読廃止雑誌と新規希望雑誌について情報サービスセンター運営委員会で検討し、見直しを行った（資料 8-6）。

これらの資料は、蔵書検索（OPAC）端末 1 台により配架場所を調べ、利用することができる。また、検索用専用端末機のほか、館内を含む学内設置パソコン、自宅パソコン、モバイル機器からも検索可能となっている。

館内には、情報検索コーナーを設けており、論文等を検索するための「CiNii」、「J-DreamⅢ」など外部データベースの利用を可能にしている。さらに図書や雑誌を検索するための「BOOKPLUS」、「MAGAZINPLUS」（以上、日外 Web）、新聞記事を検索するための「ELNET」、「日経テレコン 21」、法令や判例等を調べるための「D1-Law」等を利用できる。

また、和書・洋書の電子書籍を閲覧するシステムである「eBook Collection」（EBSCOhost）及び「Kinoden」（紀伊國屋書店）を導入したことにより、自然科学（情報科学・数学など）分野や看護分野のみならず人文・社会（経済学・会計学など）分野や語学関連の電子書籍も閲覧可能となり、幅広い利用者ニーズに対応できている（資料 8-7【ウェブ】）。

なお、これらのデータベースや電子ジャーナル、電子書籍等については、本学で契約しているものをホームページ上にリンクを作成して、利用しやすい環境を提供している。これらは学内専用のサービスとなっているが、本学の学生・教職員であれば、VPN 接続で学内 LAN に接続することにより、学外からの利用も可能としている。

そのほか、国立情報学研究所が実施している「学術機関リポジトリ構築連携支援事業」に参加し、「東京情報大学学術リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）の博士論文や紀要（学内研究誌）の公開を行っている（資料 8-8【ウェブ】）。

利用者への図書館の利用促進の一環として、電子ジャーナル等のデータベースの利用促

進のため、毎年、提供元の専門講師による使用説明会を行っている。また、「図書館 Navi」というタイトルのニュースを発行して、利用者への情報発信機能を強化している（資料 8-9【ウェブ】）。

図書館の開館時間、資料貸出、設置 PC 台数は、次の通りである。

●図書館開館時間

	平日	土曜日	日曜・祝日
平常授業期間中	9:00 ～ 20:00	10:00 ～ 16:00	閉館
平常授業期間外	9:00 ～ 18:00	10:00 ～ 16:00	閉館

●資料の貸出数及び期間

	冊数・期間
学部生	10 冊まで：2 週間
大学院生	20 冊まで；2 ヶ月間
教職員	20 冊まで；2 ヶ月間

長期休暇中は変更有

●設置パソコン台数

	設置台数
OPAC	2 台
検索コーナー	4 台
オープン利用	12 台

その他、ラーニングコモンズとして、図書館（4 号館）2 階グループ学習室 8 席、グループ視聴覚室 5 席、読書室 4 席、3 階グループ学習室 15 席、ミーティングコーナー 16 席の計 48 席を整備している。

本学の図書館業務は、2010（平成 22）年 10 月から図書の受入、配架や整理作業等の管理業務を外部業者に委託したが、大学における図書館の運営方針に基づき運営するため、情報サービスセンター長、情報サービスセンター事務長、外部委託業者の代表者若干名による図書館業務の定例会（8 月を除き毎月開催）を定期的に設け、中期計画 N2022 に基づく改善等については、情報サービスセンター運営委員会に報告されている。

業務委託契約に基づく図書館運営体制は、専任職員 1 名、派遣職員 1 名、業務委託スタッフ 5 名を配置し、そのうち専任職員 1 名が図書館司書資格を保有、業務委託スタッフは、4 名が図書館司書資格を保有している（2021（令和 3）年 4 月現在）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動

の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

学則第4条の3に基づき、「総合情報研究所」を設置している。総合情報研究所の目的は、学則第4条の3第2項に基づき、東京情報大学総合情報研究所規程（以下「総合情報研究所規程」という。）を第1条第3項に「本学の研究拠点として、総合情報学及び看護学に係る基礎並びに応用に関する研究を、産学官連携等により推進し、社会の発展に寄与する」と規定している（資料1-5、資料8-10）。

本学は、中期計画N2022の中で、アクションプランを「研究支援：適切に研究費を配分することによる独自の研究力向上」「研究支援：科学研究費等、外部競争的資金申請の促進と採択率の向上」「学部間の連携：総合情報研究所を中心に研究体制を整備し、研究活動を進める」（以下「研究支援等」という。）の3つを掲げ、その達成を目指して取り組んでいる（資料8-11）。これらの目標に対し、総合情報研究所では毎年その達成を念願に落とし込んだ具体的な施策を検討し、実施している（資料8-12）。

総合情報研究所施策については、総合情報研究所規程第4条に基づき総合情報研究所運営委員会により審議及び決定している（資料8-10）。

中期計画N2022に掲げる研究支援研究力を向上するため、学内研究資金（総合情報研究所予算）による「総合情報研究所プロジェクト研究」を企画している。先端的分野探索のための基礎的な研究プロジェクトについてあらかじめ決められたカテゴリーに各教員から応募のあった研究テーマについて審査を行い、これを土台として外部の競争的資金への応募を促し、外部研究資金の獲得を目指している。また、このプロジェクトには、地域連携協定に基づくカテゴリーも含んでおり、自治体等との継続的な連携による社会貢献活動の強化を目指している（資料8-12）。

上記の研究プロジェクトは、2021（令和3）年度では、①地域連携協定に基づくプロジェクト深化（継続型）、②地域連携協定に基づくプロジェクト推進（公募型）、③戦略的な研究領域探索のための研究、④東京農業大学と東京情報大学との共同研究プロジェクトなど、4つのプログラムに基づいて9本の研究プロジェクトが稼働しており、研究費の総額は450万円となっている（資料8-12、資料8-13）。

一方、科学研究費助成事業への応募にあたっては、申請方法・申請スケジュールの周知、申請書類のチェック及び日本学術振興会への応募事務を実施している。また採択者向けの研究費執行に関するマニュアルを作成・配付し、着実な執行を支援している（資料8-14、資料8-15、資料8-16、資料8-17）。

その他の外部資金による研究活動については、企業や他機関等の学外からの研究公募に係る情報を教職員ポータルにて学内周知し、応募の相談、申請書のチェック、学内関係部署との調整などを行い、応募の促進を図っている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学においては、研究倫理に関する規程として、「公的研究費の管理・監査に関する規程」、「研究倫理規程」、「人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程」、「利益相反行為防止規程」を定め、それぞれに対応した委員会を本学の規程等に基づく委員会として位置付け、研究倫理教育、調査及び研究計画書の受付・審査・承認手続き等を適切に行っている（資料 8-18、資料 8-19、資料 8-20、資料 8-21）。

関係委員会の活動の内容は次の通り。

研究倫理に関する規程	規程に対応する委員会名	目的
公的研究費の管理・監査に関する規程	公的研究費適正管理委員会	文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究費の公正かつ適正な取扱いに関する必要な事項を定める。
研究倫理規程	研究倫理委員会	本学に所属する研究者等が、研究を実施するにあたり、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応を実施するために定める。
人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程	人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会 研究計画書（R2 年度） 審査件数：7 承認件数：7	本学において人を対象として行われる実験・調査等に関し、『ヘルシンキ宣言』並びに『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』の趣旨に基づき医学的、社会的倫理の観点から審査し、助言・勧告を行うため及び審査の対象となる研究等の範囲の策定を行うために定める。
利益相反行為防止規程	利益相反行為防止委員会 利益相反に関する自己申告書 2020（令和 2 年度） 回答件数：98	本学における利益相反ポリシーの定めるところに従い、産学官連携活動を適正かつ円滑に遂行するために、利益相反行為を防止することを目的として定める。

公的研究費に係る不正防止のため、公的研究費適正委員会及び研究倫理委員会が主催し、

新任教員の研修プログラム、科学研究費交付者向けの執行に関する説明会、公的研究費の適正執行に関するコンプライアンス及び研究倫理教育説明会、科学研究費助成事業の公募に係る説明会を実施している（資料 8-22）。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性の確認または確認結果に基づく改善については、中期計画 N2022 の項目に基づき行っている。

具体的には、毎年度末に当該年度の活動等に対する活動報告書を該当する運営委員会設置委員会及び組織の長が作成し、実施状況の把握、達成度の評価、次年度に向けた課題を明確にしたうえで次年度に向けた計画を行い、運営委員会に報告している。運営委員会は、個々の活動内容や課題解決に向けた計画の見直し等について、大学総体として俯瞰し、整合性を図っている。その後、自己点検評価委員会において、内部質保証システムの適切性を確認し、その結果を大学ホームページに公表している（資料 1-13【ウェブ】）。

教育研究等環境のうち情報通信機器（ICT）等の整備・管理・運営及び図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料の収集、整理及び提供、情報の処理及び提供のシステムを整備した学術情報の提供は、情報サービスセンター運営委員会により点検・評価を行っている。

情報通信機器（ICT）等の整備・管理・運営にあたっては、情報サービスセンターが、委託業者等との間で定例会（8 月を除き毎月開催）を実施し、インシデント発生、対応、改善を行っている。また、更新のタイミングにおいて情報サービスセンター運営委員会の下に次期システム検討委員会を組織し、各学科における教育研究からの要望に基づき、改善及び教育の質向上を視野に入れた更新を行っている。前述の通り、今回のシステム更新においては、重点的にネットワーク強化等の改善に繋げた。次回の更新については、「情報教育システム検討プロジェクト専門委員会」を常設するため規程等を整備し、2022（令和 4 年）度より当委員会を運用することとしている（資料 8-23）。

図書館における図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料の収集、整理及び提供については、情報サービスセンターが、毎月委託業者との間で定例的な協議の場を設けて、図書館運営の課題について点検及び改善を行っている。特に図書館の資料や施設の活用を促進する周知等を通じた活性化を図るため、「図書館 NAVI」を年間 4 回発行しているほか、「東京情報大学情報サービスセンター OPAC（蔵書検索システ

ム)」において新刊案内等を積極的に行っている（資料 8-9【ウェブ】）。

情報通信機器（ICT）等及び図書館関連等情報サービスセンター所掌業務全般については、情報サービスセンター運営委員会において毎年度点検・評価し、達成状況及び改善状況を運営委員会に報告している。

教育研究等環境のうち、研究支援等は、中期計画 N2022 の目標に対する達成状況及び改善状況を総合情報研究所長が運営委員会に報告している（資料 8-11）。

（２）長所・特色

本学における教育研究等環境のうち情報通信機器（ICT）等については、本学が「情報」を核とした教育研究を行っていることから、資料提供、教材提示や情報機器のネットワーク接続などの授業運営のための基盤としてだけでなく、サーバ管理、プログラミング構築、システム運用など情報処理等を核とした情報分野の教育研究のための重要な構成要素となる特色を有している。そのため、情報社会の変化に対応するだけでなく、教育のためのシステムと管理のためのシステムそれぞれのセキュリティを明確にして、教育課程や研究室活動等にも沿った環境を整備している（資料 8-24）。

総合情報研究所プロジェクト研究については、研究の推進を図るべく、大学の方針、本学の特徴、社会・企業のニーズなどをもとに検討・計画している（資料 8-12、資料 8-25【ウェブ】）。総合情報研究所プロジェクト研究の実施とともに、その成果を引き継ぐ形で公的あるいは民間の研究資金を獲得するなど成果を挙げている。主な獲得した外部資金による研究は、次の通り、看護と情報、AI や衛星データを活用した環境研究などを特徴としている。

< 科学研究費助成事業（科学研究費補助金） >

①基盤研究（B）

「AI を用いた全国規模の群落レベルの時空間的变化を表現する植生図化と予測モデル構築」（2019（平成 31）年-2021（令和 3）年）

②基盤研究（B）

「在宅医療を支える看護判断を導く AI 構築と拡張知能（EI）の活用」（2019（平成 31）年-2021（令和 3）年）

③基盤研究（B）

「遠隔看護による「患者と共にある医療」を目指すセルフモニタリングシステムの開発」（2020（令和 2）年-2022（令和 4）年）

< 科学研究費以外の公的資金 >

① 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

「冷却塔排気に係る環境影響の調査・予測・評価の手法に関する研究開発」（2019（平成 31）年-2022（令和 4）年）

②国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）

「ALOS-3 観測データを想定した植生図作成の検討」(2020 (令和 2) 年)

③国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA)

「ALOS-3 を想定した緑の国勢調査 (植生図) への利用検討」(2021 (令和 3) 年)

(3) 問題点

教育研究等環境のうち施設・設備は、開学から 33 年が経過し、開学当初からの施設設備は、老朽化が進行している。学校法人との連携において中長期保全計画を策定している一方で、単年度の財政状況に応じて毎年修正しており、安全面だけでなく、当該施設における交換部品等の在庫の枯渇が懸念される。今後、空調設備やエレベータなどの設備について、計画的な更新を推進するための予算化が課題となっている。

「(2) の長所・特色」に記した情報通信機器 (ICT) 等については、日々、新たな情報サービスや高性能な PC、ネットワーク機器が開発されており、本学の教育研究にふさわしい機器の導入が求められている。特に、ネットワーク等の整備については、近年のコロナ禍におけるオンライン授業等の対応による高速かつ大容量のデータ通信が必須となり、高速なネットワークスイッチやルーター等に更新する場合、LAN ケーブルについても新しい規格のケーブルに引き直さなければならず、費用が高額になるため費用対効果を考慮しながら計画的に更新する必要がある。特に本学は、他大学に先駆けて 1990 (平成 2) 年代初頭から学内 LAN ケーブルを整備してきたことから、古い規格のケーブルを撤去しながら新しい規格のケーブルを敷設する必要があり、撤去のための費用等も負担になっている。

今後は、危機管理対応を想定してのサーバのクラウド化、次世代型ファイアウォールを導入したセキュリティの強化、情報教育研究を円滑に進めるためのローカル 5G や Wifi6 等の最新の無線 LAN 環境や画面転送型のシンクライアントシステム等の新たなシステム構築の要素を視野に入れて検討を進めることとしている。

図書館では、学術資料の増加に伴い蔵書規模が既に収容能力 (約 160 千冊) の 85% に達している。学術資料としての資料の保存の観点から新刊購入と除却のバランスを計ることが難しく、書架スペースの確保が喫緊の課題となっている。

また、電子ジャーナルやデータベースの価格が年々高騰しており、利用できる資料を維持すること自体が難しくなっており、予算確保に苦労している。

研究支援においては、COVID-19 の影響から外部機関との連携による研究や調査を伴う研究を中心に研究活動の一部が停滞している。活動の不活性化により、総合情報研究所プロジェクト研究全体の応募数が減少したことも要因となり、科学研究費助成事業をはじめとする学外研究資金への応募数も減少している。

(4) 全体のまとめ

本学は、理念、目的に照らし、特色ある教育研究を推進するため、必要な施設・設備の整備に努めている。

キャンパスの施設・設備計画策定にあたり、施設の効率的な活用や維持管理、防災や感染症対策等の安全面等本学の教育研究等環境の方針及び中長期保全計画に基づき適切に維持管理されている。

また、情報通信機器（ICT）等については、「情報」を軸とする本学の教育研究を支える重要な施設・設備として、各学部学科からの要望に基づき、定期的にシステム更新を行っている。これらを所管する情報サービスセンターは、現在、情報教育システムの安定的な可動を維持するため、定例報告会を行うなど日々の維持管理に努め、適切に進めている。今後、新たなシステム更新については、2022（令和4）年4月1日から情報サービスセンター運営委員会の下「東京情報大学情報教育システム検討プロジェクト専門委員会」を常設委員会として組織することとなった（資料8-23）。

図書館運営については、情報サービス運営委員会の下、大学設置基準等を遵守することは勿論のこと、図書館の運営、資料提供サービス等について適切に組織されている。

研究支援等については、総合情報研究所運営委員会において、点検・評価を行っており適切に運営されている。

研究倫理、研究活動の不正防止については、総合情報研究所を所管として、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、公的研究費適正管理委員会、研究倫理委員会を組織し適切に運営している。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、建学の精神、教育理念を具現化するため、社会連携・社会貢献に基本方針を次の通り定めてホームページに公表している（資料2-10【ウェブ】）。

【東京情報大学基本方針「9. 社会連携・社会貢献」】

本学の理念及び目的に基づき、実践した教育・研究活動の成果を広く社会に還元するために、社会連携及び社会貢献を推進する。

(1) 社会連携

・産官学との連携を図り、各機関と教育研究活動を推進するとともに、各機関の課題解決に貢献する。

(2) 社会貢献

・社会貢献ポリシーに基づき、教育と研究の成果を地域や社会に還元する。

特に、社会貢献については、2016（平成28）年11月に閣議決定された「産官学連携による共同研究強化のためのガイドライン」に積極的に対応するため、2018（平成30）年2月に社会連携ポリシーを「この建学の精神の下、情報を活かして新しい未来を切り拓く人材育成と研究活動を推進し、実社会に還元すること」として、社会貢献の基本方針に組み込んだ（資料9-1）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、社会貢献ポリシーに基づき、総合情報研究所を幹事所管とする総合情報研究所運営委員会、エクステンション委員会が中心となり、地域連携、産官学連携に関する取り組みを実施している（資料8-10、資料9-2）。

社会連携ポリシーと実施項目の対応は次の通り。

1. 研究成果の社会への還元

本学が培った研究成果の還元や教育を通じた社会の要請に応えるため、公開講座やシ

ンポジウムの開催、地域の求めに応じた生涯学習への対応、地域社会との交流、産業界との共同研究を積極的に推進している（資料 9-3【ウェブ】、資料 9-4【ウェブ】、資料 9-5、資料 9-6【ウェブ】）。

また、2016（平成 28）年 7 月に千葉県警察、中小企業支援機関、学術機関の産学官連携による「サイバーセキュリティ・パートナーシップ協定」を締結し、本協定に基づく各種活動や情報共有等を行っている。本協定を契機にして千葉県警察本部と連携して、初等教育への対策講座や社会全般にかかるサイバー犯罪に対する啓蒙活動を行った。

1) サイバー犯罪対策課主催「ネット安全教室」への協力

2017（平成 29）年 12 月 千葉市立稲毛第二小学校 5、6 年生

2021（令和 3）年 11 月 千葉市立千城台東小学校、東金市立東金東小学校
5、6 年生

2) 千葉県警察本部サイバー犯罪対策課「サイバーウォッチャー」*登録

2019（令和 1）年～2021（令和 3）年

*サイバーウォッチャーとは、千葉県警察本部が実施するインターネット上の違法情報の監視を行う民間ボランティアの枠組みを指す。

3) 千葉県警、一般警察官向けセキュリティ技能試験大会（CTF 大会）参加
（資料 9-7【ウェブ】）。

2. 地方自治体・地域社会との連携

本学は、近隣の地方自治体（2012（平成 24）年 11 月香取市、2013（平成 25）年 7 月千葉市、2015（平成 27）年 1 月佐倉市、2015（平成 27）年 7 月四街道市）と地域活性化を主眼に置いた連携協定を締結している。これらの自治体を中心として、教育と研究の成果を最大限に活用し、様々な主体と連携しながら、少子超高齢化や情報格差など地域社会が抱える課題を解決し、「まちづくり」や「健康づくり」など地域活性化につなげるための事業を行っている。

当該連携協定に基づく事業については、「地域連携協定に基づくプロジェクト深化（継続型）、地域連携協定に基づくプロジェクト推進（公募型）」を予算化し、教員からの公募による研究推進を継続的にかつ組織的に進めている（資料 9-8【ウェブ】）。

特に香取市との連携は、香取市に所在する千葉県の有形文化財である『佐原三菱館』の歴史に関する調査」をテーマに（2018（平成 30）年度～2020（令和 2）年度）の 3 年間の産官学による連携事業が継続的に行われ、香取市との協働による「地域連携フォーラム」（2019（平成 31）年 1 月、2020（令和 2）年 2 月）、オンライン文化学術展（2020（令和 2）年 10 月）、佐原三菱館パネル展（2021（令和 3）年 12 月）等を開催し、毎年香取市からの講評を得ている（資料 9-9【ウェブ】、資料 9-10【ウェブ】、資料 9-11【ウェブ】）。

この他、千葉県と県内にキャンパスを有する 8 大学との生物多様性や自然保護に関す

る諸問題の解決に関する連携協定を締結し、生物多様性保全の普及啓発、研究成果の公表及び市民・大学・県の連携・協働を図っている（資料 9-12【ウェブ】）。

看護学部看護学科では、2017（平成 29）年 4 月に看護学部の新設と同時に、遠隔看護（Telenursing）を核に次世代型の訪問看護ステーションを構築することを目指し、「看護学」と「情報学」が融合した実践研究を推進するため「遠隔看護実践研究センター（Telenursing Research Center）」を設置した（資料 9-13）。2021（令和 3）年 10 月、技術的な課題解決とともに地域との協働体制を強化することを目的として「遠隔看護実践研究センター」を「ヘルスケア実践研究センター（Center for Healthcare Promotion and Research）」に改組した。新たなセンターでは、「コミュニティカフェ」「プロフェッショナル研修」「ヘルスケアに関する研究の推進」の 3 つを柱とした事業を通じて「地域と協働で開く健康寿命の延伸に係わるヘルスケアの実践的な研究」を推進することになっている（資料 9-14、資料 6-19【ウェブ】）。

看護学部では、他にも千葉市若葉区の様々な自治会との連携により、在住高齢者を対象とした健康や介護に関する講習会を定期的で開催している。地域住民に広く活動を周知することを目的とし、2018（平成 30）年 7 月、2019（令和 1）年 6 月に市民公開講座において、モデル地区での実施例を交え、成果報告を行った。

3. 地域の高校及び小・中学校と連携活動の充実

地域の小・中学生の知的好奇心を刺激するとともに、情報について理解を深めてもらうことを目的に、公開講座の一環として夏休み体験講座「夏休みの自由研究」を開催している。当該講座については、継続的に実施してきたが、COVID-19 の影響で、2020（令和 2）年度、2021（令和 3）年度は開催することができなかった（資料 9-15【ウェブ】）。

また、「地域連携協定に基づくプロジェクト」の一つとして、本学の所在する近隣地域（千葉市、四街道市）の教育委員会と連携し、高等学校や小・中学校の生徒や児童に対して、教育の機会や研究を知る場を提供することによって、高度な教育を受ける意義の啓蒙や大学での学修に必要な能力の向上に努めている。この事業の成果については、「キャリアプランニング能力育成のための教員用キャリア教育ガイド」にまとめ、千葉市教育委員会から千葉市内の小学校・中学校に配布された（資料 9-16【ウェブ】）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期計画 N2022 に基づき、総合情報研究所プロジェクト研究関連連携事業等

を中心とした社会貢献については総合情報研究所運営委員会が、生涯学習事業については公開講座を中心にエクステンション委員会が達成状況、現状報告、問題点等について点検し、進捗状況の把握及び評価を行っている（資料 8-11）。

点検・評価結果に基づき、連携活動の推進、関係性の強化に努めている。

（２）長所・特色

自治体と連携し、シニアを対象とした PC 教室、小学校教員及び小・中学生の親子を対象としたプログラミング講座や親子を対象とした歯みがき講習、認知症や子育てに焦点を当てた講座など、総合情報学部・看護学部の特色を生かした講座を開催している（資料 9-3【ウェブ】、資料 9-4【ウェブ】、資料 9-5）。

また、COVID-19 の影響に鑑み、2021（令和 3）年度の公開講座のうち、一部の講座をオンライン配信（Zoom）による開催とした。オンライン配信による公開講座については、本学の特色を生かして、学内スタジオを使用し、映像系の教員の指導の下、映像系ゼミナールの学生が撮影に当たるなど、本学の学びを生かした取り組みを行った。特に、2021（令和 3 年）11 月に本学で開催した本学・佐倉市地域連携フォーラム「コロナ後の世界・つながる里山」は、会場での実施の他、活動に興味のある方などが後日閲覧できるように当日の様子を前述の映像系教員の協力の下、当日の模様を撮影・編集して Youtube を利用して動画配信を行った（資料 9-17【ウェブ】）。

地域連携協定に基づく総合情報研究所プロジェクト研究「地域連携協定に基づくプロジェクト深化（継続型）」及び「地域連携協定に基づくプロジェクト推進（公募型）」については、研究計画書（継続申請）及び総合情報研究所プロジェクト研究実績報告書（特に連携先自治体、団体等からの総評）等により点検・評価を行っている（資料 9-18【ウェブ】）。

（３）問題点

市民公開講座及び地域連携フォーラムは、自治体との地域連携協定に基づき、自治体から寄せられる種々の問題（課題）解決を軸に活動を行う「総合情報研究所プロジェクト研究 地域連携協定に基づくプロジェクト」の研究成果を地域住民へ還元することを目的とした講座である。継続的に実施している一方で、イベントに参加する地域の関係者の協力を得づらくなっていることや、地域住民（一般参加）の参加者数が伸び悩んでおり、テーマ選定、日程、開催方法等が課題である。

また、COVID-19 の影響で参加型の対面式講座の実施について、見込みが立たない状況である。限られた資源（予算、人選）を活かしつつ、COVID-19 の感染予防に留意しながらの事業構築は継続的な課題である。

（４）全体のまとめ

本学は、建学の精神「未来を切り拓く」、教育理念「現代実学主義」の下、社会連携・社会貢献を行っている。特に情報系企業との共同研究、受託研究及び連携協定に伴う自治体との研究活動、公開講座、地域連携フォーラムの開催を通じて、建学の精神と教育研究の理念に基づく研究成果を社会に実装すること、本学の特色を内外に特に近隣地域に対してアピールすることを実現した。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を次の通り定めている（資料2-10【ウェブ】）。

【東京情報大学基本方針「10. 大学運営・財務」】

本学の理念及び目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するための管理・運営体制を整備する。また、安定的な財務基盤を確立するための財政計画を策定し運営する。

(1) 大学運営

- ・学校法人東京農業大学2022年度中期計画に併せて策定する本学の中期計画（方針）を全教職員へ明示する。
- ・各方針を円滑かつ十分に発揮するための組織を整備するとともに、管理・運営のための規程等を整備する。また、組織を運営するための教職員を適切に配置する。
- ・大学運営を適切かつ効果的に行うために、教職員の意欲及び資質の向上を図るための方策（SD）を講じる。

(2) 財務

- ・教育研究活動を安定して遂行するため、中長期の財政計画を策定する。
- ・財務基盤として、外部資金の比率を高める。

この方針を達成するための具体的な指標として中期計画 N2022 を策定し、本学のホームページを通じて教職員への周知を行ったうえで教育研究活動を展開している（資料1-13【ウェブ】）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示

- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

学校教育法第 92 条第 3 項に基づき、学則第 5 条の 2 に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。本大学の全ての校務について、最終決定権を有すると共に、大学運営について最終責任を負い、本大学を代表する。」と規定し、その権限と責任を包括的に表し大学運営に係わるすべての権限は学長にあることを明確に規定している（資料 1-5）。

学長は、就業規則第 8 条第 1 項第 2 号に定める学校法人東京情報大学長選挙規程に基づき選挙により選任し、理事長が任命する。任期は、就業規則第 8 条第 1 項第 2 号に定めている（資料 6-6）。

副学長の選任については、学則第 5 条に「必要に応じ副学長を置くことができる。」と規定し、就業規則第 8 条第 2 項に基づき、学長が推薦し理事会の議を経て任命している。2021(令和 3)年 5 月 1 日現在 1 名の副学長を任命している（資料 1-5、資料 6-6）。

学部長の選任については、教授会規程第 3 条第 1 項の審議事項に規定しており、各学部の教授会において選出している（資料 6-5）。

研究科委員長については、研究科委員会規程第 3 条第 1 項の審議事項に規定しており、研究科委員会で選出している（資料 5-14）。

学校教育法第 92 条第 4 項に基づく副学長の職務は、学則第 5 条の 3 において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長から指示を受けた範囲の校務について自らの権限で処理することができる。」と規定しており、副学長の権限は、学長からの指示に基づき校務を遂行することとしている（資料 1-5）。

研究科委員長の職務は、組織及び職制規程第 9 条第 1 項第 2 号に「研究科委員長は、学長を補佐して、研究科専攻を総括する。」と規定している（資料 5-6）。研究科委員長の権限は、当該研究科の運営内における定常的な業務、学長及び副学長から指示があった場合は、その範囲において行われる。

学校教育法第 92 条第 5 項に基づく学部長の職務は、組織及び職制規程第 11 条第 1 項第 2 号に「学部長は、学長を補佐して、学部の教育・研究に関する事項を管掌する。」と規定している（資料 5-6）。学部長の権限は、当該学部の運営内における定常的な業務、学長及び副学長から指示があった場合は、その範囲において行われる。

大学院学則第 32 条に基づき研究科委員会を設置し、学長は、大学院学則第 33 条及び研究科委員会規程第 3 条に定める事項について、研究科委員会の意見を聞くことと規定して

いる。研究科委員会は、研究科委員会規程第2条第1項に基づき、研究科の指導教授を構成員として、第6条第2項に基づき、議決は出席構成員の3分の2以上の賛成を以て研究科委員会の意見としており、公正な審議を行っている（資料1-4、資料5-14）。

学則第36条第1項に基づき教授会を設置し、学長は、決定にあたり学則第36条第2項及び教授会規程に定める事項について教授会の意見を聞くことと規定している。教授会は、教授会規程第2条に基づき教授を構成員とし、第6条第2項に基づき、議決は出席構成員の2分の1以上の同意（議案によっては3分の2以上）の賛成を以て教授会の意見としており、公正な審議を行っている（資料1-5、資料6-5）。

本学では、学則第36条の2に基づき運営委員会を設置し、教育課程の編成方針等の重要事項について審議し、学長が決定するにあたり意見を述べる会議体となっている。学長は、運営委員会規程第6条に基づく専門委員会として教務委員会、入試・広報委員会、就職委員会、FD委員会、エクステンション委員会を設置している。これらの委員会は、運営委員会に対して各種教育研究活動について提案と報告を行っている（資料2-6、資料2-11）。

大学組織における各役職者の権限及び教授会、研究科委員会及び運営委員会の役割と位置づけは前述の通りであるが、学長ガバナンスに基づく大学運営の意思決定プロセスを明確するため、第285回運営委員会（2021（令和3）年2月開催）において「東京情報大学意思決定プロセス図」を作成し、それぞれの会議体等における役割と手続きを確認した（資料10（1）-1）。

2021（令和3）年、学長ガバナンスの下に適切な大学運営を行うため、「教育研究に係る政策を整理すること並びに学長が諮問する事項について、協議し、意見を述べる」ことを目的として、東京情報大学調整会議規程を制定し、2021（令和3）年4月より施行した（資料10（1）-2）。調整会議において教育研究等に係る事項や方針等を整理のうえ、運営委員会にて審議し、諸事項の実施を決定している。

また、調整会議の下には「中・長期的な将来構想を検討すること」を目的として、将来構想検討委員会を各学部を設置した（資料6-18、資料10（1）-3）。これを受け、総合情報学部設置されていた「大学院及び総合情報学部次期改革委員会」は廃止した。

このように、学長は、副学長、学部長、研究科委員長等の役職者とともに、意思決定に当たり大学を円滑に運営する組織体制を構築している。

危機管理対策の実施にあたっては、「学校法人東京農業大学危機管理規程」に基づき大学に部門危機管理委員会を設置している。部門危機管理委員会の委員長は、学長が就き、当該委員会の任務を統括している。部門危機管理委員会は、防火及び防災だけではなく、全学的な影響が生じる又は予見される事件・事故等も対象としている。部門危機管理委員会規程第2条に基づく対応事項は次の通りとし、危機発生時における被害を最小限に抑制するための緊急時の対応、回復時の対応、各現場部署との連携など適切な危機管理に努めている（資料10（1）-4）。

（1）危機動向の把握、危機情報の収集、分類及び報告

- (2) 危機の分析（評価、優先順位付け）
- (3) 危機の対応策の検討、立案及び実施
- (4) 危機管理システムの構築
- (5) 危機管理マニュアルの作成、見直し及び部門内周知
- (6) 教職員への教育・訓練の実施
- (7) 緊急又は重大危機の発生対策
- (8) その他、各部門に必要な事項

2020（令和2）年4月には政府からCOVID-19による緊急事態宣言が発出されたことから、教育と研究の継続と学生・教職員の安全の両立を基本方針に掲げ、授業運営（感染防止と教育の質の確保）、業務の継続、入構・研究室・課外等大学における活動指針の決定・周知、学位記授与式、入学式等行事への対応、各種措置の保護者への説明、運動部寮で発生したクラスター感染への対応等について具体的に審議し、実行した（資料10（1）-5）。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、次の予算編成プロセスにより、明確性及び透明性を担保している。

- ① 例年7月の学校法人理事会において「次年度予算編成の基本方針」を決定し、学校法人それぞれの部門に周知される。基本方針は、次年度入学予定者数に基づき積算する収入見込と、本法人の中期財政計画が考慮される他、各種補助金制度や経済における景気の動向を加味して策定される。
- ② 編成する予算は、学生数、教員数、施設使用割合等の基準に基づき、予算編成単位である所管（学科・附置機関・事務局等）に対して一律に配分される「経常予算」と、新規施設・設備の取得、特別事業の実施などの「特別予算」に大別される。
「経常予算」には、個人研究費、各学科・附置機関の運営費、実験・実習・演習に係る経費、大学院生の指導費が含まれる。
「特別予算」は、各所管が、単年度（又は複数年度）の事業について目的、必要性、効果、経費内訳、財源を記載した申請書類を作成し、学長宛てに提出し、学内調整を経て収支予算書を作成する（9月）。
- ③ 予算申請書類（収支予算書及び予算編成方針等を記載した説明資料）を法人本部へ提出後、法人本部主催の予算査定会議が開催され、他の設置学校を含めた法人全体の予算原案（査定後の予算）が作成される（12月・翌年1月）。予算原案は、学校法人東京農業大学連絡協議会（理事長、常務理事及び学長等の学内理事で構成された会議）、理事会、評議員会の順で審議・決議の上、決定される（2月）。

予算執行プロセスは、「学校法人東京農業大学経理規程（以下「経理規程」という。）」「学校法人東京農業大学調達規程（以下「調達規程」という。）」等の規程に基づく管理運用により適切性、明確性及び透明性を担保している（資料 10（1）-6、資料 10（1）-7）。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本法人は学校法人東京農業大学寄附行為第 4 条に基づき、次の部門を設置している（資料 10(1)-8）。

<部 門>

- ・ 法人本部
- ・ 東京農業大学
- ・ 東京情報大学
- ・ 東京農業大学第一高等学校及び中等部
- ・ 東京農業大学第二高等学校
- ・ 東京農業大学第三高等学校及び附属中学校
- ・ 東京農業大学稲花小学校

各部門は、それぞれ学則を定め、本学における大学運営に関わる組織については、学則第 3 条から第 5 条の 4 及び大学院学則第 4 条に基づき、大学組織を規定している。また、本学の事務組織は、組織及び職制第 7 条に基づき事務局の下に企画調整課、総務課、学生教務課、入試・広報課、キャリア課を設置し、「東京情報大学事務分掌規程」により、それぞれの所管における業務分掌の明確化を図っている（資料 1-4、資料 1-5、資料 5-6、資料 5-7）。

本法人における一般職員の採用、配置、昇格等は、学校法人東京農業大学人事委員会規程第 7 条第 1 項第 2 号に基づき人事委員会（第二専門委員会）（以下「第二専門委員会」という。）が審議している（資料 6-4）。

第二専門委員会の審議事項は次の通り。

- ① 採用候補、配置、休職、退職及び懲戒に関する事項
- ② 昇格、補職及び考課等に関する事項
- ③ 法人の設置する諸機関における一般職員等の適正配置、調整及び交流に関する事項

④ 一般職員等の併任、兼任及び出向等に関する事項

⑤ 研修、留学及び国外出張に関する事項

また、職員の転任、出向、休職、退職に備えて「学校法人東京農業大学職員の事務引継ぎに関する要領」を定めて、円滑に業務が遂行できるようにしている（資料 10（1）-9）。

本法人の教職員は、「学校法人東京農業大学倫理規程」において、責務、勤務の原則を次の通り定めている（資料 10（1）-10）。

（職員等の責務）

第2条 職員等は、すべて建学の精神に則り、教育機関としての社会的使命を果たすべく不断の努力をし、もって学校法人東京農業大学寄附行為第3条に定める目的達成に努めなければならない。

（勤務の原則）

第3条 職員等は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- （1）法令、法人の方針、諸規則諸規程及び通達並びに所属長の指示命令を誠実に守り、職場の秩序の保持に努めなければならない。
- （2）勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れてはならない。
- （3）健康に留意し、明朗はつらつたる態度をもって業務を遂行しなければならない。
- （4）職務を正確かつ敏速に処理し、その効率性及び創造性を高めるよう努めなければならない。
- （5）業務の遂行にあたっては、常に同僚と互いに助け合い円滑なる運営を期さなければならない。
- （6）働きやすい職場環境を維持するため、互いの人格を尊重し、ハラスメント等の防止及び排除に努めなければならない。
- （7）法人の所有する消耗品は、節約し、備品・帳票類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意しなければならない。
- （8）所属長は、所属職員の人格を尊重するとともに、積極的にその意見を聴き、適切な指導及び監督を行わなければならない。

職員については、就業規則第2条にそれぞれの区分が規定されており、事務系の職員については、次のように大別される。

<区分（事務系）>

（1）専任職員

1）一般職員

- ・事務職員、司書職員、技術職員、技能職員、地域限定職員

（2）嘱託職員

1）一般嘱託

- ・一般嘱託（事務）、一般嘱託（技術）、一般嘱託（用務）、一般嘱託（特別）

本法人では、全体として機能する事務組織を目指し、「教職協働を推進し大学運営等を担える人材」を念頭に置き新卒者の採用、専門人材の社会人中途採用を行っている。

一般職員は、就業規則、給与規程に基づき職務の級及び報酬を定めている（資料 6-6、資料 10（1）-11）。人事評価制度により職務の級に求められる能力や役割を明確にしている。「学校法人東京農業大学 一般職員人事評価制度」には目的が次の通り示されている（資料 10（1）-12）。

（１）職員の勤務態度・職務能力・目標達成度を客観的な基準に基づき公正に評価する。

人事評価は、学校法人として職員に何を求めるのか、どう育てて欲しいかを示すメッセージであり、職員にとっては自分の目指すべき目標となる。

（２）評価により職員の業務遂行能力を把握し、教育訓練を通じて能力開発を図る。

業務品質を保ち、更に向上させていくためには、業務を通じて、上司から部下に対する適時・適切な指導が必要になる。評価項目は、その指導を実施するためのツールであり、それらを着実に実施することにより従来以上のコミュニケーションの強化を図る。

（３）評価結果は、昇格審査の重要な基礎資料として活用する。

人事評価は、学校法人が求める業務行動及び課題の達成度の程度に応じて評価段階を設け、その段階に応じて処遇するための基礎資料とし、客観的な評価に基づき公平な処遇することに努めている。

2020（令和 2）年度まで、一般職員は、3 年間の任期付採用（任期制職員）として、毎年度定期的に所属長との面談等により評価を実施し、最終年度において勤務態度等を総合的に判断したうえで、学校法人において専任職員とする制度を採用してきた。しかし、就職活動が売り手市場となり、より優秀な人材の確保につなげるため、応募者から敬遠される傾向のある任期付採用を廃止し、就業規則に試用期間を明示した。

新卒者採用後は、一つの視点に囚われず、広い視野を持った職員としての成長を促すことを目的にして 10 年間で 3 部署を経験（職場異動）することを原則としている。また、2018（平成 30）年度から、勤務地の異動を伴わない「地域限定職員制度」を新設し、それぞれの部門の業務や状況に適した採用ができるようになった（資料 6-6）。本学においては、2021（令和 3）年 12 月に 2 名の地域限定職員を採用し、総務課と学生教務課に 1 名ずつ配属している。

本法人では、各事務職員のスキルアップ及び学校法人の業務内容の多様化、高度化に対応する職員体制を構築することを目的として外部機関への研修（出向）及び留学を実施している。近年の研修者は「内閣府（1 名）」「公益財団法人大学基準協会（2 名）」「日本私立学校振興・共済事業団（1 名）」となっている。また、グローバル化の潮流に対応するため、職員の留学制度を導入しており、直近の留学では東京農業大学の海外協定校である「ミシガン州立大学」に 2 名が留学した（資料 10（1）-13）。

本法人は、人事情報と併せて、経験やスキル、目標、人事評価等を一元的に管理し、可視化及び分析することによって、職員一人ひとりの能力を客観的に把握するとともに業務内容の多様化、専門化に対応した人材を育成し、適切な昇格と適材適所の人員配置による組織の活性化に取り組むことを目的に 2022（令和 4）年度から人事カルテシステム（仮称）を導入することとした（資料 10(1)-14）。このことについては、第二専門委員会において、適切な人事評価や人材配置の実効性を高めるための制度運用とシステム活用を検討している（資料 10（1）-15、資料 10(1)-14）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学は、各種の人事制度や職種別、業務別等の研修の実施を通じて、教職員の資質向上に資するための取り組みを実施している。本学は「東京情報大学の SD 実施に関する方針」を 2021（令和 3）年に策定し、教職員に求める人材像に適った人材を養成するための SD プログラムを実施することとした（資料 10（1）-16【ウェブ】）。

教務職員に対しては、資格審査マニュアルにおいて研究業績の他、「教育・管理業務・社会活動の評価」を設け、客観的な評価を行っている（資料3-4）。資格審査マニュアルで教育・管理業務・社会活動評価の基本的な考え方として「東京情報大学は、実学の府として学術面だけでなく、教育・管理業務・社会活動面でも幅広い活動を行い、多様な学生の指導ニーズに対応するとともに、学術の成果を活かした幅広い社会貢献活動を行い、社会のニーズに対応できる人材確保を目指している。そのため、教員の採用、昇格に当たっては、教育・管理業務・社会活動に関する客観的な評価基準を設定して研究業績と併せて評価し、優れた人材を確保することとする。」と示している。評価を通じて、教員一人ひとりが研究者としてだけでなく、優れた教育者を育成するための組織的な研鑽を積む仕組みを構築している（資料3-4）。また、ハラスメントやCOVID-19における遠隔授業による教育の質を確保するための研修を組織的に行っている（資料6-14、資料6-15、資料1-10）。

また、新規採用教員は、年度当初に実施する「新任教員研修プログラム」において、建学の精神、教育理念、各学部・研究科の 3 つのポリシーへの理解を深めるほか、教育・研究者としての在り方や学生・教職員への接し方といったハラスメント、学生生活の支援に関する研修を行っている（資料 1-10、資料 7-47）。

事務職員に対しては、①新卒者の育成、②中堅以上の職員を対象とした取り組みに区分して組織的に実施している。新卒者に対する取り組みは、概ね 3 年目までは、学校法人に勤務する職員として身に付けるべき基礎的な能力や知識を学ぶことを目的とした研修の受講を

必須としている（資料 10(1)-17）。

2021（令和 3）年 4 月から、新卒者の研修の強化を目的にして、5 月 1 日までの配属まで 1 か月間を研修期間として、基本的なスキル、職員として必要な知識、学校法人をめぐる状況などを多面的に理解するためのプログラムを設けた。この他、「農大職員基礎研修」は、3 年目の職員が講師役となり 1 年目の職員に学校法人の組織・職制や建学の精神と教育研究の理念等について解説するものである。互いに学び合う姿勢を醸成するだけでなく、自身が勤務する職場の根源を理解する場となっている（資料 1-11）。

COVID-19 への対応として、2020（令和 2）年度以降の研修はオンライン形式により実施しているが、参加者の意見を聞きながら、可能な限り対話型のプログラムとなるよう工夫している。緊急事態宣言解除後の 2021（令和 3）年 12 月においては、本法人における「新人職員育成プログラム」を本学にて実施した。当プログラムは「学外研修」という形で行われ、本法人が所有する教育機関及び施設の教育研究活動に対する理解を深めること及びに帰属意識を高めることを目的とした。例年研修を実施する学校を中心としたテーマとなっているため、今回のメインテーマは、「Soceity5.0」や「人生 100 年時代」が謳われる現代社会において、本学が取り組んでいる社会の需要に合った教育研究の展開に対する理解を深めることと設定した（資料 10（1）-18）。

新卒者は、10 年間で 3 部署にて勤務することを原則としている。これは、所謂「若手」と呼ばれる期間に大学職員としての基礎知識を身に付け、様々な学校種が設置されている学校法人を多面的に理解するとともに各所管における業務について経験値を積み上げていくことをねらいとしている（資料 1-11）。

中堅以上の職員を対象とした職能開発の取り組みの特徴は、主として意欲・資質の向上をねらいとし、希望者が目的別に研修を受講できる点である。例えば早稲田大学アカデミックソリューションズ主催の SD セミナー「Quon Academy」では個人の意欲、レベルや業務の必要性に応じた各種セミナーに参加できるようになっている。階層別に行う研修については対象者の受講を必須としている（資料 10（1）-19）。

その他の特徴としては、新卒・中堅以上に関わらず、他大学との合同研修会を積極的に実施し、参加することによって大学職員としての俯瞰的視野の向上に努めている（資料 10（1）-20）。

社会人中途採用者は、特に職務経験と専門知識（財務系人材：公認会計士保有者、資金運用スキル保有者等）を活かす職場で大学運営等に貢献している。また、身近な専門人材が講師となって勉強会を実施することによって、職員の資質向上に繋がっている。

その他、教職員を対象にした研修として、「公的研究費等の適正執行に関する研究倫理・コンプライアンス研修」を実施している。その背景としては、公的研究費等に関わる不適切な経理が社会問題として大きく取り上げられている事態を踏まえ、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（2007（平成 19）年 2 月策定）（以下「ガイドライン」という。）を 2014（平成 26）年 2 月に改正し、各機関における実効性のある不正防止対策の

進捗を文部科学省から強く求められていることが挙げられる。その中には競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施（受講状況の管理も含む）とそれら構成員への誓約書提出の義務付けが明記されている。本学では毎年、例年全教務職員・博士研究員及び大学の全ての部署の課長相当職以上の役職者と直接的に公的研究費の運営・管理に関わる部署の事務系職員等を対象にこれらの取り組みを実施している。2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮して、動画の視聴により実施し、教職員ポータルによるアンケート、誓約書の提出を行った（資料10（1）-21）。

また、今後、改善を進めるため、中期計画N2022の基本方針に「法人経営と学校運営の高度化に資する事務組織改革・システム再構築、組織的研修制度の構築」を掲げ、学校教育にとって最も重要な経営資源である人材の付加価値を最大化して活用するため、組織的な研修制度を構築及び実施し、担当業務を遂行する能力や学校運営等を教職協働により展開できる能力等の向上を目指している（資料10（1）-22【ウェブ】）。

中期計画N2022と理事長指示「社会情勢の変化に対応するための学校法人組織全体の足腰を強くし、効率的な組織運営を目指す」の下、学校法人事務組織改革委員会を立ち上げ、「事務組織改革について」答申がなされた。答申には「事務組織改革の基本的考え方」として、「事務組織の役割（機能）」と「事務組織機能強化施策」を次の通り定め、2020（令和2）年度事務組織改革と同時に順次施策を展開する（資料10（1）-23）。

（1）事務組織の役割（機能）

- ① 学校法人が行う業務が複雑化・多様化するなか、学校法人運営の一層改善・高度化（学校法人総体としての機能強化）に向けて、事務組織・一般職員がこれまで以上に積極的な役割を担い、総合力を発揮する。
- ② 大学教員を取り巻く職務環境の変化等も踏まえ、教務職員と一般職員が垣根を越えて連携協力し、業務の改善・改革に取り組む教職協働を推進する。
- ③ 就業規則や倫理規程等の諸規則諸規程を遵守し、事務分掌規程等で定められた足元の業務を着実に行うとともに、理事長・理事会方針と中期事業計画に基づき、その実現のための業務改善・改革プランを所管や職員それぞれの立場で提案し実行する。

（2）事務組織機能強化施策

① 処理から遂行への業務シフト

「定型処理」業務の効率化とそれに伴う「企画運営遂行」業務への人員シフトを実施することにより、限られた専任職員による事務機能の効率的活用（経営効率の向上・必要な機能の強化・内部統制の強化）と人件費の低減を図る。

② 人材育成制度の充実

事務組織の役割を果たすため、組織的人材育成制度の検証と新たな仕組みを構築する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。ま

た、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 監査プロセスの適切性

評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学及び学校法人全体の質保証の一環として、2012（平成 24）年度から学校法人東京農業大学に内部監査室を設置している（資料 10（1）-24、資料 10（1）-25）。

学校法人東京農業大学内部監査規程（以下「内部監査規程」）第 2 条に「理事長の命により、業務運営及び財務処理の適法性等について、公正かつ客観的に検討・評価を行い、学校の管理運営の適正化及び効率化を図り、もって法人の発展及び社会からの信頼の保持に資することを目的とする。」と規定し、内部監査（以下「監査」）を行っている（資料 10（1）-26）。

内部監査室は、理事長直下に本学とは独立した組織として置かれ、内部監査規程第 8 条により、毎年度、監査計画を策定し、理事長の承認を得て監査を行っている（資料 10（1）-26）。監査の実施に必要な調査権限については、内部監査規程第 5 条に「内部監査室は、監査対象となる組織（以下「被監査部署」）に、資料の提出、閲覧及び関係事項の説明を求めることができる。」、第 7 条に「被監査部署の長は、内部監査室からの監査実施上必要な求めに対しては、正当な理由がない限りこれに協力しなければならない。」と規定し、適切な監査ができるよう保証している（資料 10（1）-26）。

内部監査規程第 3 条では「監査の対象は、業務監査及び会計監査の 2 種類とし、教育研究の活動内容については対象外とする。」と規定しており、監査の対象について、教育研究内容は対象外となっている。監査には、定期監査と臨時監査があり内部監査規程第 4 条により、定期監査は監査実施年度の監査方針を策定の上、理事長の承認を受けた監査計画書に基づく監査、臨時監査は、理事長から特に命ぜられた不定期に行う監査としている。内部監査規程第 13 条により、監査結果を内部監査室室長が監査報告書をもって理事長に報告した後、内部監査規程第 14 条により、理事長から被監査部門の長に通知され、各部門に回付される。理事長は必要に応じ理事会又は監事に報告をすることとしている。さらには、理事長が改善措置を必要と判断した事項があるときは、当該被監査部門に対して必要な指示又は勧告等の措置を行う。内部監査規程第 16 条及び第 17 条により、この是正改善措置に対する回答を内部監査室が受け、記載された改善措置についてその実施計画を確認し、一定期間をおいて、その実施状況を調査することができるとしている。

また、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行うため、学校法人東京農業大学監事監査規程に基づく法人監事による業務・財産監査、会計監査法人による会計監査、内部監査室による内部監査のいわゆる三様監査を実施している。三様それぞれの役割に従い、それぞれの視点で監査を行うが、定期的に協議の場を設け、情報交換をするなどして、効果的な監査の実施に努めている（資料 10（1）-27）。

三様監査は、監査プロセスの適切性、点検・評価結果に基づく改善・向上を担保するため、監査法人からの監査計画の説明及び監事・内部監査室との協議会、監査実施状況の中間報告会、監査結果の報告に関する協議会を例年3回程度実施している（資料10（1）－28）。

監事の監査については、私立学校法第37条第3項に基づき学校法人東京農業大学寄附行為に監事の選任、職務、任期が規定されている。寄附行為第10条に基づく監事の職務を遂行するために監事の責務や権限、職務等の必要な事項については、学校法人東京農業大学監事監査規程に定めている。また、適切な監査を実施するための監査体制については、監事監査規程第5条及び第6条において監事会を設置し、監査事項、監査サポート体制を明確にしている。

（2）長所・特色

本法人には2大学（4キャンパス）、3高校、2中学校、1小学校を擁する学校法人に内部監査室が置かれており、毎年度の内部監査において、共通の課題となる監査対象部署を各部門から選定している。このように部門を越えた横断的な監査をすることによって、各部門の特異性はあるものの、各部署での課題や業務改善の工夫が共有されることで、業務の質の均一化を図ることができるようになっている（資料10（1）－29）。

予算の運用については、予算制度の特色として、学校法人会計基準に基づく勘定科目の形態別分類の他に、事業目的別分類（配分費目）による予算管理を実施していることが挙げられる。また、所管向けに予算編成と執行に関するマニュアル「予算関係事務取扱の手引」を作成し、様々な規則や運用方法を周知している（資料10（1）－30）。

予算執行管理上の主な規則や運用方法は、次の通りである。

①予算超過の禁止

予算超過となる執行は原則として認められない。ただし、収入と支出に相関関係のある寄付金、受託研究及び補助金等で、収入の増加に伴い支出する場合及び依願退職者の増加に伴う退職金を支払う場合は、経理規程に基づき予算責任者が申請し、理事長決裁の上、予算を超えて支出することができる。

②予算流用の禁止

勘定科目間の予算流用は原則として認められないが、予算執行の硬直化を避け一定の弾力性を持たせるため、予算責任者が適正理由を付して「流用願」を提出し、常務理事決裁の上、流用して支出することができる。

③予備費の使用

予備費は、学校法人東京農業大学寄附行為施行規則に基づき、理事長決裁のうえ支出することができる。

④固定資産の取得及び物品の購入

調達規程において担当主管課、調達請求の方法（手続）、調達の専決決裁区分、発注及び契約の方法、検収及び支払の方法を定め、適正に執行管理している。

以上のプロセスにより執行された予算を、決算時に所管別・事業目的別・形態別で実績額を把握し省察することにより、次年度以降の予算編成の改善に活用している。

SD に関する取り組みについては、勤務態度、能力評価、目標達成度を評価の柱とした人事評価制度により職務の級に求められる能力や役割を明確に定め、新卒者の育成と中堅以上（管理職含む）の職員に分けて取り組んでいる（資料 10(1)-17）。

新卒者に対しては、概ね 3 年間で学校法人に勤務する職員として身に付けるべき事項として社会人としての基礎力の他、教育関係法規、本法人の組織・職制や建学の精神と教育理念等を学ぶ研修を行っている。これらの研修プログラムの中では、3 年目の職員が 1 年目の職員の講師役となる点も特徴の 1 つである。

また、2021（令和 3）年度からは、1 か月間の配属前研修を行った。特に他部署研修は、期間中のプログラムの中でも多様な業務に触れることができる点、法人内における各所管の枠を越えた人脈作りの点で受講者に好評であった。受入れ協力部署からも学びの機会になったとの声があり、次年度以降の配属前研修は、期間、他部署研修の拡大を行い、多くの職員が人材育成に関わる仕組みを構築する。

中堅以上の職員を対象とした能力開発の取組みの特徴としては、希望者が目的別に研修を受講できる点である。早稲田大学アカデミックソリューション主催の SD セミナー『QuonAcademy』から個人の意欲、レベルや業務の必要性に応じた講座の受講ができる。階層別に行う研修は、対象者は受講必須としており、近年では、組織運営に必要となる働き方改革などの労働法制やハラスメント防止、人事評価者研修などをテーマとした管理職研修に力を入れ、組織力の向上に努めている（資料 10（1）-19、資料 7-47）。

（3）問題点

職員（事務系）の SD については、本法人が行う研修制度が中心となっている。一方、教学の視点に対応する教育の質や学生支援などの個別課題の解決については、本学の SD 方針に基づき本学独自の SD 活動を実施する必要がある。同時に、法人の職員育成という観点から、本学（部門）と総務・人事部人事課（法人）が協力し、研修プログラムの合同開催等により実現する形を模索している。

限られた人員の中で、本法人が設置する多様な学校種、若年人口の減少等の経営環境の変化、業務の多様化、高度化等の対応が求められる一方で、本法人を担う適切なキャリアパスの構築に苦慮している。新卒者は、10 年間で 3 部署にて勤務することを原則としており、この期間で様々な経験値を積み上げていくことをねらいとしているが、本法人における経営環境や社会が求めるニーズ等が著しく変化していることから、それぞれの職員が持つ能力の把握と適正な人員配置をそれぞれの業務における課題解決と合わせて考えていく必要が生じている。

今後、2022（令和 4）年度から導入する人事カルテシステム（仮称）を通じて、職員の個々

の能力の客観的把握と適切なキャリアパスを基盤にした人材育成を行い、適切な人員配置を行うことを企図している。

内部監査の質については、内部監査人の能力に大きく依存することを理解し、内部監査に関する外部研修に参加すること、また、他大学等から内部監査に関する情報を収集するなどして、内部監査人の能力の向上を図っている（資料 10（1）－31）。

予算執行に係る効果を分析・検証する仕組みとして、決算後の予算執行状況調査等の予実管理を実施していない。予算配分の適切性、教育研究活動の目標達成度、教育効果や研究成果との関連性の検証や分析を行うことが、今後の課題として挙げられる。

（４）全体のまとめ

本学は、学校法人の各種規程学則に基づき組織体制を構成し、学長、副学長、学部長などの役職者の必要な権限、業務範囲等を定めて大学運営をしている。

また、学長を学則に基づく最終決定者とする学長ガバナンスについては、意思決定プロセスの提示による大学運営の流れを明確化し、学内にて周知することにより、共通認識を持つことができるようになった。

学長ガバナンスの下に適切な大学運営を図るため、2021（令和 3）年度から調整会議を設置し、調整会議にて教育研究等に係る事項や方針等を整理のうえ、運営委員会にて審議し、諸事項の実施を決定している。

調整会議の下、各学部にて「将来構想検討委員会」を設置した。看護学部においては、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（文部科学省）に対応するカリキュラムや 2021（令和 3）年 10 月より始動した「ヘルスケア実践研究センター」の研究活動や地域連携に関する構想を提案し、実行している。一方、総合情報学部においては、「大学院及び総合情報学部次期改革委員会」を発展的に継承して、今後の総合情報学部における教育研究の更なる改革に向けて取り組む。

事務職員については、人材育成の特徴でも記載した通り、様々な研修の他、職員間で互いに学び合い成長するシステムを強化することによって、組織力の向上、多様化する働き方への対応ができるよう努める。更に、大学運営に必要な職員の能力開発をより効果的に行うために働き方改革を視野に入れ、人事カルテシステム（仮称）を活用し、人事評価の制度や運用の見直しを行う。

一方、教務職員は、資格審査マニュアルにおいて研究業績の他、「教育・管理業務・社会活動の評価」を設け、客観的な評価を行っている。評価を通じて、教員一人ひとりが研究者としてだけでなく、優れた教育者を育成するための組織的な研鑽を積む仕組みを構築している（資料 3-4）。

大学運営の適切性を担保するため、内部監査結果を基に、次年度の監査計画、監査手法、内部監査の手引き（ガイドライン）の見直し等を行い、監査業務の改善・向上を図っている。また、部門長及び事務局長に内部監査結果における指摘・改善事項をフィードバックして、

組織的に改善するように理事長から指示している（資料 10（1）－32）。

本学における予算執行プロセスは、各制度、規則、運用方法等の長年の蓄積とシステム化によって構築されたものである。2021（令和 3）年度には財務システムを一新し、予算執行業務においてオンライン決裁が可能なワークフローシステムを導入し、迅速な意思決定と業務の効率化を実現した。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

1. 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財務計画の策定

法人は財政運営に際し、「経営・財政の安定なくして、教育研究の充実・発展なし」を基本方針として、中期計画 N2022 の実現を財政的に担保すると共に、各部門の独立採算制を厳格化し、安定的財政基盤を確立するため、将来構想計画、教育研究計画、人事計画、施設整備計画、施設設備保全計画を反映させた「中長期財政計画 N2026」（2019（令和1）年度～2026（令和8）年度の財政計画）を策定している（資料10（2）-1）。

「中長期財政計画 N2026」は、事業計画の進捗状況や新たな事業計画を反映させるために毎年度更新し、法人が定める財務指標に沿った水準が確保できるか、また確保できたかの点検、確認作業のための指針となっている。

2. 大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

「中長期財政計画 N2026」において、法人が重視する財務指標は次の通り。

- ・事業活動収支差額比率 7%以上
(基本金組入前収支差額÷事業活動収入)
- ・減価償却・機器更新等引当特定資産積立比率 50%以上
(減価償却・機器更新等引当特定資産積立比率÷減価償却累計額)
- ・翌年度繰越支払資金期末残高
人件費・教育研究経費・管理経費の総和（非資金取引を除く）の概ね 80%

なお、本学の 2020（令和2）年度決算における状況は次の通りで、全ての財務指標を達成している。

- ・事業活動収支差額比率 9.6%
- ・減価償却・機器更新等引当特定資産積立比率 58.7%
- ・翌年度繰越支払資金期末残高 125.0%

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1. 大学の理念・目的及びそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財政基盤（または予算配分）

過去5年間（2016（平成28）年度～2020（令和2）年度）の大学経営状況は、大学基礎データ表10 事業活動収支計算書関係比率（大学部門）の通りである。全国平均（「2020（令和2）年度版 今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）医歯系法人を除く）と比べると、収入面では、学生生徒等納付金比率が高く、補助金比率及び寄付金比率が低い傾向にある。教育研究の高度化を推進するうえで、学生生徒等納付金のみに偏らない収入源の多角化が課題となっている。各種補助金事業に積極的に申請することや、本学の蓄積された研究成果を広く外部に発信し、企業等から受託研究費、共同研究費等の外部資金を獲得することを計画に組み込んでいる。また、支出面においては人件費比率及び管理経費比率が若干高く、教育研究経費比率は若干低い傾向にあり、平均値からは大きく乖離していない。

大学の理念・目的及びそれに基づく事業計画を実現するために、事業活動収支差額は安定的にプラスを維持する必要があるが、2017（平成29）年度及び2018（平成30）年度は定員割れの影響で低水準の数値となった。しかしながら、学生確保については入試広報施策の強化により定員を確保した2019（平成31）年度以降は回復傾向となっている。また、同期間における法人全体の財政状況は、「大学基礎データ表11」（貸借対照表関係比率）の通りである。借入金は無く、純資産構成比率は90%以上で高い水準を維持していることから必要な財政基盤は確保されている。

2. 教育研究活動の遂行と財政確保の両面を図るための仕組み

安定的に教育研究活動を遂行し、かつ財政の健全性を確保するためには、予算統制が重要である。学校法人の主要な収入源である学生生徒等納付金は、学生生徒数と学費単価によって積算することが可能で、年度当初にほぼ確定する。確定した収入に対して如何なる教育研究活動に支出するかという活動の計画性を重要視している。

①事前に慎重かつ適正な積算に基づく予算（＝事業計画）を立てることが、より効果的な教育研究活動の遂行に繋がる。

②収入源泉の公共性に配慮し、教育研究活動を行ううえでは予算を適正に使用することは当然であるとともに、効果的な使用計画（＝事業予算）と実際の使用過程における無駄や浪費の排除に留意し、計画的に諸活動を行うよう努めている。

これらについて、毎年度学校法人が定める「予算事務取り扱いの手引き」により明示されている（資料10（1）-30）。

本学における外部資金（科学研究費助成事業、寄附金、受託研究費、共同研究費等）

の獲得状況は次の通りである。

1. 科学研究費助成事業

本学における過去7年間の科学研究費助成事業の申請件数、採択件数、採択率、総採択件数、交付額は次の通りである。

年度	申請件数 (新規)	採択件数 (新規)	採択率	総採択件数 (継続分含む)	交付額
2015 (平成 27) 年度	17 件	1 件	5.9%	9 件	10,530 千円
2016 (平成 28) 年度	15 件	3 件	20.0%	8 件	9,100 千円
2017 (平成 29) 年度	20 件	2 件	10.0%	8 件	22,650 千円
2018 (平成 30) 年度	19 件	4 件	21.1%	13 件	21,770 千円
2019 (令和 1) 年度	21 件	8 件	38.1%	14 件	27,560 千円
2020 (令和 2) 年度	20 件	5 件	25.0%	17 件	33,930 千円
2021 (令和 3) 年度	14 件	3 件	21.4%	14 件	19,110 千円

2015 (平成 27) 年度から 2017 (平成 29) 年度にかけては 15 件前後の申請件数であったが、2017 (平成 29) 年度の看護学部を設置により、2017 (平成 29) 年度から申請件数 20 件前後、総採択件数 10 件前後、交付額 2 千万円前後となった。

なお、傾向としては、基盤研究 (C) への申請が最も多く、加えて若手研究、挑戦的研究 (萌芽) への申請となっており、採択については、基盤研究 (C) が多い。

2. 受託試験研究 (共同研究を含む)

本学における過去7年間の受託試験研究 (共同研究を含む) の受入件数、受入額は次の通りである。

年度	受入件数	受入額
2015 (平成 27) 年度	7 件	40,750 千円
2016 (平成 28) 年度	6 件	35,369 千円
2017 (平成 29) 年度	7 件	13,489 千円
2018 (平成 30) 年度	5 件	6,699 千円
2019 (令和 1) 年度	7 件	11,837 千円
2020 (令和 2) 年度	10 件	22,483 千円
2021 (令和 3) 年度	5 件	10,496 千円

この7年間は、5社前後の企業との継続的な受託研究、共同研究に加え、年1～2件の独立行政法人等の委託事業を受託している。

3. 寄付金 (奨学寄付金のみ)

本学における過去7年間の寄付金 (奨学寄付金のみ) の受入件数、受入額は次の通りである。

	受入件数	受入額
2015（平成 27）年度	3 件	800 千円
2016（平成 28）年度	2 件	500 千円
2017（平成 29）年度	5 件	3,900 千円
2018（平成 30）年度	5 件	5,520 千円
2019（令和 1）年度	4 件	1,195 千円
2020（令和 2）年度	3 件	2,280 千円
2021（令和 3）年度	0 件	0 円

この 7 年間の推移のうち、2017（平成 29）年度～2020（令和 2）年度にかけて、公益財団法人日本生命財団からの助成金として総額約 7,500 千円を獲得した。

その他、2020（令和 2）年度私立大学等研究設備等補助金（私立大学等研究設備等整備費）に採択され、データ解析処理を高速に行うシステムを構築するための高性能計算機システムに 8,944,000 円（完成総額 20,790,000 円）が交付されることとなった。

（2）長所・特色

法人及び大学では「中長期財政計画 N2026」及び目標とする財務指標の策定に際しては、教育研究活動の推進及び安定的財政運営を両立する必要がある。これを担保するため、理事長、常務理事、及び学長等の学内理事で構成される学校法人東京農業大学連絡協議会を設置し、理事会での決議の前に教学面と財政面から審議するという慎重な法人運営体制を構築している。

本学の外部資金獲得のため、総合情報研究所では、総合情報研究所プロジェクト研究（学内予算による研究プロジェクト）を実施し、土台となる基礎的研究を推進することにより、その成果を引き継ぐ形で公的あるいは民間の研究助成への応募を促している。

（3）問題点

「中長期財政計画 N2026」は毎年度決算後に更新し予実管理を行っている。予実の差異分析から、効果的かつ効率的な予算配分が行われているか否かの評価方法や、また、予算執行時における教育研究活動の効果測定方法の確立には至っておらず、今後の課題として挙げられる。

本学の学生生徒納付金納付金比率は、2017（平成 29）年度 91.2%、2018（令和 30）年度 90.5%、2019（令和 1）年度 91.4%、2020（令和 2）年度 87.6%と 2020（令和 2）年度を除き 90%を超えて推移し、私立大学平均 75.1%（2019（令和 1）年度）と比較して高い依存率を示しており、外部資金の獲得及び補助金収入の増額が課題となっている。そのため、本法人では、2022（令和 4）年度予算編成方針において、「私立大学総合改革事業」及び「教育の質に係る客観的指標」を充足することを示し、本学では 2022（令和 4）年度から数年間かけて制度改正、取り組みを強化することを計画している。

一方で、外部資金の獲得については、総合情報研究所プロジェクト研究の推進により、科学研究費助成事業を中心とした公的研究資金への応募及び企業等との受託研究・共同研究の実施を促しており、応募件数や採択件数が増加傾向にあるが十分とはいえない。これは、COVID-19 の影響として、調査等フィールドワーク実施に係るハードルが高く、研究成果を上げることが困難な見込みから申請を見送る傾向が強い。また、既に採択されている継続研究については、COVID-19 により多くの研究が研究期間の延長手続きが取れており、新たな申請に対する障壁となることが要因となっている。

今後、外部資金獲得においては、①科学研究費助成事業にかかる申請数及び採択件数を伸ばすための実効性の高い施策の実行、②「先端データ科学研究センター」及び「ヘルスケア実践研究センター」との連携による研究の強化、③外部機関による研究助成公募情報の周知方法を見直すなど、更なる対策が必要である。

2020（令和 2）年度私立大学等研究設備等補助金（私立大学等研究設備等整備費）に採択され、データ解析処理を高速に行うシステムを構築するための高性能計算機システムに 8,944,000 円（完成総額 20,790,000 円）が交付されることとなった。引き続き、研究の活性化に必要な設備を拡充するための補助金獲得を目指す。

（４）全体のまとめ

本学は、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立する手段として、中期計画 N2022 及び「中長期財政計画 N2026」を策定し、これに基づき事業計画と財政計画の管理運営を行っている。現在の財務状況として、事業活動収支差額は収入超過を確保しているとともに、設定した財務指標を達成している。

今後も引き続き入学定員を確保すること、退学者減少に向けた対策を講じること、収入源を多角化すること等により安定的に収入を確保する一方、不断の改革・改善による業務効率化により支出を抑制して財源を確保し、本学が推進する特徴的な教育研究活動に重点配分する施策を実行する。

中期計画 N2022 及び大学の理念・目的に適う教育の質を向上するための具体的な目標として、「私立大学総合改革事業」及び「教育の質に係る客観的指標」を充足するため計画的に制度改正、取り組みの強化を計画している。

このような財政においては、学生生徒納付金比率に課題はあるが、概ね安定した財政状況にあり、学長ガバナンス、法人ガバナンスによるプロセスの明確化、計画に基づき執行され、適正な運用を図っている。

終 章

本学は、建学の精神「未来を切り拓く」のもと、高度情報化社会で活躍できる人材の養成を堅持し、教育理念「現代実学主義」を踏まえ、来るべき社会変革に対応する教育を実践するため、2019 年度から 4 年間での達成目標を定めた中期計画 N2022（2019（平成 31）年～2022（令和 4）年）を策定した。

第 2 期中期計画 N2018（2015（平成 27）年～2018（平成 30）年）（以下、「中期計画 N2018」という。）の 4 年間は本学創立 30 年以来、情報系の単科大学として 1 学部体制で行っていた教育研究を改革するものであった。「Society5.0」や「人生 100 年時代」が謳われる現代社会の要請に応えるため、総合情報学部では 1 学科 12 コース制から 1 学科 3 学系（情報システム学系・数理情報学系・社会情報学系）制に改組し、総合的に情報学を学べる体制を構築した。また、地域医療に貢献することができる看護職の養成を目的として、2017（平成 29）年に看護学部を開設した。

中期計画 N2018 における学部改組等を踏まえ、社会的要請の高い「総合情報学」を構築するため、大学院総合情報学研究科に既設の情報システム系列と社会情報系列に加え、令和 3（2021）年 4 月から総合情報学における重要な命題として、ヘルスケア情報のデータサイエンティストとして適切な能力と技能を身に付け、人々が安心できる健康福祉社会を形成するために必要な情報活用の専門家の育成のため、「ヘルスケア情報系列」を新たに設けて内外に明示することとした。

これらの教育研究を更に推進すべく、総合情報学部の下に 2020（令和 2）年 11 月に先端データ科学研究センターを設置した。当センターは生命情報研究ユニット、情報セキュリティ研究ユニット、機械学習研究ユニット、情報基盤研究ユニットから構成されている。研究面では多種多様なデータから有益な情報を抽出し、知識として利活用するための技術や解析手法を研究している。教育面では、学部 1・2 年次生から先端的研究に触れることができる早期研究体験プログラムを提供することにより、研究者としての基本的能力を身に付けさせている。また、このプログラムを受講する学生には大学院への進学を推奨しており、将来社会をリードする研究能力を有する研究者やエンジニアの養成を目指している。

少子超高齢社会が抱える問題の解決に寄与することを目的として 2021（令和 3）年 10 月に、看護学部の下にヘルスケア実践研究センターを設置した。当センターでは学生と地域住民との交流機会を創出することによって、①地域と本学のつながりの強化、②看護師や保健師を志す学生の課外活動での学びの深化に取り組んでいる。また、災害時等における IT を活用した病院連携のシステムの構築や高齢者への ICT 教育を計画している。当センターで取得した医療データを先端データ科学研究センターが所有するデータ分析・解析力を利活用することにより、医療データの利用範囲の拡大を目指している。

組織の経営基盤強化にも積極的に取り組んでおり、特にガバナンス強化による組織力の強化、業務の効率化、財務基盤の強化等経営資源の基盤構築を積極的に図り、教育研究活動の更なる充実を行うための基盤の強化を進めている。

情報技術と医療の進歩により人々の暮らしは豊かになったが、同時に社会問題も複雑化した。本学は社会からの関心が高い「情報学」と「看護学」を教授する大学として、学生が求める学びや社会が求める能力を把握し、教育を行っていく所存である。そして、本学で学んだ学生が大きく成長し、情報学や看護学で培った知識と技術を用いて複雑化した社会問題の解決に貢献することによって、本学は社会的使命を果たしていこうと考えている。そのためには、本学が解決すべき課題に真摯に向き合い、第4期中期計画 N2026 の下、教育研究を検証し、前進する所存である。